平　成　27　年

第１回定例会会議録

平成27年３月２日

〜

平成27年３月24日

田　上　町　議　会

目　　　　　　　　　次

○田上町告示第５号 ……………………………………………………………………………1
○会期日程 ……………………………………………………………………………………2
○応招議員 ……………………………………………………………………………………4
○町長提出議案一覧表 ………………………………………………………………………5

会期第１日［第１号］（３月２日（月））

○招集年月日、招集場所 ……………………………………………………………………9
○出席議員 ……………………………………………………………………………………9
○欠席議員 ……………………………………………………………………………………9
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 ……………9
○本会議に職務のため出席した者の氏名 …………………………………………………9
○開　　会 …………………………………………………………………………………１０
○開　　議 …………………………………………………………………………………１１
○日程第　１　会議録署名議員の指名 ……………………………………………………１１
○日程第　２　会期の決定 …………………………………………………………………１１
○日程第　３　諸般の報告 …………………………………………………………………１２
○日程第　４　議案第２６号　平成２７年度田上町一般会計予算議定について ……１９
○日程第　５　議案第２７号　同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について ………………………………………………………１９
○日程第　６　議案第２８号　同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について ………………………………………………………１９
○日程第　７　議案第２９号　同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について ………………………………………………………１９
○日程第　８　議案第３０号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について ……………………………………………………１９
○日程第　９　議案第３１号　同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について ………………………………………………………１９
○日程第１０　議案第３２号　同年度田上町介護保険特別会計予算議定について ……………………………………………………………１９
○日程第１１　議案第３３号　同年度田上町水道事業会計予算議定について ………１９

○日程第１２　議案第１４号　田上町介護保険条例の一部改正について ……………３０
○日程第１３　議案第１５号　田上町道路占用料徴収条例の一部改正について ……３０
○日程第１４　承認第　１号　専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告について…………………………３２
○日程第１５　議案第　１号　田上町横場運動広場設置条例の制定について ………３３
○日程第１６　議案第　２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について ………………………………３３
○日程第１７　議案第　３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について ……………………………………………………３３
○日程第１８　議案第　４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について ……………………………………………………３３
○日程第１９　議案第　５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について ………………………………………………………３３
○日程第２０　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について …………………３３
○日程第２１　議案第　７号　田上町行政手続条例の一部改正について ……………３３
○日程第２２　議案第　８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について ………………………………………３３
○日程第２３　議案第　９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について ……………………………………………………３３
○日程第２４　議案第１０号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正について ………………………………………………………３３
○日程第２５　議案第１１号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について ……………………………………………………３３
○日程第２６　議案第１２号　田上町立保育所条例の一部改正について ……………３３
○日程第２７　議案第１３号　田上町営野球場条例の一部改正について ……………３３
○日程第２８　議案第１６号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について …………………………３３
○日程第２９　議案第１７号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について ………………………………………………………３５
○日程第３０　議案第１８号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について ……………………………………………３６

○日程第３１　議案第１９号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………３６
○日程第３２　議案第２０号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について ………………………………３６
○日程第３３　議案第２１号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………３６
○日程第３４　議案第２２号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………３６
○日程第３５　議案第２３号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………３６
○日程第３６　議案第２４号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について ……………………………………３６
○日程第３７　議案第２５号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について ………………………………………３７
○散　　会 ……………………………………………………………………………４１
○議事日程 ……………………………………………………………………………４２

会期第１０日［第２号］（３月１１日（水））

○招集年月日、招集場所 ………………………………………………………………４５
○出席議員 ……………………………………………………………………………４５
○欠席議員 ……………………………………………………………………………４５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 …………４５
○本会議に職務のため出席した者の氏名 ………………………………………………４５
○開　　議 ……………………………………………………………………………４６
○日程第１　一般質問 …………………………………………………………………４６
　　９番　川　口　與志郎　君 ………………………………………………………４６
　１１番　池　井　　　豊　君 ………………………………………………………５５
　１２番　関　根　一　義　君 ………………………………………………………６３
　　２番　椿　　　一　春　君 ………………………………………………………７５
　　８番　松　原　良　彦　君 ………………………………………………………８２
　　１番　今　井　幸　代　君 ………………………………………………………９１
○散　　会 …………………………………………………………………………１０６

○議事日程 ……………………………………………………………………………１０７

会期第１１日［第３号］（３月１２日（木））
○招集年月日、招集場所 ……………………………………………………………１０９
○出席議員 ……………………………………………………………………………１０９
○欠席議員 ……………………………………………………………………………１０９
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 ………１０９
○本会議に職務のため出席した者の氏名 …………………………………………１０９
○開　　議 ……………………………………………………………………………１１０
○日程第　１　承認第　１号　専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告について………………………１１０
○日程第　２　議案第　１号　田上町横場運動広場設置条例の制定について ……１１１
○日程第　３　議案第　２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について ……………………………１１１
○日程第　４　議案第　３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について ……………………………………………………１１１
○日程第　５　議案第　４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について ……………………………………………………１１１
○日程第　６　議案第　５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について ……………………………………………………１１１
○日程第　７　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ………………１１１
○日程第　８　議案第　７号　田上町行政手続条例の一部改正について …………１１１
○日程第　９　議案第　８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について ……………………………………１１１
○日程第１０　議案第　９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について ……………………………………………………１１１
○日程第１１　議案第１０号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正について ……………………………………………………………１１１
○日程第１２　議案第１１号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について ……………………………………………………１１１
○日程第１３　議案第１２号　田上町立保育所条例の一部改正について …………１１１

○日程第１４　議案第１３号　田上町営野球場条例の一部改正について …………１１１
○日程第１５　議案第１６号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について …………………………１１１
○日程第１６　議案第１７号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について ……………………………………………………１１８
○日程第１７　議案第１８号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について ……………………………………………１１９
○日程第１８　議案第１９号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………………１１９
○日程第１９　議案第２０号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について ………………………………１１９
○日程第２０　議案第２１号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………１１９
○日程第２１　議案第２２号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………１１９
○日程第２２　議案第２３号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について ………………………………１１９
○日程第２３　議案第２４号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について …………………………………………１１９
○日程第２４　議案第２５号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について ……………………………………………１１９
○日程第２５　請願第　１号　農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について ……………………………………………１２４
○日程第２６　発委第　１号　田上町議会委員会条例の一部改正について ………１２７
○日程第２７　発委第　２号　田上町議会会議規則の一部改正について …………１２７
○日程第２８　発委第　３号　専決処分事項の指定について ………………………１２７
○散　　会 …………………………………………………………………………………１３２
○議事日程 …………………………………………………………………………………１３３

会期第２３日［第４号］（３月２４日（火））

○招集年月日、招集場所 ………………………………………………………………１３７
○出席議員 …………………………………………………………………………………１３７

○欠席議員 ……………………………………………………………………………………１３７
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 ………１３７
○本会議に職務のため出席した者の氏名 ………………………………………………１３７
○開　　議 ……………………………………………………………………………………１３８
○日程第　1　議案第３４号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８号）
議定について ……………………………………………１３８
○日程の追加 …………………………………………………………………………………１３９
○追加日程第１　議案第３４号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８
号）議定について ……………………………………１４０
○日程第　2　議案第１４号　田上町介護保険条例の一部改正について …………１４２
○日程第　3　議案第１５号　田上町道路占用料徴収条例の一部改正について …１４２
○日程第　4　議案第２６号　平成２７年度田上町一般会計予算議定について …１４３
○日程第　5　議案第２７号　同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ
いて ……………………………………………………１４３
○日程第　6　議案第２８号　同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に
ついて …………………………………………………１４３
○日程第　7　議案第２９号　同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に
ついて …………………………………………………１４３
○日程第　8　議案第３０号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定
について ………………………………………………１４３
○日程第　9　議案第３１号　同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に
ついて …………………………………………………１４３
○日程第１０　議案第３２号　同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい
て ………………………………………………………１４３
○日程第１１　議案第３３号　同年度田上町水道事業会計予算議定について ……１４３
○日程第１２　閉会中の継続調査について ……………………………………………１４９
○閉　　会 ……………………………………………………………………………………１５０
○議事日程 ……………………………………………………………………………………１５１

田上町告示第５号

平成２７年第１回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２７年２月１８日

田　上　町　長　　佐　藤　邦　義

１．期　　日　　　平成２７年３月２日

２．場　　所　　　田上町議会議場

平成２７年　　第１回　田上町議会（定例会）会期日程

月　日（曜）	開 議 時 間	本委区分	内　　　　　容
３．　２（月）	午前　９：００	本 会 議	・開　　会（開議） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・平成２７年度予算議案上程（町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託 ・同年度予算関連議案上程（提案説明・質疑・予算審査特別委員会付託） ・その他議案上程（提案説明・質疑・各常任委員会付託） ・散　　会
３．　３（火）			議案調査
３．　４（水）			議案調査
３．　５（木）	午前　９：００	委 員 会	総務産経常任委員会（付託案件審査）
３．　６（金）			議案調査
３．　７（土）			（休　会）
３．　８（日）			（休　会）
３．　９（月）	午前　９：００	委 員 会	社会文教常任委員会（付託案件審査）
３．１０（火）			議案調査
３．１１（水）	午前　９：００	本 会 議	・開　　議 ・一般質問 ・散　　会
３．１２（木）	午前　９：００	本 会 議	・開　　議 ・一般質問 ・議案審議（委員長報告・質疑・討論・採決） ・散　　会
３．１３（金）			議案調査

月　日（曜）	開 議 時 間	本委区分	内　　　　　容
３．１４（土）			（休　会）
３．１５（日）			（休　会）
３．１６（月）	午前　９：００	委 員 会	予算審査特別委員会（付託案件審査）
３．１７（火）	午前　９：００	委 員 会	予算審査特別委員会（付託案件審査）
３．１８（水）	午前　９：００	委 員 会	予算審査特別委員会（付託案件審査）
３．１９（木）	午前　９：００	委 員 会	予算審査特別委員会（付託案件審査）
３．２０（金）			議案調査
３．２１（土）			（休　会）春分の日
３．２２（日）			（休　会）
３．２３（月）			議案調査
３．２４（火）	午後　１：３０	本 会 議	・開　　議 ・議案審議（委員長報告・質疑・討論・採決） ・閉　　会

応招議員（１３名）

１番	今井　幸代	君
２番	椿　　一春	君
３番	有川りえ子	君
４番	浅野　一志	君
５番	熊倉　正治	君
７番	川﨑　昭夫	君
８番	松原　良彦	君
９番	川口與志郎	君
１０番	渡邉　正策	君
１１番	池井　　豊	君
１２番	関根　一義	君
１３番	泉田　壽一	君
１４番	小池真一郎	君

平成２７年第１回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議 案 番 号	件　　　　　名
承 認 第 １ 号	専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について
議 案 第 １ 号	田上町横場運動広場設置条例の制定について
議 案 第 ２ 号	田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について
議 案 第 ３ 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議 案 第 ４ 号	町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について
議 案 第 ５ 号	田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議 案 第 ６ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議 案 第 ７ 号	田上町行政手続条例の一部改正について
議 案 第 ８ 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
議 案 第 ９ 号	田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について
議案第１０号	田上町社会教育委員設置条例の一部改正について
議案第１１号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
議案第１２号	田上町立保育所条例の一部改正について
議案第１３号	田上町営野球場条例の一部改正について

議 案 番 号	件　　　　　　　　　　　　　名
議案第１４号	田上町介護保険条例の一部改正について
議案第１５号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第１６号	田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について
議案第１７号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について
議案第１８号	平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について
議案第１９号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
議案第２０号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について
議案第２１号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について
議案第２２号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
議案第２３号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について
議案第２４号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について
議案第２５号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について
議案第２６号	平成２７年度田上町一般会計予算議定について
議案第２７号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について

議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　　　　名
議案第２８号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
議案第２９号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第３０号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第３１号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第３２号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
議案第３３号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

第　　１　　号

（　　３　月　２　日　）

平成２７年田上町議会
第１回定例会会議録
（第１号）

1　招集場所　　田上町議会議場
2　開　　議　　平成２７年３月２日　　午前９時
3　出席議員

１番	今井幸代君	９番	川口與志郎君
２番	椿　一春君	１０番	渡邉正策君
３番	有川りえ子君	１１番	池井　豊君
４番	浅野一志君	１２番	関根一義君
５番	熊倉正治君	１３番	泉田壽一君
７番	川﨑昭夫君	１４番	小池真一郎君
８番	松原良彦君		

4　欠席議員
　なし
5　地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺　仁
副町長	小日向　至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山　敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井　薫	会計管理者	吉澤　宏
地域整備課長	土田　覚	教育委員会事務局長	福井　明

6　本会議に職務のため出席した者の氏名
　議会事務局長　中野幸作
　書　　記　渡辺絵美子
7　議事日程
　別紙のとおり
8　本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

午前９時００分　　開　会

議長（渡邉正策君）　改めておはようございます。本日、平成27年第１回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　改めまして皆さん、おはようございます。議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成27年第１回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいま町村議会議員として15年以上にわたり地域の振興、発展に貢献された泉田議員に全国町村議会議長会から表彰状が今伝達されましたが、今後も田上町発展のためにご尽力いただけることをお願いいたしまして、お祝いの言葉にさせていただきます。

さて、今年の冬は、山間地では豪雪で大変な状況のようでしたが、幸い田上町では降っては消え、降っては消えを繰り返したため、積雪量は少なかったものの、それでも２月上旬には除雪経費が不足する状況となりました。しかし、立春を過ぎ、三寒四温を繰り返しながら、ようやく春の日差しを感じる季節となりました。

ところで、国は地方創生事業の地域における消費喚起の一環として、プレミアつき商品券などの発行事業を含む生活支援型や地方の積極的な取り組みを支援する交付金型などの地方創生先行型等の事業を進めております。そこで、当町も準備が整い次第、関連事業の経費を平成26年度の予算に追加補正の予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会におきます議案としては、除雪経費に関連する平成26年の一般会計の補正予算１件の専決処分の報告と羽生田野球場の指定管理に伴う横場運動広場設置条例の制定、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定及びこれらに関連した特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正や関連する法律の改正などにより保育

所条例や行政手続条例などの一部改正など、合わせて条例の制定が２件と条例の一部改正が13件あるいは条例の改廃となっております。

また、来年度に至りましては、平成26年度の各会計の予算の実績に伴います補正予算８件と、後ほど施政方針で説明申し上げますが、平成27年度の一般会計及び特別会計予算８件の合計33議案をご提案いたしております。

なお、私ごとでありますが、先週インフルエンザと診断され、医師のほうから５日間の外出禁止命令ということで、議会運営委員会を欠席をさせていただくなど大変ご迷惑をおかけいたしました。おかげさまで今はある程度よくなりましたが、今定例会は新年度予算案の審議をお願いする議案であり、提出議案も多いことから、長期間にわたると思いますので、どうか議員各位におかれましては十分ご留意いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前９時０６分　　開　議

議長（渡邉正策君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（渡邉正策君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

７番　　川　﨑　昭　夫　議員

８番　　松　原　良　彦　議員

を指名いたします。

日程第２　会期の決定

議長（渡邉正策君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日２日から24日までの23日間といたしたいと思います。これに

ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日２日から24日までの23日間と決定いたしました。

日程第３　諸般の報告

議長（渡邉正策君）　日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定により例月出納検査結果報告書の11月、12月及び１月分並びに同法第199条第９項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願の１件であります。この請願は、会議規則第91条及び第92条第１項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めております。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　おはようございます。それでは、総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

２月10日に行いましたが、今回は産業振興課、地域整備課、そして総務課ということで調査を行いましたが、産業振興課のほうは湯っ多里館の改修状況と現地調査を含めて調査を行いました。それと、生産調整と今後の農業施策ということでございました。

それと、地域整備課については、26年度の工事の発注状況、それと除雪の状況、総務課については26年度の少子化対策の取り組み状況というほぼ結論的なものを調査をいたしました。

湯っ多里館の改修状況につきましては、12月中休館をして改修工事を行っていたということでございましたが、改修の状況については、全館にわたって床、壁、天

井、設備等の改修が行われて、あの時点では工事費は約5,900万円ほどかかっているという報告でございました。私の感じとしては、全体的にきれいに改修は行われていたというふうに感じました。入館者のほうは、改修後１カ月、１月分でございますが、１万9,000人ほどということで、前年とそう変わりはないということでございました。

質疑の中では、壁紙の色等が前の同系色で改修をされていたということで、ああ、変わったなというふうな、余りインパクトが感じられない改修ではなかったのかというような指摘がございました。

生産調整の関係につきましては、町の27年産米の生産数量は2,947.2トンということで、前年より67.52トン、2.2％の減、転作面積率は40.9％ということで、前年が38.6％ということでございますので、2.3％の増ということで、ついに面積が40％を超えたという説明でございました。生産目標数量推進助成金の新年度予算盛られておりますが、2,880万円ということで、前年と同額ということでございました。

質疑の中では、在庫米の関係とか需要と供給のバランスといったような問題が議論をされました。

それと、地域整備課の関係につきましては、工事の発注状況ではほとんど予算上に計上されたものについては発注済みということで、５件ほどまだ発注されていないということでございましたが、２月中に発注はするということで、全て発注は終わる予定ということでございました。

それと、除雪の状況につきましては、一斉除雪が早朝が３回、日中が２回ということで５回出動しているということでございまして、今年の降雪は173センチということで少ないほうというような説明でございました。

それと、総務課の関係では、少子化対策でございますが、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給制度、これは19件申し込みがあるということでございました。

それと、新婚世帯の家賃支援事業、これは17世帯ということで、新規は６世帯増えているということでございました。

それと、空き家バンクについては、家屋が１件、土地が10件ということで、新規では家屋が１件、土地が４件増えているということでございました。

それと、出会いサポートということで、11月に加茂市において行ったものについては、参加者は男性15人、女性14人ということで、カップルが７組成立をしているという報告がございました。

それと、結婚推進事業につきましては、親御さん向けを10月で行ったものでは27人の参加、それと独身男女向けは11月に行ったものについては25人の参加、それと独身カップル向けということで２月に行ったものについては15人の参加があったという報告がございました。

それと、中学生向けの講演会ということで、中学２年生向けに12月に行ったということで、これは対象は79名ということだったそうでございます。

それと、少子化定住対策ということで、公有地の売却を格安で進めたいという説明もございましたが、今回の予算の中にものっておりますが、これについては指導もあって、条件を付すことを条例で規定をしたいというような説明がございました。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を行います。

（社会文教常任委員長　川﨑昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川﨑昭夫君）　改めましておはようございます。２月の12日の日行われました社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

今回は、町民課、保健福祉課、教育委員会の調査を行いました。

町民課では、国民健康保険の制度改正についてですが、市町村国保の都道府県化に向けて厚労省が30年度から都道府県が保険財政の運営主体となって中心の役割を担うとともに、同年度に総額3,400億円程度の公費負担を投入して構造問題への対応を図り、基盤強化を進める方針で、予算関連法案として提出されるものでありまして、法案が通れば具体的な説明があるかと思うので、今回は内容は省略いたします。

保健福祉課では、介護保険の制度改正についてです。制度改正の主なポイントは、利用料金の自己負担が年金280万円以上の人は２割負担となるということ、次に特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入って生活する場合は、食費や部屋代は原則として自己負担となります。３番目に、要支援向けの訪問介護と通所介護、デイサービスですが、これは市町村の事業に移管されます。それから、４番目として、特別養護老人ホームの新規入所は、原則介護３から介護５に限られていきます。以上が制度改正の主な内容ですが、４月以降順次実施される予定です。

続きまして、教育委員会では幼児園・小中学校の現況報告です。最初に、竹の友幼児園関係ですが、幼児園のインフルエンザ罹患状況ですが、１月30日から２月７日までの登園自粛を行いましたが、特に２月の２日、３日は40人ぐらいの罹患がありました。園児264人中未満児が27人、以上児が60人、計87人が罹患しましたが、現

在落ちついているという報告でありました。

次に、平成27年度入園児童申し込み状況ですが、２月１日現在、定員278名のところ266名で、広域入所希望者は加茂市は18名、三条市は１名の報告でした。

続きまして、小学校、中学校の状況ですが、いじめについて１月30日現在、羽生田小学校で２件で、形態はからかいだそうです。２番目に、不登校で、30日以上の欠席者数は田上小学校で４人、羽生田小学校で２人の計６人、中学は１年生１人、２年生３人、３年生が８名の計12人となっております。生徒指導上で特に支援が必要な学級は、田上小学校の１件の報告でした。

インフルエンザの感染状況ですが、田上小学校では３年生の学年閉鎖が２月７日から10日、２月10日から12日の１年生の学年閉鎖、５年１組の学級閉鎖がありました。羽生田小学校では、２月10日から12日の学級閉鎖、２年１組、６年２組の学級閉鎖の、以上の報告でありました。

以上で社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。川﨑委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（４番　浅野一志君登壇）

４番（浅野一志君）　それでは、平成26年加茂市・田上町の消防衛生組合議会12月定例会についてご報告いたします。

せっかくですので、配付されている順番にご説明いたします。最初に、まず決算の報告がありました。歳入合計12億671万336円、歳出合計が11億9,294万1,122円、差し引き合計1,376万9,214円の平成25年度加茂市・田上町消防衛生組合一般会計決算を審議し、認定しました。

25年度の成果としては、デジタル無線の導入が挙げられています。

次に、加茂市・田上町消防衛生組合の給与に関する条例について説明がありました。平均0.63％、勤勉手当が0.15カ月分引き上げられるなどの条例の一部改定が承認されました。

また、この給与などに充てるため、歳入歳出予算それぞれ756万円を追加し、歳入歳出の総額はそれぞれ９億6,453万1,000円となりました。

以上です。

議長（渡邉正策君）　報告が終わりました。浅野議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（５番　熊倉正治君登壇）

５番（熊倉正治君）　三条地域水道用水供給企業団の平成27年第１回定例議会の報告を行います。

今回の定例会は、平成27年度の水道用水供給事業会計予算の１件だけでございました。予算書もついておりますので、細かい数字は申し上げませんが、全会一致で可決をされたということでございました。

それと、特徴的なものとしては、以前から言われておりましたが、予算の中に浄水場で小水力発電設備工事を行うということで、これが総額で約２億2,000万円ほどかかるということだそうでございますが、売電価格が34円で固定で買い取りをしてもらえるということで、十分採算が合うというような説明もございましたが、発電容量は時間当たり49.5キロワットということだそうでございます。

以上が水道企業団の報告でございます。

議長（渡邉正策君）　報告が終わりました。熊倉議員、ご苦労さまでございました。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（２番　椿　一春君登壇）

２番（椿　一春君）　それでは、一部事務組合の報告で、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホームについて報告いたします。資料の31ページになります。

平成27年の２月24日に行われました。議題としては、平成27年度の施設組合の予算が議題でありまして、もう一個は専決処分についての認定でございました。まず、予算についてですが、歳入歳出それぞれ２億335万9,000円の予算になりまして、34、35でその科目について分かれております。

もう一ページはぐっていただいて、前年度との比較があるのですが、今回の特徴的なものでは、歳入のほうで６番目のところバッテンがついているのですが、各市町村への分担金、負担金というのが1,139万3,000円、これがゼロになっております。これについては、入居者の、利用者の数が増えたというのと、経営努力によって市町村の求めるものをゼロにするというのを24年から目標にしていたものだそうです。

ここの件につきまして質問がありました。質問したのは私なのですけれども、今年度負担金ゼロでありますが、次年度以降についてはこの自立した経営を続けていくのかどうかということを質問いたしました。その回答としては、基本的にはゼロですが、今後関係部署と協議して、必要に応じて分担金、負担金を求めることがあるというふうな回答でありました。

以上が予算であります。

次に、38、39ページのところで専決処分の報告なのですが、新潟県市町村事務組合の規約の変更ということで、見附市と新潟県中越福祉事務組合を加えるという規約の変更でありました。これは承認されました。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（８番　松原良彦君登壇）

８番（松原良彦君）　それでは、私のほうから中越福祉事務組合の第１回定例会の報告をさせていただきます。お手元の資料40ページからごらんいただきたいと思います。

期日は、平成27年２月28日、場所は見附市のまごころ学園で行われました。

はじめに、見附市の議会議員の選挙の関係で議長がかわりましたので、その交代として新しい議長を同じ見附市の亀田満氏を満場一致で承認いたしました。

補正予算の関係では、平成26年度補正予算は4,518万9,000円を追加するもので、内容としては退職手当や施設整備積立金、新しく音楽療法学習を行うための楽器の購入費などが上げられておりました。

次に、平成27年度の中越福祉事務組合予算は、総額、歳入歳出ともそれぞれ４億2,986万8,000円として、歳入としては主なことは市町村分担金、使用料及び手数料、県支出金などでございます。審議の結果、３議案とも承認及び可決いたしました。

田上町の分担金は、昨年よりも1,000円高い533万4,000円であります。

会議終了後、全員でまごころ学園寮を見学いたしました。

それから、会議が終わりましたら、執行側のほうからまごころ学園・まごころ寮の施設整備検討会議というものがございまして、その経過説明、お話が少しございました。検討会は２回行っておりまして、26年の８月28日、27年の１月22日でございます。現在の施設建物の課題というようなことをちょっと少しお話しさせていただきますと、この建物は、昭和58年の建設建物でございまして、大体30年以上が経過しておりました。建物も老朽化、その中に生活される利用者においても重度、高齢化に伴い歩行困難の車椅子利用の増加と、それから建設と建物の利用者の状況はバリアフリー等の改修が車椅子の関係で求められていること、それから現在は４人１部屋で生活をしておりますけれども、昔の建物様式でございまして、3.3平方メートル、一応畳２枚分の広さで生活をしているということで、プライバシーの保護やいろんな問題で手狭、それから現況がそれについていけないなどのことで、改築の

方向を今進めているということでございます。

それから、まごころ寮の入所者の平均年齢は47歳１カ月で、60歳以上の方が５名いるというようなこともお話がありました。そういうことで、これから新しい建物の新設に向かって準備をしておりますので、よろしくお願いしますというようなことがございました。

以上でございます。

議長（渡邉正策君）　報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（７番　川﨑昭夫君登壇）

７番（川﨑昭夫君）　続きまして、新潟県後期高齢者医療広域連合議会２月定例会議の報告をいたします。

定例会は、おとといの２月の28日、自治会館で開かれました。

提出議案は、専決処分１件、追加議案１件、計８件でした。

議案第１号の専決処分についてですが、専決第１号　新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでした。内容は、公平委員会に関する共同処理事務に見附市及び新潟県中越福祉事務組合が加わる規約の変更について、新潟県総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから、２月の２日付けで専決を行ったものであります。

それから、議案第２号ですが、新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について。この改正は、行政手続法の一部改正に合わせ、新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例について同様に改正するものであります。

議案第３号ですが、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてです。改正内容は、失効期日を平成27年度末とするために所要の改定を行うものであります。

議案第４号ですが、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）についてです。内容は、前年度繰越金を確定するとともに、前年度事業実績の精算に伴う共通経費負担金及び償還金を補正するもので、1,546万9,000円を追加し、27億3,027万5,000円とするものであります。

議案第５号　平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてです。この補正も一般会計補正と同じく繰越金の確定、事業実績の精算に伴う償還金等や医療財政調整基金積立金を補正するものでありまして、７億9,742万8,000円を追加いたしまして、2,564億4,662万1,000円とするもの

であります。

議案第６号　平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてですが､内容は歳入歳出総額を29億3,968万3,000円とするもので､対前年度２億2,487万7,000円で、8.3％の増であります。

議案第７号　平成27年度後期高齢者医療特別会計予算についてですが、内容は歳入歳出予算額2,594億8,084万1,000円とするもので、対前年度75億954万1,000円で、３％の増でありました。

以上７議案、いずれも原案承認、可決されました。

また、当日追加議案で議会選出の監査委員の退任がありまして、監査委員の選任がありました。燕市の渡邉雄三議員が選出されました。

以上で報告終わります。

議長（渡邉正策君）　報告が終わりました。川﨑議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第　４　議案第２６号　平成２７年度田上町一般会計予算議定について
日程第　５　議案第２７号　同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第　６　議案第２８号　同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第　７　議案第２９号　同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第　８　議案第３０号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第　９　議案第３１号　同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第１０　議案第３２号　同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第１１　議案第３３号　同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（渡邉正策君）　日程第４、議案第26号から日程第11、議案第33号までの８案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま一括上程になりました平成27年度の各会計予算のご審議をお願いするに当たり、私の新年度の町政運営に臨む考え方の一端を申し述べさせていただきます。

はじめに、昨年の６月22日に町長として５期目のスタートを切らせていただきま

した。その主な公約といたしましては、第１に国道403号バイパスの整備促進、第２に水害対策の推進、第３は少子高齢化対策の推進、第４は教育の推進、第５は産業の活性化の５つを政策の中心とさせていただいたところであり、その公約実現に向け、気持ちを新たに町政の運営に取り組んでいるところであります。

昨年は、全国各地に台風や集中豪雨あるいは竜巻や地震による被害が相次ぎ、加えて御嶽山では戦後最悪の噴火災害が発生しましたが、田上町におきましては大きな災害もなく、穏やかな１年でありました。しかし、田上町におきましてもいつそのような状況に置かれるかわかりませんので、昨年の10月19日には信濃川の増水あるいは溢水による被害を想定した避難訓練を初めて全町的に実施をいたしました。その内容につきましてはいろいろご意見を伺っておりますが、前述のとおり、全国的には大規模な土砂災害などが発生しており、備えあれば憂いなしのことわざのとおり、今後は土砂災害等を想定した避難訓練を実施していくことと考えておりますし、地域の安全・安心を守るための地区自主防災組織の育成支援に努めてまいりました。その結果として、ようやく田上町における組織率が100％となりました。

また、平成26年度においては、少子化対策元年と位置づけ、これからの田上町の発展や持続可能な町づくりのためにどうしても乗り越えなければならない喫緊の課題として、人口減少に歯どめをかける、すなわち人口減少対策の推進であると考え、少子化対策推進室を新たに設置し、田上町に転入されてこられた方々及び子育て世帯のニーズの把握、分析、それを受けまして新規で新たに取り組む施策の立案や既存事業の充実を図ってきたほか、国の施策によります地域少子化強化交付金を活用した結婚促進につながる事業や中学生向けの講演会などを実施してまいりました。

その他、大学連携を基盤とした各種事業の推進や、非常に要望の高い未満児保育の充実、ごまどう湯っ多里館の指定管理者制度への移行による魅力の再発見、町内経済の活性化と町民の生活環境の向上を図るため、プレミアムつき商品券の発行補助や住宅リフォーム補助を実施してまいりました。

また、社会資本関連では、国道403号バイパスが平成26年５月には本田上工業団地脇から県道新潟・五泉・間瀬線までの約700メートルが供用開始となりました。これにつきましては、早期整備促進のための要望活動の成果であると考えております。これまでに継続して推進してまいりました水害対策事業の山田川の改修事業も平成26年度に完了いたしました。現在は県道新潟・五泉・間瀬線の道路拡幅工事を行っており、平成27年度末には一部供用開始となる予定であります。

さて、国政におきましては、昨年の12月にいわゆるアベノミクス解散による衆議

院の解散総選挙が行われ、結果は自民党・公明党の連立政権が前回同様の大勝をおさめました。今回の争点は、第２次安倍内閣への評価や経済政策のほか、地方創生、地方分権、国防、安全保障など多岐にわたるものでありましたが、私といたしましては一刻も早くアベノミクスが地方の末端まで波及、浸透するための施策を期待しておりましたところ、12月27日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定されたところであります。この対策は、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って対応を行うことで経済の好循環を確かなものにするとともに、その成果を地方に広く早く行き渡らせることを目指し、１つは地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、もう一つは仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すことを重点に置いており、早速平成26年度補正予算において非常に需要度の高い地域住民生活等緊急支援のための交付金の拠出が盛り込まれたところであります。

それに続きます平成27年度予算の地方財政につきましては、中期財政計画では交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされておりますが、その一方で地方財政については経済再生にあわせて歳出特別枠のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていく必要があり、歳入面、歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めるとしており、国の動向に注視していく必要があると考えています。

そこで、さまざまな国政状況などを考慮しながら作成した田上町まちづくり財政計画を基本といたしまして、各会計の大綱につきましてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思っております。

そこで、まず町の財政状況でありますが、国の経済対策による交付金などを有効に活用し社会資本整備を進められたことや町民の皆様の多大なご理解とご協力により、ここ数年比較的健全財政を維持しており、新規事業に着手できる状況に至っていると思っております。

しかしながら、国の平成27年度以降の地方財政への指針もありますように、身の丈に合った町政運営が必要であるとの認識から、予算編成の基本方針は町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとして位置づけている事業について優先的・積極的に実施するとともに、長期的視点に立った的確・円滑な行政運営を基本としながら、「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現が可能となる予算づくり

といたしました。

平成27年度におきまして、ソフト事業に重点を置きながら、町民皆様から町の発展と満足度を実感していただけるよう、アイデアに富んだ事業を提案していきたいと考えております。

それでは、平成27年度において取り組む重点施策及び各会計の大綱につきまして順次申し上げさせていただきます。

はじめに、一般会計の予算額につきましては、その規模は43億4,400万円といたしました。この予算は、平成26年度の当初予算と比較して5,600万円、率にして1.３％の減額予算となっております。その主な要因といたしましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金や行屋崎遺跡の埋蔵文化財発掘調査など、それぞれ事業の完了によるものであります。しかしながら、これらの事業は国庫補助金及び国、県からの受託事業収入により実施したものであり、それら歳入歳出を差し引きいたしますと実質的には増額予算となっております。

その内容といたしましては、雨水対策に係る下水道事業特別会計への繰出金の増額、保険給付金の改定に係る介護保険特別会計への繰出金の増額、まちづくり拠点整備事業における道の駅などの基本構想、基本計画策定に係る関連経費など新たに取り組む事業を計上したなどによるものであります。

そのほかの平成27年度における予算の特徴、新規に取り組む事業といたしましては、少子化対策といたしまして、子育てしやすい環境の整備という観点から、乳幼児育児用品購入費助成事業の創設、子どもの健やかな成長と、食育の推進と地産地消を推進するため、子育て応援米支給事業を創設をいたします。

保健福祉関係では、少子化対策に関連して２カ月児学級を開催いたします。内容といたしましては、育児不安の軽減や、各種の情報提供により子育て支援体制を推進してまいります。

社会資本関係では、休止しておりました下水道事業を再開し、まず羽生田、大道郷の雨水対策による水害対策から着手してまいります。

防犯関係では、町内に約1,850灯設置されている防犯灯全てをＬＥＤ灯に交換し、電気料の削減など、蛍光灯などの消耗品などの節減に努めてまいります。

教育関係では、国の通達によります両小学校の体育館の耐震化を図る必要があることから、つり天井撤去工事を事業実施いたします。

また、羽生田野球場の指定管理者制度に移行いたします。これらにつきましては、指定管理者が総合公園ＹＯＵ・遊ランドと同じという利点を活かしまして、新たな

取り組みについて期待しているところであります。

次に、引き続き取り組んでいく事業といたしましては、少子化、定住化対策関係では、少子化対策推進室を中心といたしまして、人口減少対策に積極的に取り組んでまいります。その内容といたしましては、田上町で子育てをしたくなるような施策の展開や、昨年初めて実施しました独身男女の出会いサポート事業など大勢のカップルが誕生した実績もありますので、引き続き継続してまいります。

保健福祉関係では、高齢化社会に対応していくため、特別養護老人ホームの増床とともに、引き続き介護サービスの充実を図ってまいります。

商工関係では、本田上工業団地の売却に全力を尽くしてまいります。これにつきましては、少子化、定住対策とあわせ、雇用の場の確保という観点で企業誘致を積極的に推進してまいります。

教育関係では、平成26年度で策定いたします子ども・子育て支援事業計画に基づいた保育の充実とともに、子育て支援センターの事業の充実化を図ること、小学校におきましては放課後児童クラブの利用の拡充や、学力向上を目的とした放課後学習の場であるたけのこ塾を引き続き実施してまいります。

次に、歳入の主な内容につきましては、国において地方交付税の総額予算を16兆7,548億円として前年度比で0.8％の減としておりますが、地方創生の取り組みに要する経費については地方財政計画に計上し、地方交付税を含む一般財源が確保されており、このことによりまして各自治体の地方創生のための意欲が問われていることになり、町といたしましても新たなまちづくりを推進していかなければならないと考えております。

また、臨時財政対策債の市町村分は19.1％減となりましたが、地方消費税交付金につきましては平成27年度において本則課税に基づく交付となるため、増額となると見込んでおります。

町におきましては、総予算額の25.6％に当たる町税を11億1,418万6,000円と見込み、平成26年度当初予算と比較して566万7,000円、率にして0.5％の減額といたしました。国におきましては、経済再生を実現するための対策を講じておりますが、一部では回復の兆しが見られるものの、隅々まで浸透するまでには至っておりません。このような状況下の中で、法人町民税及び固定資産税の償却資産につきましては増額といたしましたが、個人町民税につきましては減額といたしました。その他の町税につきましては、軽自動車税は課税台帳の数により増額といたしましたが、固定資産税は評価替えの年に当たることから、土地及び家屋につきましては減額として

おりますし、町たばこ税の健康志向の高まりから売り上げ本数の減少が見込まれることから、減額といたしました。

徴収率につきましては、県及び市町村職員の徴収技術の向上を図ることを目的として設立されました新潟県地方税徴収機構へ職員を派遣し始めてから年々向上してきており、引き続き職員を派遣し、税負担の公平性を図るため、徴収率の向上を目指してまいります。

次に、歳出における各費目の主要事業につきまして説明いたします。総務関連事業では、全ての公共施設の全体を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

また、平成28年度から運用が開始されます社会保障・税番号制度においては、個人番号の付番やカードの発行などに必要となるシステム整備を行ってまいります。

まちづくり関係では、これまでの懸案事業でありました（仮称）生涯学習センターの建設を契機に、複数の拠点を整備して新たなまちづくりのコンセプトを「動」と「静」とし、「動」はにぎわい創出、「静」は学びの空間として交流人口の増加を図り、国が推進しているコンパクトシティ構想によるまちづくりを推進していかなければなりません。したがいまして、役場前の国道403号バイパス脇には、にぎわい創出を図るために「動」の空間として道の駅を併設した生涯学習センターを含む（仮称）地域交流会館を、原ケ崎交流センターには「静」の学びの空間として図書館機能を有する施設として位置づけ、基本構想、基本計画を策定してまいります。

また、その策定に関して町民の意見を聞く機会を設けるため、外部組織で構成する検討委員会を立ち上げ、検討してまいります。

選挙関係では、県議会議員及び町議会議員選挙の統一地方選挙が４月に施行されますので、その関連経費を計上いたしたほか、開票における事務の効率化と迅速化を図るため、投票用紙天地表裏反転ユニットを導入いたします。

統計関係では、平成27年度５年ごとに行われる国勢調査の年でありまして、最も重要な統計調査でありますので、万全の体制により実施をいたします。

福祉・健康づくり関連事業では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、認知症対策、在宅医療と介護との連携、地域との生活支援に必要な取り組みをより一層発展させていく必要があります。

一方、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の取り組みといたしまして、これから親になる父親、母親が妊娠生活や育児が楽しめるようなイメージが持てるよう両親学級を充実させるとともに、子育ての不安軽減や仲間づくりを目的とした２カ

月児学級を開設いたします。

また、生活習慣病やがん予防とともに、疾病の早期発見、早期治療のため、特定健診とがん検診を組み合わせた半日ミニドックを新たに実施することで受診者の利便性の向上を図ってまいります。

労働関連事業では、田上駅、羽生田駅駐輪場の放置自転車の処分及び周辺の環境美化に努めるとともに、貸し付けを円滑に行うために労働金庫への預託を行ってまいります。また、交通確保対策につきましては、乗車率は低い状況でありますが、路線バスに対しまして引き続き補助してまいります。

農林水産関係関連事業では、平成26年度より始まりました多面的機能支払制度につきましては、平成27年度より環境保全型農業直接支援事業及び中山間地等直接支援事業とともに法制化され、取り組みを行っていくことになります。制度自体の取り組み内容に変更点はありませんが、国、県、町の基本方針等の計画をもととした取り組み団体での計画書の作成あるいは交付金交付事務等を含め、引き続き支援を行ってまいります。

また、継続事業といたしましては、コメの需給調整実施者に対する推進助成や新津郷、阿賀野川左岸地区での国営事業施設における長寿命化等の事業、平成30年度着工予定ですが、のほか、経営所得安定対策、農地の利用集積、担い手の育成、新規就農者の育成、地産地消の推進、農商工連携、林業関連等の事業推進を行い、農林業の振興を図ってまいります。

商工関連関係では、平成25年度より保証料補給を行っている新潟県小口零細企業保証制度資金及び不況対策等緊急特別資金をはじめとした制度資金の貸付事業や保証料補給を継続実施いたしまして、商工業の育成、振興を図ってまいります。

本田上工業団地につきましては、進出企業はまだ２社ですが、403号バイパスの新潟市との開通も平成30年ごろと目途が立ってきましたので、引き続き販売の促進と企業誘致に努めてまいります。

町の観光施設では、総合公園ＹＯＵ・遊ランド、椿寿荘に続いて、湯っ多里館につきましても平成27年１月より指定管理者制度に移行いたしました。町といたしましては、指定管理者の特性を活かした施設運営が行えるようサポートしてまいります。

また、観光関連では、新潟の歴史、文化、芸能、四季の自然、食などをテーマとして、町でも多くの観光客誘致に努めてまいります。

土木関連事業では、道路関係におきましては、町の道路交通体系の根幹となる国

道403号バイパス整備において、広域的な道路ネットワークを形成し、地域間の経済・文化等の活発な交流を支え、活力あるまちづくりを推進する重要な役割を果たすものであり、救急医療における患者の搬送体制においての命の大動脈として必要不可欠なものと位置づけております。早期整備促進のための要望活動の成果としては、道路築造工事が着々と進んでおりまして、平成26年５月には町道本田上・横場線から才歩川を越えて県道新潟・五泉・間瀬線まで供用開始となっておりますし、今後はＪＲ田上駅裏の町道中店・後藤１号線までの早期供用開始に向けての要望や、新潟市への働きかけも引き続き強化してまいりたいと考えております。また、県道新潟・五泉・間瀬線の改良整備を促進してまいります。平成27年度には、上野屋商店から旅館初音まで改良予定であり、引き続き残工事区間、初音から旧かつみ荘までの早期整備促進に向け、要望活動を強化してまいります。

生活関連道路国道403号線歩道整備につきましては、平成26年度事業化され、羽生田交差点から旧中越製陶までの区間において、平成27年度用地買収及び物件補償を完了し、平成28年度より工事着手する予定となっております。

次に、水害対策関連事業及び河川整備における一級河川山田川改修につきましては、平成26年度全区間の改修が完了し、水害のないまちづくりに一歩前進したと考えております。また、加茂川の堤防かさ上げ工事につきましては、平成26年度に続きまして千代橋下流の右岸堤防においてかさ上げ工事が行われる予定のほか、五社川改修工事につきましても再開される予定であると伺っております。

町単独事業につきましては、従来から各地区の要望になかなかお応えできない状況でありますが、町民生活に支障をきたすと思われる生活関連道路の整備や維持補修、中小河川の浚渫や改良及び排水路の整備や維持補修、継続中の工事等を中心に緊急度や効果等を考え、事業を実施してまいります。

また、流出抑制対策を継続して実施するほか、平場の田んぼにおきましては土地改良区と連携しまして、流出抑制対策の田んぼダムを実施してまいります。

ソフト事業におきましては、住環境の整備促進に関連した国土調査事業を引き続き実施するほか、町内経済活性化を図るための住宅リフォーム事業補助金につきましては継続して実施をしてまいります。

消防・防災関連事業では、消防団活動を行うに当たり、非常に重要な資機材が老朽化しているため、機動性及び消防力の向上を図るため、引き続き消防団積載車及び消防ポンプを年次計画により更新を行いましてさらなる消防力の向上を図るほか、消防団員の安全確保のため、全分団にライフジャケットを配備し、消防団の装備の

充実を図ります。

また、自主防災組織の支援といたしましては、田上町自主防災組織連絡協議会における研修会あるいは情報交換の活動を充実させ、自主防災組織の育成を図ってまいります。

なお、自主防災組織につきましては、現在町内全地区で組織され、地域における防災力は向上してきておりますが、引き続き自主防災組織に対する支援を行っていきます。

教育関連事業では、平成27年度より新教育委員会制度が施行となることから、総合教育会議を設置して教育委員会と十分意思疎通を図りながら、地域の教育の課題やあるべき姿を協議、調整し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策大綱を策定してまいります。また、町で掲げる田上の12か年教育の理念である「田上の子は田上で育てる」を効果的に推進するため、子育て支援体制の充実と、園児・児童の環境を整備し、「教育のまち田上」を推進してまいります。

竹の友幼児園では、園児の遊びや集団生活を通して自律心を養い、好奇心と遊ぶ意欲を育てる教育を実践しながら基本的生活習慣を身につけさせるアプローチプログラム、それからスタートカリキュラムの実践を通して小学生へのスムーズな移行を目指してまいります。

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を推進し、支援給付と認定などを行ってまいります。

また、地域の子育て世代の相談支援と少子化対策の一環といたしまして、子育て支援センターの出張サービスを新たに実施してまいります。

学校教育におきましては、幼・小・中学校の縦の連携と、家庭、地域の横の連携を図り、「志を持って意欲的に学び・自律と思いやりのある心をもつ・たくましい子ども」、そして「確かな学力」を持つ子どもの育成、地域に信頼された、開かれた学校づくりを目指してまいります。

小・中学校では、小学校で実施してきました算数や外国語活動と、中学校で取り組む数学や英語・理科を中心に、田上町教育研究協議会や近隣の大学の協力を得ながら、教育活動の評価や改善を通して教育課程、接続プランを具体化するとともに、家庭・地域団体との連携のもと、道徳教育、キャリア教育を推進してまいります。

また、小学校高学年を対象に児童の学習意欲を喚起させ自律的・自主的な学習習慣を育てるため、引き続きたけの子塾を実施し、放課後の学習指導を実施してまいります。

教育環境整備につきましては、安全で快適な施設を管理するため、保守点検を徹底し、教育環境の充実を図り、田上、羽生田両小学校体育館のつり天井を改修して地震による落下防止対策工事を行います。

生涯学習関係では、生涯学習推進計画に基づき事業を推進して、満足度の高い明るく・豊かな人づくり・地域づくりを目指します。

社会教育では、社会教育団体の育成支援と情報発信を通じ、近隣大学との連携を図りながら各種教室・講座や青少年活動事業を開始をいたします。

体育スポーツ関係につきましては、関係団体の育成を図るとともに、伝統ある佐藤杯駅伝競走大会のほか、各種スポーツ大会を開催し、スポーツ人口の拡大と健康づくりを推進してまいります。また、羽生田野球場は、平成27年度から指定管理者制度を導入してまいります。

文化財管理では、平成26年度、湯川地内の国道403号バイパス予定地内で出土しました行屋崎遺跡の中から貴重なものについて国の補助を受け、保存処理を実施してまいります。

次に、特別会計につきまして説明をいたします。

最初に、下水道事業特別会計につきましては、予算総額７億3,140万円として、平成26年度当初予算に比較して３億3,210万円、率にして83.2％の増額予算といたしました。

主な事業といたしましては、長寿命化計画に沿った処理場施設の機械、電気設備等において計画的な更新を平成27年度から行ってまいります。

才歩川以南の公共下水道事業再開に向けての都市計画法、下水道法の各手続を行うほか、懸案となっております公共下水道区域の雨水対策、いわゆる水害対策を汚水事業に先駆け実施するため、近年の降雨状況にあわせ、下吉田川及び新川排水区の雨水計画の見直しを行ってまいります。

また、供用開始済み区域の維持管理につきましても適正に実施するとともに、地域環境の改善や河川などの水質保全を図ってまいります。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を7,940万円とし、平成26年度当初予算に比較しまして180万円、率にして2.3％の増額予算といたしました。

集落排水事業につきましては、整備も終わり、維持管理が主な事業でありますが、処理場の適切な維持管理を行い、農家世帯の多い地域での排水路の水質保全と、生活環境の改善に努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を15億3,700万円とし、平成26年

度当初予算額に比較しまして１億9,200万円、率にして14.3％の増額予算といたしました。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金が主な内容であります。

なお、国民健康保険税の税率につきましては、国民健康保険給付準備基金の残高を考慮し、据え置きをしております。

歳出では、介護納付金につきましては減額といたしましたが、保険給付費につきましては過去の実績に伴う増額としております。共同事業拠出金につきましても、制度改正による対象経費の拡大に伴い、増額としております。

また、保健事業費につきましては、特定健康診査、特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知事業、人間ドック、脳ドック補助事業などに引き続き取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を１億900万円として、平成26年度当初予算に比較して160万円、率にして1.5％の増額予算といたしました。

後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行い、町におきましては保険料の徴収、申請及び届け出の受け付けやジェネリック医薬品差額通知事業、人間ドック補助事業などに取り組んでおります。引き続き広域連合と連携を図りながら、制度の適切な運営に努めてまいります。

次に、訪問看護事業特別会計につきましては、予算総額を3,990万円とし、平成26年度当初予算に比較し60万円、率にして1.5％の増額予算といたしました。

訪問看護事業につきましては、終末医療を含め、在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に今後も努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額は13億1,700万円とし、平成26年度当初予算に比較して１億2,600万円、率にして10.6％の増額予算といたしました。平成27年４月開所予定の特別養護老人ホームあじさいの里における50床の増床を含め、今後３年間の介護サービス量を見込み、それに要する保険料を推計いたしました。平成27年度から29年度まで３年間の介護保険料の基準額は、月額5,800円に設定いたしました。全国的な傾向とともに、当町においては特に特養の増床という特殊要因もあり、今回は介護保険の基金を取り崩すことで極力保険料の上昇を抑制することといたしましたが、現行の保険料に比べ、やむを得ず大幅に引き上げることといたしました。

高齢者やその家族の安全・安心を確保する役割を果たす介護保険制度であります

ので、2025年問題に向け、中長期的な視野にも立ちながら、安定した運営に今後も努めてまいりたいと考えております。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を２億6,826万2,000円、資本的支出の予定額を8,553万6,000円といたしました。

水道事業につきましては、老朽化した施設整備の更新を計画的に実施するとともに、配水管及び送水管の整備、更新を図り、羽生田浄水場及び水道事業の主要拠点として位置づけ、給水区域のバランスと、緊急時にも対応できる管路網の整備を進め、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、いささか私の所信を申し述べるとともに、各会計の平成27年度当初予算の大綱と施策の方針を申し上げました。

よろしくご審議の上、各会計予算につきましてご賛同、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの８案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております８案件につきましては、平成27年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。

よって、十分な精査が必要と思われますので、委員会条例第５条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第１項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております８案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決しました。

日程第１２　議案第１４号　田上町介護保険条例の一部改正について

日程第１３　議案第１５号　田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長（渡邉正策君）　日程第12、議案第14号及び日程第13、議案第15号の２案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま一括上程になりました２議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第14号　田上町介護保険条例の一部改正につきましては、３年ごとに見直すこととされております介護保険料につきまして、平成27年度から平成29年度までの３年間、現行の基準年額５万7,600円を６万9,600円に改定するものであります。この保険料設定に当たりましては、その上昇を抑制するため、介護保険給付費準備基金から6,300万円を取り崩して投入する予定であります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行のための体制整備等が必要とされることから、事業実施を猶予する規定も設けるものであります。

次に、議案第15号　田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法施行令が平成25年11月15日に改正され、固定資産等評価替えによる占用料が改定されたことに伴い、新潟県に準拠し、同条例の一部を改正をお願いするものであります。

以上、２議案につきまして一括その概要をご説明申し上げました。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの２案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております２案件につきましては、平成27年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置いたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第１項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております２案件につきましては、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前１０時２６分　　休　憩

午前１０時５０分　　再　開

議長（渡邉正策君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に関根一義議員、副委員長に今井幸代議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

日程第１４　承認第１号　専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算(第６号)の報告について

議長（渡邉正策君）　日程第14、承認第１号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま上程になりました承認第１号　専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第６号）の報告につきましては、歳入歳出それぞれ622万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億3,525万1,000円といたしたものであります。

その内容は、このたびの降雪に伴い、町道全路線の除雪関係経費につきまして既決予算に不足が生じたため、新たにおおむね３回分の関係経費を増額しております。

なお、これらの経費につきましては、早期除雪対応の必要があるため、２月10日付けでやむなく専決処分いたしたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第１５　議案第　１号　田上町横場運動広場設置条例の制定について
日程第１６　議案第　２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について
日程第１７　議案第　３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第１８　議案第　４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について
日程第１９　議案第　５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第２０　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第２１　議案第　７号　田上町行政手続条例の一部改正について
日程第２２　議案第　８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第２３　議案第　９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について
日程第２４　議案第１０号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正について
日程第２５　議案第１１号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
日程第２６　議案第１２号　田上町立保育所条例の一部改正について
日程第２７　議案第１３号　田上町営野球場条例の一部改正について
日程第２８　議案第１６号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について

議長（渡邉正策君）　日程第15、議案第１号から日程第28、議案第16号までの14案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま一括上程になりました14議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第１号　田上町横場運動広場設置条例の制定につきましては、これまで田上町営野球場条例の中に羽生田野球場と横場野球場の２つに関する内容が規定されておりましたが、羽生田野球場におきましては平成27年度から指定管理者制度を導入することから、横場野球場の現状の利用実態に合わせ、運動広場として新たに設置し管理するため、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い

まして、特別職である教育長の職務に専念する義務の特例を定める必要が生じたため、新たに本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正及び議案第５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、議案第２号同様の理由によります特別職である新教育長の給与、旅費等の規定を定めるものであります。

次に、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、議案第２号同様の理由によりまして教育委員会の委員長の報酬に関する規定を削るものであります。

次に、議案第７号　田上町行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律、平成26年法律第70号において新たに規定された行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示や行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定の追加、その他所要の改正を行うものであります。

次に、議案第８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、今後町として少子化、定住対策として公有地の売却を進めていく上で、現在の条例では時価に比して低価格で売却する要件が具備されておりませんので、それらの規定の追加及び、あわせてそれとは別にいたしまして売却の入札を行った場合、売却に至らなかった公有地につきましては、時価に比して低価格で再入札を行う売却ができるよう規定を追加するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正につきましては、田上町安全で安心なまちづくり推進協議会委員を増員するため、定数の上限を25人から30人に改めるものであります。

次に、議案第10号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正につきましては、社会教育委員の委嘱基準及び構成に係る規定の廃止を含む第３次一括法案が施行されたことに伴いまして、本条例において委員の資格要件を定める必要が生じたため、これまで規定されていなかった再任及び解職に係る条項も加えて一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第11号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正につきましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、田上町青少年問題協議会においてこのいじめ問題を協議していくこととしたいことから、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第12号　田上町立保育所条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す

る法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、保育に欠ける事由について条例事項でなくなり、子ども・子育て支援法施行規則に規定されることから、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第13号　田上町営野球場条例の一部改正につきましては、田上町横場運動広場設置条例の制定のところで少し触れましたが、これまで羽生田野球場と横場野球場の２つに関する内容を同じ条例の中で規定しておりましたが、羽生田野球場において平成27年度から新たに指定管理者制度を導入するため、羽生田野球場に限定した内容に改めることから、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第16号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止につきましては、議案第２号同様の理由によりまして、旧教育長の勤務条件等に関する条例を廃止するものであります。

以上、14議案につきまして一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの14案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております14案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第２９　議案第１７号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長（渡邉正策君）　日程第29、議案第17号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま上程になりました議案第17号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

田上町総合公園ＹＯＵ・遊ランド等の指定管理者である環境をサポートする株式会社きらめきから田上町総合公園ＹＯＵ・遊ランドとの一体的な管理及び運営を行

いたいとの申し出があり、指定管理者としての施設運営について平成27年１月16日付けで提出された申請書類及び提案内容についてのヒアリングを総合的に審査した結果、スポーツ施設と観光施設のそれぞれの利点を活かし、今まで以上に両施設の有効活用が見込めることから、同社を指定管理者制度の候補として選定いたしましたので、議会議決を経て指定管理者として決定を行うものであります。

なお、指定管理は、平成27年４月１日から総合公園ＹＯＵ・遊ランドの指定管理の最終年度に合わせた平成31年３月31日までの４年間でございます。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

日程第３０　議案第１８号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について

日程第３１　議案第１９号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第３２　議案第２０号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第３３　議案第２１号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第３４　議案第２２号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)議定について

日程第３５　議案第２３号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第３６　議案第２４号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第３７　議案第２５号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について

議長（渡邉正策君）　日程第30、議案第18号から日程第37、議案第25号までの８案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま上程になりました８議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第18号　平成26年度田上町一般会計補正予算（第７号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ１億6,056万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,468万6,000円といたすものであります。

主な内容といたしましては、年度末に至り、事業がほぼ完了したことによりまして、収入支出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

まず、歳入では町税におきまして、町民税では所得税の期限後申告及び修正申告により増額。法人税では、一部企業において業績の改善による収益の増加に伴い増額。固定資産税におきましても企業の業績が好調なため、増資による償却資産の増加により増額。たばこ税及び入湯税におきましては、売り上げ本数の減少及び湯っ多里館のリニューアルに伴う休業などによりそれぞれ減額。地方交付税におきましては、普通交付税において最終的な交付決定に伴い増額。使用料及び手数料におきましては、湯っ多里館のリニューアルに伴う休業による減額のほか、し尿処理手数料において実績に基づき減額。国庫支出金におきましては、利用実績による障害者自立支援給付費負担金などの減額。支給実績による児童手当負担金の減額。保育所の広域入所児の増加に伴い、保育所運営費負担の増額。支給実績に伴う臨時福祉給付金事業補助金及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金の減額。耐震診断や住宅リフォームの補助などの実績による社会資本整備総合交付金の減額。県支出金におきましては、国庫負担金と同様に障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金の減額。保育所運営負担金の増額のほか、調査対象面積の減少による地積調査事業負担金の減額。給付実績による重度心身障害者医療費助成事業補助金などの減額、財産収入におきましては、原ケ崎地内の法定外公共物、403号線歩道用地として売却したことにより増額。寄附金におきましては、スポーツ振興基金への指定寄附の受け入れ。繰入金におきましては、今年度の執行残が見込まれることから、財政調整基

金及び減債基金繰り入れの減額。諸収入におきましては、事業費の確定による埋蔵文化財本発掘調査受託事業収入の減額。交付決定に伴う市町村振興協会市町村交付金の増額や、宝くじに関する市町村振興協会基金の交付金の追加。県単医療に係る高額療養費立て替え分の増額。保育所広域入所市町村負担金の増額などをお願いするものであります。

一方で、歳出では、議会費におきまして、作成実績に伴う会議録作成委託料の減額、総務費におきましては事業確定による庁舎の空調設備維持管理委託料や新婚世帯家賃支援事業補助金などの減額。選挙関係におきましては、町長選挙、農業委員会委員選挙などの事業確定による減額。民生費におきましては、支給実績による臨時福祉給付金の減額。介護保険給付費の支給実績に伴う繰出金の減額。障害者自立支援事業や重度心身障害者医療費助成など事業実績による関連経費の増減整理。幼児園運営にかかわる関係経費及び保育所広域入所委託料などの増減整理。児童手当及び子育て世帯臨時特例給付金におきましても支給実績に基づいて減額。衛生費におきましては、各種検診及び予防接種などで当初見込みよりも受診者が少なかったことにより減額。合併処理浄化槽の設置実績による補助金の減額。消防衛生組合においては、施設の電気料に不足が生じることから、関係経費の増減整理。労働費におきましては、運行に係る不足額の確保に伴う地方バス路線対策補助金の減額。農林水産業費におきましては、事業の確定による集落排水事業特別会計への繰出金の減額。調査対象面積の減少による地積調査事業関連経費の減額。森林環境保全整備事業においては、事業量の増加により補助金の増額。商工費におきましては、湯っ多里館の指定管理移行による関係費の減額。土木費におきましては、道路維持や下水道事業特別会計繰出金及び耐震改修、住宅リフォーム補助など、それぞれにおきまして事業の確定による増減整理。消防費におきましては、消防救急無線デジタル化整備に係る事業の確定などによる減額。教育費におきましては、事業の確定による埋蔵文化財本発掘調査委託料の減額のほか、各事業の確定による増減整理をお願いするものであります。

次に、議案第19号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,938万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３億8,004万2,000円とするもので、歳入においては手数料及び繰越金の増額、また使用料、国庫補助金、繰入金、諸収入、下水道事業債の減額をお願いするものです。

歳出においては、修繕料、手数料、委託料、工事請負費、公債費等の減額をお願

いするもので、その主な内容でありますが、年度末に至り予定していた事業がほぼ確定したことにより、経費の整理をお願いするものであります。

次に、議案第20号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ513万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額、歳入歳出それぞれ7,246万8,000円とするもので、その主な内容でありますが、年度末に至り予定していた事業がほぼ確定したことによりまして、経費の整理をお願いするものであります。

次に、議案第21号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,400万円といたすものであります。

この主な内容といたしましては、歳入では国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金におきまして、それぞれ交付決定及び確定見込みにより増減整理をお願いするものであります。

歳出では、保険給付費におきまして、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等高額療養費にそれぞれ不足が見込まれることから増額を、共同事業拠出金、それから諸支出金におきましては、それぞれの事業の確定などにより増減整理をお願いするものであります。

次に、議案第22号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の議定におきましては、歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億406万4,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、額の確定見込みにより、歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金におきましては、歳出では後期高齢者広域連合納付金におきましてそれぞれ減額をお願いするものであります。

次に、議案第23号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ108万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,065万8,000円といたすものです。

その主な内容といたしましては、歳入では平成25年度からの繰越金を受け入れるものであります。

歳出では、休日対応が必要な訪問看護の利用者が多くなったため、職員の時間外勤務手当の追加とともに、訪問用の衛生用品などにおいて不用額が見込まれることから、その整理をお願いするものであります。

次に、議案第24号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）の議定に

つきましては、歳入歳出それぞれ8,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,120万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金や支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金などにおいてそれぞれ額の確定あるいは見込みにより増減をいたすものであります。

歳出では、保険給付費におきましては、居宅介護サービス計画や介護予防のサービスにおいて経費の不足が見込まれることから、それぞれの給付費の追加とともに、年度末に至り居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなどそれぞれの給付費等において不用額が見込まれることから、関連経費の整理をお願いするものであります。

最後に、議案第25号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）の議定につきましては、予算第３条に定めた収益的支出の水道事業予定額を516万1,000円を減額し、２億6,475万円とするもので、その主な内容であります、年度末に至り予定した事業はほぼ確定したことにより、経費の整理をお願いするものであります。

以上、８議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの８案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております８案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては12日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前１１時２０分　　散　会

別紙

平成２７年　第１回　田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第１号　平成２７年３月２日（月）　午前９時開議			
日程	議　案　番　号	件　名	議決結果
		開会（開議）	
第１		会議録署名議員の指名	７　番 ８　番
第２		会期の決定	２３日間
第３		諸般の報告	報　告
第４	議案第２６号	平成２７年度田上町一般会計予算議定について	付　託
第５	議案第２７号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付　託
第６	議案第２８号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付　託
第７	議案第２９号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付　託
第８	議案第３０号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付　託
第９	議案第３１号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付　託
第10	議案第３２号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付　託
第11	議案第３３号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付　託

日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　名	議決結果
第12	議案第１４号	田上町介護保険条例の一部改正について	付　　託
第13	議案第１５号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	付　　託
第14	承認第１号	専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告について	付　　託
第15	議案第１号	田上町横場運動広場設置条例の制定について	付　　託
第16	議案第２号	田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について	付　　託
第17	議案第３号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	付　　託
第18	議案第４号	町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について	付　　託
第19	議案第５号	田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	付　　託
第20	議案第６号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	付　　託
第21	議案第７号	田上町行政手続条例の一部改正について	付　　託
第22	議案第８号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	付　　託
第23	議案第９号	田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について	付　　託
第24	議案第１０号	田上町社会教育委員設置条例の一部改正について	付　　託
第25	議案第１１号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	付　　託

日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　　　名	議決結果
第26	議案第１２号	田上町立保育所条例の一部改正について	付　　託
第27	議案第１３号	田上町営野球場条例の一部改正について	付　　託
第28	議案第１６号	田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について	付　　託
第29	議案第１７号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	付　　託
第30	議案第１８号	平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について	付　　託
第31	議案第１９号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について	付　　託
第32	議案第２０号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について	付　　託
第33	議案第２１号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について	付　　託
第34	議案第２２号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について	付　　託
第35	議案第２３号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について	付　　託
第36	議案第２４号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について	付　　託
第37	議案第２５号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について	付　　託
		散会	

第　　２　　号

（　３月11日　）

平成２７年田上町議会
第１回定例会会議録
（第２号）

１　招集場所　　田上町議会議場

２　開　　議　　平成２７年３月１１日　　午前９時

３　出席議員

１番	今井幸代君	８番	松原良彦君
２番	椿　一春君	９番	川口與志郎君
３番	有川りえ子君	１０番	渡邉正策君
４番	浅野一志君	１１番	池井　豊君
５番	熊倉正治君	１２番	関根一義君
７番	川﨑昭夫君	１４番	小池真一郎君

４　欠席議員

１３番　泉田壽一君

５　地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺　仁
副町長	小日向　至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山　敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井　薫	会計管理者	吉澤　宏
地域整備課長	土田　覚	教育委員会事務局長	福井　明

６　本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長　中野幸作

書　　記　渡辺絵美子

７　議事日程

別紙のとおり

８　本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前９時００分　　開　議

議長（渡邉正策君）　改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。
　ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
　なお、泉田議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。
　本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第２号によって行います。
　これより議事に入ります。

日程第１　一般質問

議長（渡邉正策君）　日程第１、一般質問を行います。
　通告順に順次発言を許します。
　最初に、９番、川口議員の発言を許します。
（９番　川口與志郎君登壇）
９番（川口與志郎君）　おはようございます。トップバッターで一般質問をさせていただきます。この３月議会では、一般質問をしないでおこうと思っていたのですけれども、することになりました。それは、ちょっと一言余計なことを申し上げますと、安倍総理大臣、戦争できる国にするために次々にいろいろやってきています。暴走していると思いますが、今度は農協改革にまでやってきました。この後半の国会でかなり法律など出てくるのではないかと思います。黙っていられなくなりまして、一般質問をすることにいたしました。
　題は、田上の農業をどう守るかということであります。田上の農業、それをどう守るかについて、幾つかの観点から質問させていただきます。
　はじめに、今問題になっている農協改革と農業について見解を伺います。安倍政権は、農協改革を断行しようとしています。それは、ＪＡ全国中央会の地域農協への指導、監査権を廃止し、全中を現在の農協法に基づく組織から一般社団法人に転換するとしています。新聞報道でもいろいろ取り上げられております。その特集記事に５県のＪＡ中央会会長の談話が載っておりました。ＪＡ青森、ＪＡ宮城、ＪＡ

香川、ＪＡ富山、ＪＡ島根の各県の中央会会長の談話です。何度も読み返してみましたが、これはまさに大問題だと思います。その会長のコメントに沿って一般質問をさせていただきます。

各県の農協中央会会長の発言ですから、農協の今置かれている状況と安倍政権の目指す農業改革の問題点が浮き彫りになっています。一言で言えば農協潰しです。それは、まず全中を農協から切り離し、農協を弱体化させることにあります。ＪＡ島根中央会の萬代宣雄会長は、「農協を弱体化させたいという狙いがまずあって、いろんな理屈を後からつけている」と言います。まずは全中を切り離し、そして行く行くは農協を潰そうということです。全中切り離しの次は農産物共同販売や資材共同購入をする農協連合会などの株式会社化をするということです。それから、黒字部門となっている金融や共済事業を農協から分離する、准組合員の利用制限をするなどです。金融部門の切り離しは、農協バンクをターゲットに日米財界の大手銀行や保険会社が乗り込むための地ならしということです。郵政改革とこの点はよく似ております。特に今農産物の共同販売とか資材共同購入などでは農協は黒字化しておりません。赤字です。金融や共済事業の中で黒字が生まれていると。その金融を分離するということは、農協にとっては存立が危ぶまれる事態です。特にその金融や共済は、准組合員の方も利用しています。これをなくするということは、農協潰しという言葉が乱暴ではありません。

このように農協潰しが実行されようとしています。町長は、そのことをどのようにお考えですか。農協が潰れたほうがいいとは思っておられないと思いますが、いかがですか。

全中の下部組織への指導がよくない、障害になっている、邪魔だ、脇役にいてくれと安倍政権は言っております。ＪＡ島根の萬代会長は、「全中の指導が邪魔だと思ったことは一度もない」と言っています。例えばＪＡいずも組合長なのですが、民間企業と提携してコンビニを始めようとしたときも全中に意見を聞きましたが、決めるのは私たちですということです。

この点で質問をいたします。町長は、ＪＡ新潟中央会やＪＡ南蒲から全中の指導が邪魔だということを聞いたことがありますか。逆になくなったら困るということではないでしょうか。もし情報をお持ちでしたら教えてください。

安倍政権は、農家の所得を増やすと言って農協改革を進めようとしています。農家の所得を増やす、こうなればいいわけです。しかし、それがどう農家の所得向上につながるのか、聞いても政府の説明はありませんでした。農家の所得向上につい

ての説明が安倍政権はないと言うのは栃木県中央会高橋会長です。

町長に伺います。安倍政権の農協改革は、農家の所得を向上させますか。政府もよく説明ができないことですから、この質問の答えは要りません。もし見解をお持ちでしたらお答えください。

農家の所得向上のための政策は、皆さんご承知のとおりです。農協の弱体化ではありません。所得向上のために政府がやらなければならないことはたくさんあります。当面米価の下落を食いとめることです。コメの需要と供給を調整して米価下落を食いとめるのは政府の責任です。政府しかできません。米価下落によって、田上の農家収入は今年大幅に落ち込んでいます。これは、農協の責任でも何でもありません。農協が米価の下落を食いとめることはできません。その対策は、泉田県知事が言っているように現場の痛切な願いです。政府に需給調整をして何とか米価の下落を食いとめてほしい、これ切実な願いです。

また、政府はＴＰＰ交渉でコメの特別輸入枠を増やすことでアメリカと妥協しようとしています。５万トンとも10万トンとも言われていますが、今ミニマムアクセス米は既に70万トン入っています。それを大幅に増やすことはやめるべきです。新潟県の年間コメの生産量はおよそ60万トンですから、その量は半端ではありません。それはコメの過剰につながり、米価下落に拍車をかけます。

ＪＡ香川中央会の宮武利弘会長は、「日本農業の困難の大もとは農産物価格の低下です」、コメも含めて農産物価格の低下、これが農業の困難の大もとだと言います。「輸入自由化の拡大や、コメの価格決定を市場任せにした結果です」、コメの価格決定を市場任せにした、安倍内閣は責任放棄をやっています。やることやらない、市場で任せるというわけです。これが農家の所得を下げた最大の理由です。

さらに、農協改革論者はそうした農政の失敗の責任を農協に押しつけようとしている、農協が金融事業ばかりやって農業に力を入れないから農業が衰退したなどと言っていますが、そんなことありませんと宮武会長は言っています。持続的に農業経営ができるようにもっと政府は手を打たなければならないのに、責任転嫁は許されません。「失政の責任を農協に押しつけるな」という宮武会長の言葉は納得できます。

生産調整のための助成金をなくしてはいけません。生産調整は必要です。民主党政権下で実施された農家への価格保障、所得保障を安倍政権はなくそうとしています。価格保障、所得保障の制度は、持続的に農業を維持するためになくてはならないものです。欧米の先進国は、自国の農業を守ることを最優先課題として手厚い保

護をしています。それはよく知られています。そして、農産物の関税を引き下げるＴＰＰ交渉から撤退すべきです。

日本の食糧自給率は39％です。先進国中極端に低い自給率です。食糧の安全保障ということから、この課題は避けて通れません。食糧問題は、国民にとって非常に死活の問題です。町長、猫の目農政とやゆされているこれまでの農政は、政権の失政ではありませんか。コメントしてください。

宮武会長はさらに続けます。「グローバル化した時代に魅力ある日本の農産物の輸出を増やすためには、全国組織の役割はますます重要です。政府は農産物の輸出を増やせと言いつつ、全国組織は要らないなどということは矛盾しています」と言っています。町長は、一地方自治体の長であり、安倍政権の農業政策に異論を唱えて何とかなるという立場ではないことは承知しています。しかし、田上の農家の人たちの苦しみに寄り添うことはできるのではないでしょうか。いかがですか。寄り添ってできることを実行し、田上の農家を励ましていただきたいと思います。コメントしてください。

次に、農協は協同組合であり、組合員、准組合員が互いに助け合う相互扶助組織です。互助会です。一人がみんなのために、みんなが一人のためにというよく知られた言葉がありますが、自分だけよければいいというのではありません。生き残るためにはしようがない、自分だけでもとにかく生き残っていくのだというのは企業の論理です。農協は違います。一人がみんなのために、みんなが一人のために、これが合い言葉です。互助会です。企業のような市場原理によって利益を追求する団体では農協はありません。企業は、投資家や株主の利益第一です。利益が上がらなければ撤退します。利益を求めて事業を行いますが、最後まで責任を持ちません。赤字になれば撤退してしまいます。引いてしまいます。北海道で既にそういう例があるというふうに各県の中央会の会長さんは指摘しています。失敗例が全国的にはたくさん、多くあるのではないか、株式会社が、企業が参入して失敗した例があるのではないかというふうにも言っています。

企業は、市場原理の中で必死に競争に勝とうとしています。企業が大変なことはよくわかりますが、その原理は農業にはなじみません。医療、病院もそうですが、株式会社の参入はなじみません。農業も同じです。

農協には、農業の経営や技術の向上に関する指導の専門家が活動しています。人員が不足しており、営農指導員をどうするかといった課題もあるようですが、その仕事は利益と必ずしも結びつきにくいものです。農協は、利益を度外視して農家の

ためにいろいろ取り組んでいます。ＪＡ南蒲は、役場のすぐ近くにカントリーや農機具の修理工場を置いています。私は、草刈り機が故障して修理を頼んだことがあります。自動車整備工場は専門外ですから、頼めません。農家の人には重宝な整備工場だと思いますが、なくなったら大変ではないでしょうか。その利用状況についての説明を求めます。これも農協のことですから、町長に質問するのは無理かもわかりませんが、答えられる範囲で結構です。

また、カントリーは農家の人にどのように役立っていますか。そして、農協の営農指導がどのようにされているのか。また、ＪＡ南蒲が農家にとって大変大切なものだと思いますが、その点でわかる範囲の説明を求めます。

もちろん今の農協が100％正しいと言っているのではありません。改革が必要です。いろいろ弱点も指摘されています。ですが、富山の穴田会長が言うとおり、自主的に農協のことは農協自身が改革すべきだと、自主改革案について穴田会長は述べています。真剣な今議論がなされていると。農協の改革は農協自身が自主的にするべきで、そのことを信頼して任せてもらわなくては困るというふうに言っています。

岩盤規制を壊すとして、政府が権力を振りかざして譲歩を迫ってくるのは危ないことです。行く行くは田上の農家にも危険が迫ってくると思います。

規制緩和で思い出されるのは、今かなり進行した全国の多くの個人商店の衰退です。個人商店を守ってきた規制を緩和して、大規模店舗法が制定されました。小泉政権時代だったと思います。イオン等の大手スーパーの全国展開が大手を振っています。加茂市、三条市の駅前通りは目も当てられません。買い物をしている人の姿が休日でもぱらぱらです。安倍政権の農協改革と大規模店舗法が全く同じだと思いませんが、私には重なって見えます。先日も床屋に行きまして、理髪店に行きまして、加茂の商店街どうですかと、次々に潰れていると言っていました。もう強い語調で理髪店も潰れていなくなる、商店街が寂れますと理髪店も寂れますから、かなり怒りを込めて次々に加茂の商店は潰れていると言っていました。

家族が力を合わせて店の切り盛りをしてきた個人商店が苦境に陥っているように、長年伝統的に家族みんなで力を合わせて営んできた農業、家族営農が壊されるように思います。それを黙って見過ごしていていいのでしょうか。

町長いかがですか。岩盤規制を壊すということでいいのでしょうか。岩盤を壊したら倒れてしまうではないかと全中の村上元副会長は言っています。岩盤を壊したら農業が倒れてしまうと言っているのです。もし農業が倒れたら、衰退したら、それは地域を衰退させます。田上町は農業が基幹産業ですから、大打撃です。大変な

問題だと思いますが、町長のコメントを求めます。

田上の人口減対策と農業のことについて伺います。今後農業の衰退が懸念されますが、それは人口減少に結びつきます。そうならないようにしなければならないのだと思います。農家の人たちは、自分の土地を離れては存在できません。離農して他の場所に移る人もいるかもしれません。しかし、兼業農家の人も含めて簡単には土地から離れられませんし、離農をすることはできません。離農をとめることが人口減対策として田上にとっては非常に重要です。兼業農家の人は、農業を本気でやる気がないので、淘汰するということでは田上の人口減に歯どめがかかりません。農家の後継者問題も極めて重要です。後継者ができれば、その後継者は家族が必要ですから、子どもが生まれます。子どもがたくさん生まれれば、田上町にとってもそんなにいいことはありません。

伺います。田上の農家人口は、家族も含めて今何人ですか。兼業、専業を含めた数字でお答えください。人口減対策にもっと農家人口の確保という位置づけがあってもいいのではありませんか。農協の衰退は、農家人口の減少に拍車をかけると思いますが、その点でもこの問題は重要です。いかがですか。

最後になりますが、今計画中の交流会館、道の駅の直売所について質問します。この直売所が成功するかどうかは農家にとっては非常に重要です。これが成功すれば、農家の方の所得を向上させることができます。これから関係者と協議されて、１年かけて直売所をどうするか検討が進むのだと思いますが、今の段階でどのような構想を持っておられるか伺います。なお、この１年間で直売所の方針を練り上げるということですが、これは本気で絶対成功させるというぐらいのつもりでやっていただきたいと思います。

以上、１回目の質問を終わります。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいまの川口議員のご質問にお答えしますが、最初に田上の農業をどう守るかについての幾つかのご質問にお答えしますが、最初に農業は潰れたほうがいいかとは考えていないと思いますが、いかがですかとのご質問でありますが、今回の農協改革では大枠は合意されていますが、細部はまだ決定されていないと聞いております。ＪＡの全中も農協がだめになるような改革に合意するわけがありませんので、その心配はないと思っているところであります。

次に、全中の指導がなくなったら困るのではないでしょうかとのご質問ですが、今回の改革では議員の言っているとおり、農協法に基づいて農協のいわゆる会計監

査、それから業務監査の権限を有していたＪＡ全中に対してこれを全廃し、会計監査を公認会計士による監査を義務づけまして、業務監査はそれぞれの農協が必要に応じて自由にコンサルタントを選べるようにしたと聞いております。まだはっきりしていませんが、５年後に向けて全中の指導がなくなるので、農協は独自の発想に基づいた改革方向を示していくことになると言われております。

次に、これまでの農政は政権の失敗ではありませんかとのご質問でありますが、議員の言われるとおり猫の目農政と言われておりますが、それはその時々の農業情勢に対応すべく政策を展開していかざるを得ない状況であることから、即失政とは言えないのではないでしょうか。

次に、田上の農家を励ましていただきたいというご質問でありますが、以前から申し上げてありますように、まず農家の方々は後継者をしっかりと確保するということと担い手をしっかり確保する、それからやはり若い人たちが横の連携を持ってしっかりとした農政に立ち向かっていただきたいと思っておりますし、兼業農家も大事でありますが、農地を引き受けてくれる委託なども進めながらやって、私は前から言っていますように企業の参入がならないように土地をしっかり守って努力してもらいたいと、こういうふうに思っているところであります。

次に、利用状況の説明を求めますとなっておりますが、これは後ほど産業振興課長から答えさせます。

次に、地域を衰退させ、町に打撃を与えることになりませんかとのご質問でありますが、今回の改革では准組合員の利用を規制すべきとしたのですが、金融や共済事業では農協のいわゆる収益に多大な貢献をしているなどの理由で先送りをされておりまして、このようなことからも議員の言う町に打撃を与える改革ではないと感じております。

次に、農家人口、農協の衰退はとのご質問でありますが、田上町の専業、兼業農家数は、人口ですが、2010年度のいわゆる農林業センサス数値では販売農家では専業農家が43戸、第１種兼業農家が83戸、第２種の兼業農家が141戸、全部で267戸となっております。農家人口は、全体では1,242人となっております。議員の言われるとおり、農家の担い手の確保対策も重要な課題と考えていますが、農協が衰退することで農家人口が減少につながるかどうかについては今の段階ではわからない状況でございます。

最後に、今の段階で道の駅などにどのような構想を持っていますかというようなご質問でありますが、２月の全員協議会でご説明したとおりです。具体的な内容は、

農協や農家の方、それから商工業者など関係する皆さんを含む道の駅検討委員会を設置をいたしまして、意見、要望、管理運営等について検討し、基本構想と基本計画はこれから進め、平成27年度中にまとめる予定となっております。

以上であります。

産業振興課長（渡辺　仁君）　それでは、川口議員のご質問でございますけれども、利用状況ということでございますが、整備工場のほうは統計的な数字をとっていないということでございますので、カントリーの利用状況をお話しさせていただきたいと思います。数字がきっちりまとまっているのが25年のものしかございませんので、25年の数値で申し上げます。田上のカントリーについては、貯留瓶と言われるものが250トン入りが４本で1,000トン、それがカントリーエレベーターの部分でございます。それと、このカントリーはほかにＪＡにいがた南蒲は５台、５カ所あるのですけれども、ここだけはライスセンターの機能もございまして、その部分が400トン、合わせまして1,400トンの利用規模を誇ってございます。ちなみに、25年度はコシヒカリで604トン、コシイブキで654トン、バイオ稲、バイオエタノール用の稲でございます。これは、町外から全て来ておりますが、668トン。これを全て足しますと1,926トンということで稼働率が137.6％、100％を超えるのはおかしいと思いがちですが、一応８月の末から９月末までが通常の期間で、そこで1,400トンという数字が出ますが、このバイオ稲については10月以降ということで、10月以降に町外から持ってきたものを使っております。ですので、この部分を、バイオ稲を差っ引くと稼働率が90％ということでございまして、大半が田上の方でございます。ただ、コシイブキについては654トンのうち「いちい」のカントリーが満杯でございまして、そちらからの利用で130トン回ってきているということで、それを外しても、主食用の稲だけで見ても81％の稼働率ということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

９番（川口與志郎君）　２回目の質問をさせていただきます。

町長のお答えは本当にやむを得ないと、本当言うともっとしっかりと言ってもらいたいと思いますが、立場上これは国が問題、最大の問題は安倍政権です。それで、町長は一地方自治体の長ですから、田上町の農業は基幹産業とはいえ発言には限界があるのは承知しております。どうぞ農家の方の苦痛といいますか、大変なものがあります。今回の米価下落で大きな打撃を受けています。その痛みを分かち合っていただきたいというふうに思います。

それから、農協を潰す、今農協の全中の幹部と安倍政権が合意したのは第一歩で

しかありません。次々にやってきます。先ほど申し上げましたように最終的に潰すということなのです。だんだんです。そうすると、田上に大きな影響が出てきますので、そこはしっかりと安倍政権がどういう農政をするのか、注目しておいていただきたいと思います。

直接かかわります道の駅の直売所、これは本当に農家にとってこれが町外の人、町内の人、町外の人が特に使う可能性があると思いますが、そして多くの人が直売所で寄っていって利益、お金を落としていく。それは農家に直結します。それがひいては田上町全体のためになります。人口減少を食いとめるのはもちろんですけれども、そういうことになりますので、これは先ほど申し上げた繰り返しになりますが、どうぞ直売所についてはちょちょらに考えないで、１年間かけて練り上げるということですが、これは本当に成功させていただきたいと、これ要望です。

２回目の質問は、もしお答えいただける点がありましたらお願いしますが、これは先ほど申し上げましたように国が非常にかかわる問題ですので、町長は答えにくいということは承知していますので、もし答えていただけるのでしたら何か回答をお願いします。この２回目の質問で私の質問を終わりますが、町長の回答で結んでいただきたいと思います。

町長（佐藤邦義君）　それではお答えしますが、最初に今回の農協改革は、これは私の見解というよりはむしろ農政ジャーナリストが実はこういうふうに書いております。全体としては農協側は実をとり、政府は名をとったという感想を持っていると、こういうことであります。ということは、今回の改革で実際には例えばいわゆる県の中央会もそのままでございますし、また単協、それぞれの各農協のほうも今までと同じような活動だということであります。いずれこれからこの５年間にまた進むと思っておりますが、ただ１つだけは、政府が言っているこの改革で農家の農業所得の向上につながるかということは、これは今回の改革の中でまだはっきりと言われていないと、しっかりとした方針が出ていないというところが問題でありまして、やはり政府も農家の農業所得の向上に努めるような方向をしっかりと指導といいましょうか、方針を出していただきたいなと、こういうふうに思っております。

直売所につきましては、この直売所はこれから検討するわけでありますが、あちこちの視察をしたりして、担当者のほうも数カ所視察してきておりますが、実は直売所を成功させるというのは町内の農家の方々が生産しているいわゆる農産物だけでは恐らくはもたないだろうというふうに思っております。この辺もどういうふうな扱いにしていくかということをやっぱり検討しなければいけないというふうに思

っております。やはり直売所に農産物がないようでは全くお話になりませんので、あるいは近隣とか、そういうところからも農産物の販売もしなければいけないのかというようなことを実際今町では考えておりますが、いずれこれから検討して、成功できるように努力してまいりたいと、こう思っております。

議長（渡邉正策君）　川口議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番　池井　豊君登壇）

11番（池井　豊君）　池井豊です。一般質問させていただきます。

先ほども東日本大震災から４年ということで全員で黙祷をささげましたが、私からも早期の復興を祈りたいと思っております。本当にこの４年間というのは私も東北に通ったり、いろんな人との交流の中からいろんな思いがあり、数日前からのテレビ報道を見るたびに思い出されるところでございます。これからもまた復興支援して、続けていきたいと考えておるところでおります。

さて、一般質問なのですけれども、まず最初に私事ながら私議員３期12年やっております。年４回の一般質問において、これ記録というわけでもないのですけれども、おかげさまで一回も休まず48回連続一般質問をさせてもらうことができました。これも自分で言えば町政に対する問題意識があった、または私の周りの人たちがいろいろな問題点を指摘して質問を手助けしてくれていたという、そういう側面もありますが、私のとっぴな質問や稚拙な質問に対しても執行側がそれを真摯に受けとめて回答をしてくれる姿勢があったから、このように48回続けてこれたのかなと思っております。執行の皆さんのこれまでの回答に感謝申し上げたいと思っています。

質問というわけではありませんけれども、私の一般質問に対する、48回もつき合っていただいたわけなのですけれども、何か感想などありましたら前段でお答えいただければと思います。

さて、一般質問、施政方針演説について施政方針の中から質問させていただきます。まず、第１に少子化対策についてでございます。施政方針演説の冒頭に平成26年度を少子化対策元年と位置づけ少子化対策室を設置とありました。また、27年度の重点施策にも引き続き積極的に取り組んでいくとあります。私の評価としては、26年度は他市町村に先駆けて取り組んで、暗中模索の中ではあろうとは思うのですけれども、なかなか頑張ったのではないかなと、一つの方向性や傾向が見出すこともできたのかなと、ある意味成果も出てきたのかなと思っております。そこで、私はそういうふうに評価しているのですけれども、町長は26年度の取り組みについての評

価に採点をしてください。町長が当初思っていたのに対して何点ぐらいまでいったのか、また合格点だったのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、２年目になります。私担当者に聞いたら、昨年の田上町の少子化対策の取り組みについて各市町村から先進事例として視察や問い合わせがあったと聞いております。ということは、田上町がやってきた事業について、ほかの市町村はマークしてまねしてくるということ、それは喜ばしいことなのかもしれませんけれども、２年目として他市町村も同じような施策、少子化対策を続けてきました。２年目として田上町としての独自性、または先進性のある取り組みはあるのでしょうか。27年度の具体的な取り組みなどをお考えありましたらお聞かせください。

続いて、施政方針に対する２項目め、下水道事業の再開についてでございます。重点施策に休止していた下水道事業の再開として羽生田大道郷の雨水対策から着手するとあります。何年も前からこの事業をやりたいということで計画されていて、やっとここで事業化されることで期待せざるを得ないところなのですけれども、当初の説明のときからこの下水道における雨水対策では水害対策の根本的な対策にはならないのではないかというような指摘もされておりました。この下水道事業の雨水対策による水害対策上の効果はどのように捉えているのか、お考えをお示しください。

また、昨年度より始まったと思いますけれども、田んぼダムと合わせて、その田んぼダムも含めて大道郷の雨水対策の中から田上町全体の効果もお聞かせいただければと思います。

次に、施政方針の中から３つ目です。今回の施政方針の中、目新しい言葉が幾つかありました。その中で半日ミニドックについてです。施政方針の７ページぐらいのところに福祉・健康づくり関連事業という中に半日ミニドックとあり、その内容というのは具体的にはどのような内容なのでしょうか。そして、そこに疾病の早期発見とありますが、どのような疾病を発見できるものにつながってくるのでしょうか。今までの健康診断で発見できなかった新たな疾病が発見できるような、そういう期待、効果があるのでしょうか。そこら辺をお聞かせいただきたいと思っています。

また、検診の受診についてなのですけれども、既に町内の配布物によって来年度の、27年度の健康診断の受診希望のアンケートといいましょうか、をとっています。既に春の検診を受けるとか、そういうふうに希望を出している人たちと半日ミニドックを受けたいという人のそれとの整合性をどのように図っていくのかを質問いた

します。

施政方針に対しての４つ目の質問、本田上工業団地についてです。施政方針の８ページ、商工観光関連事業で「403号バイパスの開通も平成30年頃と目途がたって」とあります。この施政方針の中で初めて平成30年ころということで時期を明示されたと思います。町長のいろんなところでの答弁も平成30年ころ、または平成30年前半にはというような形で時期を示すような発言が見受けられてきて、期待感は多く湧いているところでございます。平成30年ころと説明するその根拠と、それからこの30年ころと明示することで販売促進につながる効果は期待できるのでしょうか。平成27年度は、どのような手法で企業誘致を進めるのかをお聞かせください。

最後に、５番目として一般会計と特別会計についてでございます。今回の施政方針演説を聞いて私思ったのが、特別会計のところの説明に入ると軒並み増額予算といたしました、増額予算といたしました、増額予算といたしましたという文言が出てきます。平成27年度の一般会計予算が43億4,400万円、それに比べて特別会計の合計は41億6,729万円と一般会計予算に近づいてきました。27年度予算では、特別会計において水道事業の収益的支出のみが前年より149万円少なくなっているだけでほかは全て増額予算となっています。ただ、このことについて私はこの田上町、または町村における一般会計と特別会計のウエートというのがどうあるべきかという明快な答えというのは実は私自身持ち合わせておりません。国の予算とは全く違うものとは思っておりますけれども、常に新聞やマスコミ報道されるときには何々市何々町の一般会計予算は何億円になりましたというふうに一般会計予算が表に出され、その町の財政規模といいましょうか、予算規模がはかられるように思っております。そんな中、よく第２の会計なんて言われたりすると思うのですけれども、特別会計の予算のあり方というのはどうあるべきかというのは私を含め、また議員全員、また執行も含め、どのようなあり方があるのかをこれから考えていく必要性があるのかもしれません。町長は、この一般会計と特別会計の予算のあり方がどうあるべきか、今現在どのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、施政方針についての５点の質問をさせていただきました。答弁をよろしくお願いいたします。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいまの池井議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、ご質問に対する答弁の前段に池井議員の３期12年間の定例会での48回にわたる一般質問に対する感想がありましたらということでありますので、一言感想

を申し述べさせていただきます。まずは毎定例会でのご質問をいただきまして、ありがとうございました。町民の方が日ごろ感じている質問なども多く参考になりました。また、地域に取り組んでいる課題に対する問題点について取り組んでいただきました。特に羽生田川をはじめ、水害対策については全町にわたる課題であります。水害対策は、平成12年に私が町長に就任して以来解決しなければならない喫緊の課題でありました。当初から取り組んだ横山川の改修をはじめ、才歩川、山田川の改修を終わることができ、六、七割ぐらいの水害対策事業が推進できたと、こういうふうに思っております。池井議員からは、今後とも全町にわたる課題に取り組んでいただきますことを期待をしております。

それでは、最初の少子化対策についてのご質問でありますが、まず平成26年度の取り組みといたしましては、転入者及び子育て世代のニーズ調査、それから意見聴取の実施、その調査結果の分析及び施策の企画立案、それを受けまして少子化対策検討委員会幹事会や検討委員会を開催いたしまして、庁内における合意形成を図りながら新規で取り組みを進めていく事業や、あるいは既存事業で充実、拡充していく、実施していく事業などを選定しまして、子育てをしやすい環境づくりを支援するという観点で少子化、定住対策の策定に取り組みました。そのほか国の地域少子化対策強化交付金を活用いたしまして、結婚推進事業や中学生向けの後援会など各種事業にも取り組んでまいりました。その結果、田上町の知名度アップが図れたのではないかと考えており、点数といたしましては池井議員からも評価をいただいておりますし、私もそれなりの評価をしておりますが、あえて点数にこだわらず今後もよりよい成果を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、町として独自性、先進性のある取り組みということでございますが、新婚・子育て向け個人住宅取得資金利子補給制度あるいは子育て応援米支給事業など、独自性、先進性の両面を備えているものと思っておりますし、それ以外の事業におきましてはニーズ調査の結果に基づくものでありますので、独自性、先進性があると考えております。

そのほかに先ほど申し上げました国の交付金事業につきましては、何よりも先駆性が第一に求められましたので、非常に独自性、先進性があったと思っております。ただし、独自性、先進性ばかり求めるのではなくて、町民や転入者が求めていることを第一に考えまして、その上で町の特性に合った取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業再開における羽生田大道郷地区の水害対策の効果についてのご

質問でありますが、大道郷地区、いわゆる下吉田排水区ですが、南北では羽生田川から羽生田駅、東西では下吉田土場地区から羽生田駅南の排水区域を有する49.3ヘクタールでの地区であります。近年の山手側の宅地化や、あるいは温暖化によるゲリラ的降雨による国道403号横断樋管部分をはじめ、ＪＲ横断樋管などがネックとなり水はけが悪くなり、道路の交通止め、あるいは住宅の浸水被害が発生している箇所であります。したがいまして、町では事業を再開し、雨水幹線等の整備を行い、ネックとなる部分を解消し、浸水被害が生じないよう事業展開することで水害のない町づくりに一歩前進するものと考えております。

また、田んぼダムと合わせて町全体の効果でありますが、昨年３月議会でも答弁したように排水機場の維持管理費の削減や余裕を持った排水対策ができ、ひいては信濃川本線の水位上昇の抑制につながり、防災上欠かせない施策と考えております。

次に、半日ミニドックについてのご質問でありますが、町民の皆様が各種の検診を受けるために何回も足を運ぶことなく、一回で複数の検診を受けられるような受診者の利便性を図る目的で実施するものであります。ミニドックの検診項目といたしましては４種類でありまして、特定健診、肺がん検診、胃がん検診、そして大腸がん検診を予定しております。これらの検診を受けていただくことによりまして、脳卒中や心臓病等の主な原因となる糖尿病や高血圧症、脂質異常症の生活習慣病、あるいは肺がん、胃がん、大腸がん、ポリープ等の発見につなげたいと考えております。

なお、事務的な準備が間に合わなかったため、半日ミニドックの実施に触れることなく平成27年度の健康診査申し込み意向調査を行ったところでありますが、半日ミニドックは７月９日、10日の２日間の予定でありますので、今後詳細が決まり次第、町広報紙等を通じて案内していく予定であります。

次に、本田上工業団地についての質問でございますが、これまでは企業等から紹介時においても403号バイパスの新潟市方面への開通の時期についての質問が多くありましたが、今現在は未定との話しかできない状況でありまして、なかなか決断の方向には行かなかった状況でありました。よって、開通の時期を示すことで具体的に工場の移転あるいは新設のプランが作りやすくなると思っており、販売につながるのではないかと期待しているところであります。

403号バイパスが開通したら新潟市方面へのアクセスが飛躍的に向上いたしますので、本田上工業団地は当初から想定していた立地環境に限りなく近づきます。そこで、平成27年度については新潟市方面の企業もしくはそれらの企業と取引のある企

業などに販売活動を強化していきたいと考えております。しかしながら、県内景気は緩やかな回復をしているとはいえ、依然として企業誘致は容易でないと認識しております。全庁的なプロジェクトチームはありますが、進出企業の情報を得ることは容易でありません。議員の皆さんからも情報提供をお待ちしておりますので、ご協力をお願いをいたします。

なお、開通時期の根拠につきましては県からの情報であります。

最後に、一般会計と特別会計の予算額のあり方はどのようにあるべきかとのご質問でありますが、特別会計は法令で設置が義務づけられているものと法令で市町村が執行すべきものとされている事業を施行するための関係経費について設置すべきとされている事業などがあります。一般会計と特別会計総額の予算規模が近づいておりますが、これらはその年度の各特別会計の事業量によるものでありますので、一般会計予算に対しまして特別会計予算の規模の概念はございません。しかし、今後下水道事業の再開に伴いまして、事業規模の拡大や、あるいは高齢者人口の増加に伴う介護保険特別会計の事業費の増加が見込まれるなど、さらに特別会計の総額が一般会計に近づくものと考えております。

以上であります。

11番（池井　豊君）　質問していいでしょうか。ご答弁いただきありがとうございました。

２回目の質問として、１つ目のまず少子化対策についてでございますけれども、独自性のあったものは個人住宅取得の補助だとか応援米という、確かに応援米というのはちょっとほかの市町村ではないような奇抜といいましょうか、意外とおもしろいものではないかなと思っております。私が危惧しているのは、先ほども申し上げましたようにほかの市町村がまねして、要は田上に来ようかなと思っていた人たちがほかの市町村でもそういうサービスをやっているならそっちでもいいかということでそっちに移住してしまうとか、そういうことが懸念されておりますので、これからも要はほかの市町村にない田上町の独自の個性を活用した移住だとか、または転居を求めるような形を求めていきたいと思っております。例えば湯田上温泉を持っているというのも一つの武器だと思いますので、温泉を転入者には何らかのサービスがあるとか、または田上の産物である例えば梅を、梅干し作りを転入した人はできるとか、ちょっと奇抜過ぎますけれども、そういう特産物をただくれるだけではなくて、いろいろな形でそこの町の特有の文化に触れることができるというような形に育て上げ、それをＰＲできればいいと思っております。

２回目の質問としてちょっと聞きたかったのが、私は26年度よく頑張ったと思うのですけれども、一つちょっと弱かったなと思うのが移住という言葉が少なかったと思うのです。田上町に移住しませんかみたいな形でＩターン、Ｊターン、Uターン、特に首都圏に向けてなんかもなのでしょうけれども、そういう移住という面でどのような施策が図っていくことができるのか、ちょっとそれ聞かせてもらいたいと思います。昨今のテレビ番組なんか見ていると、やっぱり移住するなんていうのは特に、こう言ったらおかしいかもしれませんが、田舎といいましょうか、農村部のほうにというような番組みたいのが結構あるかと思っているのですけれども、移住というのが一つのキーワードになってくるのではないかなと思っていますので、移住についてどのように促進を図っていくのか、２回目の質問でお聞かせいただきたいと思っております。

それから、２番目の下水道事業の再開についてです。これは、私も理解しているつもりなのですけれども、聞きたいのはその効果はあってほしいと思っています。住民説明会、これ開かれたのが相当前になるかと思っています。今の課長の前だったのかなと思っているのですけれども、児嶋課長のころかなと思っておりますが、住民の理解は得られたと思っていらっしゃいますかということと、これからまたこの下水道の雨水対策始めるに当たって、もう一回住民説明みたいなのが行われるのかどうか、そこら辺を重ねてお答えいただきたいと思っております。

それから３つ目、半日ドッグについてです。私もこの施政方針の理解をちょっと間違っておりました。疾病の早期発見とかができるというよりは、その最後に書いてある受診者の利便性の向上を図ってまいりますというこっちにかかっているということですね。今聞いたのでは特定健康診査と肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診という今までででは１日で行われなかった検診が１日で行われるようになるというふうに理解していいというふうに今思っております。これによって新たに発見されやすい、発見されるというような、そういう効果はないというふうに理解していいでしょうか。今までも要は１日で終わらなかったこの特定健康診査、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、私もこれ４つ受けておりましたけれども、結局今までは４つ、２日に分けて受けていたのが効果としては同じで利便性として１日で済むようになるというふうに理解していいのか、もう一回重ねて確認させてください。

それから、４番目の企業誘致についてでございます。新潟市方面、それから新潟市と取引がある企業にやるということで、それは非常にいいことだと思いますので、ぜひそのようにしっかりやってもらいたいと思いますし、平成30年ころという発言

をするのも県からの情報でそういうふうにやっているということであれば、これもっとＰＲしていいと思います。もう施政方針でもこうやって述べておりますし、いろんなところで述べておりますので、平成30年ころという形でチラシ書いて、平成30年ころ開通見込みでしょうか、決定でしょうか、そんな形でやれば各企業もそんな今考えて今すぐ新社屋建てようなんてことはないと思いますので、30年に合わせてどういうふうな年次的な計画でというような形でできると思いますので、この平成30年ころというのをぜひもっと大きくＰＲしていただきたいと思っております。

それから、５番目の一般会計、特別会計について、これは結構でございます。これからも私もちょっとまた勉強していきたいと思いますし、町長言われたように私も懸念しているのはこの下水道が始まって、それからまた高齢者の問題やらでどんどん膨らんでいく、それが正しいものなのかどうかというところちょっと疑問が生じていただけで、これからまた勉強していきたいと思っておりますので、これに関しては答弁は必要ありません。

以上で２回目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君）　今ほどのご質問にお答えしますが、最初の少子化対策で町のいわゆる独自性をもう少し推進していったらというご指摘でございますので、ありがとうございました。そういうような形で進めてまいりたいと、こう思っております。移住しませんかの形、実は前にもお答えしましたように私が住んでいる近くの団地には、山側の団地ですが、加茂市から田上のいわゆる子育ての対応が非常にいいというようなことで来ましたという人が何人かいるようでありますので、やはりそういったことで移住をＰＲする必要があると思っていますが、実は全体的にはご指摘のとおりでございまして、余り強くＰＲをしておりませんが、この辺はちょっと問題だと思っておりますので、今後の課題にして努力してまいりたいと思っております。

下水道事業の地元説明会ですが、これは当初からもう一度やり直すということにしてあります。先ほどお話ありましたように前の前の前でしょうか、児嶋課長の時代ですから、大分前に説明会はしましたので、改めて説明会を開催することにしております。

半日ミニドックについては、後ほど保健福祉課長からもう少し詳しく説明をしてもらいます。

企業誘致につきましては、今ほど議員からご指摘のあったようなことで私どもも少しピッチを上げながら企業誘致に力を入れていきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　それでは、３番目のミニドックの関係でありますが、議員のおっしゃるとおりに新たに検診項目を増やすことではなく、今までの検診を組み合わせるということでありますので、新たに疾病が特に発見できるというものではありません。あくまでも検診をされる受診者の利便性を図るというものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

11番（池井　豊君）　ありがとうございました。

最後に、２点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。その水害対策についてですが、これお願いです。住民説明会、これなるべく早くやって、住民の理解がもらえるようにしていただきたいと思っています。

それから、今保健福祉課長の答弁、検診の件あったのですが、これ半日ドッグというと費用負担が逆にその２回に分けて受けているのより増えるのか、減るのか、日数的には利便性は上がるのはわかるのですけれども、費用負担はどうなのかというところをちょっとお聞きして最後の質問にしたいと思います。よろしいでしょうか。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　ミニドックの検診の費用負担でありますが、今までと同じもの、同額を考えておりまして、上がるということはないということでお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　池井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　　休　憩

午前１０時２５分　　再　開

議長（渡邉正策君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、関根議員の発言を許します。

（12番　関根一義君登壇）

12番（関根一義君）　12番、関根です。通告に従いまして、一般質問を行います。

きょうの冒頭、3.11事故に対する犠牲者の冥福を祈りまして黙祷をささげましたけれども、私も昨日から今朝にかけてのテレビ報道を見ておりまして、４年を経過し、あのときの悲惨な、絶望的な思いがうそのような、そういう現状について非常

に憂える気持ちを持っております。何事もなかったかのごとく意識を風化させている風潮がありはしないかというふうに思います。いまだ23万人とも言われる人たちが故郷を奪われているという、そういう現実がありますので、忘れてはならない現状だと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。私は、今回は３点にわたりまして一般質問を行います。１点目は、地方創生総合戦略の策定に関しまして町長の見解を伺っていきます。

２点目は、原子力災害と防災指針の町の対応につきまして町長の所見を伺います。

３点目は、これまた県議会等でかなり議論が展開されているようでありますけれども、国民生活基礎調査と子どもの貧困対策について、新たな社会的な課題に浮上して来ていると思われますので、見解を伺ってまいりたいと思います。

まず、それでは第１点でございますけれども、地方創生総合戦略の策定に関しまして質問いたします。ご存じのように国はまち・ひと・しごと創生に基づき、地方創生総合戦略の策定をそれぞれの自治体に27年度中に策定を義務づけるというふうな動向にあると思います。国にしてようやく地方の疲弊、人口の一極集中問題に対して立ち上がった感があります。しかし、私は過去の地方創生政策にかかわる歴史がございますけれども、そのような教訓を思い起こしてみると、この政策というのは一時的な矛盾回避に終わらせてはならないと、このような思いを強くしております。町長は、所信表明でこの地方創生総合戦略の策定について次のように言っています。地方自治体の地方創生のための意欲が問われるのだというふうに言っておりましたし、そして加えまして仮称地域交流会館建設構想に関連いたしましてはこのように言っています。これからの新しい町づくりを賑わいの創出と学びの空間の２つの拠点をコンセプトに進める。この計画は、国の地方創生あるいはコンパクトシティーの考え方に整合性を持ちながら、町づくりの拠点を作るものであると、こういうふうに述べています。

そこで、４点について町長の見解を伺いたいと思います。１点目は、地方創生総合戦略は人口減少の克服と地域経済の活性化を目的としておると言われていますが、このような国が示す目的との関係で町長はどの程度の期待感を持っておられるのか、まず第１点お伺いいたします。

それから、２点目でございますが、私は町としての策定と実行の視点をどのように定めるのかというのが重要だと思います。したがいまして、町の地方創生総合戦略の策定、実行の視点をどのように定めているのかということについて町長の見解

をお聞きしたいと思います。

３点目ですが、人、それから仕事の創生というふうに簡単に言いますけれども、私は雇用の確保や拡大策などは町単独では完結できる課題ではないと考えております。町の現実的な課題をどう定めるのかというのが大事だと思います。見解を伺いたいと思います。

４点目、政府は自治体の特性に即した地域課題というふうに言っていますけれども、これを設定し、平成27年末までに策定を努力義務とするのだと、こういうふうに言っていますけれども、町長に伺いたいと思います。自力策定についての考え方について伺いたいと思います。また、策定、実行に当たっての広域連携についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

次に、２項目めに入りたいと思います。原子力災害、防災指針と町の対応につきまして、改めてといいますか、毎回毎回でございますけれども、町長の見解を伺います。12月議会で私の質問に対して町長の所見を伺いました。私は、町長にして明快な答弁であったというふうに評価をいたしたいと思います。これらの町長の見解を踏まえまして、改めて12月議会に引き続きまして以下３点の質問をいたします。

先ほども申し上げましたけれども、過酷事故から４年、安倍首相は事故は完全にコントロールされているというふうに言っておりますけれども、私はこのような事故は人類がコントロール不可能な悲惨な事故だというふうに思っていまして、４年が経過し、この風化は否めない現実だというふうにも受けとめております。一方、最近のマスコミなどでも明らかになっておりますように東京電力の事故隠蔽体質は目に余るものがございます。企業体質と言っていいのだろうと思います。このような企業体質をぶち破らない限り、事故の収束はあり得ないというふうにも思いますけれども、私は現状に警鐘を鳴らす意味も込めまして、原子力災害に関して繰り返し町の対応方を求めてきましたけれども、次の３点について町長の見解を伺っておきたいと思います。

１点目、２月の15日だったでしょうか、マスコミ報道がございました。日本学術会議が核のごみ対策を再稼働の条件にすべきとの政策提言がやられました。マスコミで報道されました。核のごみ対策については、過去何回か私も質問をいたしまして町長の一定の見解をいただいておりますけれども、核のごみ対策と原発再稼働に関しての町長の見解を改めて伺います。日本学術会議が核のごみ対策と原発再稼働の問題をリンクさせた提言がなされましたことに踏まえまして、改めて見解を求めたいと思います。

２点目、町長はこの間町としても原子力災害対策として避難マニュアルを検討するというふうに見解を述べてまいりました。私の記憶では25年、昨年の６月議会でありますけれども、町長はそのような答弁を明確にしておられました。町としてのマニュアル策定の基本的視点と策定の現状を伺いたいと思います。

３点目、国の防災指針には原子力災害に関して50キロ圏自治体の任務がうたわれていますけれども、この認識は一致しているところであります。私は、これに対しまして次のように町長の見解を求めたいと思います。したがって、その対応も含めまして、現在構想中の地域交流会館を原子力災害の一時屋内避難の機能を有する複合施設にすべきとの意見を申し上げてきましたけれども、過日示されました基本構想、基本計画の中にも示されておりますけれども、複合施設として明確にするような施設を具備する会館を建設したいのだということが示されましたけれども、それに伴いまして私は国に対して防災指針に関する財源措置を求めるべきだというふうに思っております。積極的に進めるべきだと思いますけれども、見解を求めたいと思います。

なお、私は最近地域の声を聞いておりますと、403バイパスの30年供用運用開始問題が現実的になってきているなという思いを強くいたしております。先ほどの町長答弁にありましたけれども、30年云々という見解は県からの情報だという町長答弁がございましたけれども、それはまさに現実的なのだろうなというふうな思いがしています。どのようなことに踏まえてそんなことを言えるかということですけれども、地域から得た話からしますと、新潟市管轄管内の土地買収は大きく進んでいるぞという話がございました。そういうところを考えますと、そのように受けとめることが可能なのではないかという思いをしております。そこで、私は地域交流会館、道の駅構想は大きく前進させるべきだということを申し上げておきたいと思います。いろいろな視点から問題点の指摘や、あるいは考え方の問題提起などもありますけれども、私は403の全面開通、供用運用開始に向けて、この施策は何が何でも成就させなければならない、結実させなければならないというふうにも思っておりますので、そのような意味からもただいま申し上げました点についての町長の見解を伺えれば幸いであります。

次に、３点目でございますが、国民生活基礎調査と子どもの貧困対策についてであります。県議会の議論を聞いておりますと、県議会では絆づくり・人口減問題対策特別委員会というのがあるのだそうでありますけれども、１月21日にこの特別委員会で子どもの貧困対策が議論されたということが報告になっておりました。さら

には県議会の一般質問でも子どもの貧困対策についての議論がなされておるようであります。昨今マスコミや書店でも話題になっています。目にすることが多くなりました。子どもの貧困対策について伺いたいと思います。

いろんな見解はあろうかと思いますけれども、格差社会における貧困層と子どもの相対的な貧困率の拡大は、就学困難児を生み出しましていじめの背後要因とも言われております。そして、貧困層の拡大は人口対策としても看過できない課題だというふうにも言われております。新たな社会的課題の行政施策に反映させるべきものなのだろうというふうにも思っておりますし、その一つに国民生活基礎調査があります。その調査結果で近年大きな課題に浮上しているのがこの子ども貧困対策であります。厚生労働省は、この調査に基づきまして平成25年度版を発表いたしまして、行政上の施策に反映するとしています。格差社会が拡大する中で喫緊の課題と言えると思います。そこで伺いたいと思います。

平成25年度版の厚生省報道に伴う実態認識を伺いたいと思います。町の実態がどのようになっているのかという認識について町長からお聞かせ願いたいと思います。加えまして、行政施策の必要性についても町長の所見を伺いたいと思います。

２点目、子ども貧困対策は、先ほど申し上げましたけれども、少子化・人口対策として重要な施策と考えています。具体化に向けた考え方を伺いたいと思います。私は、この問題は社会的な課題に近々なるのではないかというふうに思っていまして、貧困の連鎖を断ち切らなければならないという、そういう思いを強くしております。町としても対策に先手を打つべきだというふうにも思っておりまして、町長の見解を伺うものでございます。

以上、大きく言いまして３点にわたりまして町長の所見を伺いますので、よろしくご答弁をお願い申し上げたいと思います。１回目の質問を終わります。

(町長　佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君）　ただいまの関根議員のご質問にお答えしますが、最初に国の地方創生総合戦略にどの程度期待を持っているのかというご質問でございますが、議員ご承知のように地方創生総合戦略は地方へのいわゆる好循環拡大に向けた緊急の経済対策と言われております。それで、１番目の地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援と言っておりますが、これでは既にお話ししてありますようにプレミアム商品券等の発行ですが、これはこれまでの経験もございますが、直接町の経済の活性化に効果が出るものと、このことについては期待をしているところであります。２番目の地方創生先行型は、仕事作りなど地方が直面してお

ります構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すことになっていますが、そのために町としては地方版総合戦略を平成31年までの５カ年の施策を策定をしなければならないと、こういうことになっております。その内容は、議員ご指摘のように人口減少問題の克服の施策、そして好循環を支える町の活性化につながる施策を策定しなければなりません。あくまでも町の総合計画との整合性を図りながら、町づくりの一環として策定しなければなりません。当然ＰＤＣＡサイクルを実施しなければなりませんが、国が示しておりますまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の全体図を見ますと、取り組むこと、そして効果を出すということは実は相当なエネルギーが必要であると思います。あくまでも町のモデルでございますが、そういうふうに思っておりますし、目に見える効果を出すことは実は大変難しいと考えているところであります。

次に、地方版総合戦略の策定と実行の視点をどこに定めるか、及び町の現実的課題をどう定めるかについてのご質問でありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては昨年暮れに閣議決定されまして、今年の１月中旬に内容が示されたところでありまして、実のところ詳細にわたる部分までは把握できていないのが現状であります。その上で国がその中で示す施策の基本的方向の例示に例えて田上町にとって必要な視点はといいますと、１つは安定した雇用の創出確保、もう一つは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることの２つが特に必要であるというふうに考えております。

現実的問題につきましては、今ほど申し上げました視点に基づきまして長期人口ビジョンにおいて現状分析出しまして、将来を予測展望した結果を踏まえまして基本目標を設定し、策定してまいりたいと考えております。その策定方法ですが、長期人口ビジョンの策定に関する調査など、一部策定業務の委託を想定しておりますが、それ以外は町で策定いたします。

広域連携におきましては、他県では県全体あるいは圏域ごとに連携する動きもあるようでありますが、田上町では今のところそのようなことは考えておりません。いずれにいたしましてもこの地域総合版戦略の策定につきましてはスタートラインに立った状況であり、策定に当たりましては議会と執行が車の両輪となって推進することが重要であるとされておりまして、策定段階において十分審議することとなっておりますので、建設的なご意見を賜りながら策定してまいりたいと考えております。

次に、原子力災害、防災指針に町の対応に関連した幾つかのご質問でありますが、

最初の核のごみと原発再稼働に関してでありますが、日本学術会議の核のごみ対策に対する政策提言については、実は残念ながら承知しておりません。核のごみ対策については、再三にわたりマスコミ報道がされていますように中間処理場として福島県内に設置すると報道されておりますが、恐らく他県では積極的に受け入れることは難しいのではないかと、こういうふうに思っております。原発再稼働は、東京電力福島第一原発の事故の問題の解決の方向性が見えない状況ではまだ再稼働を進めるべきではないと考えております。

次に、原子力災害対策マニュアルについてのご質問でありますが、マニュアルの策定につきましては、これまで国の原子力災害対策指針の検討状況を見守りながら、ある程度具体的なものが示された段階で整備をするとしておりましたが、現在原子力規制委員会の検討チームにおいては指針の見直しが検討されておりまして、これによりますと原発から30キロ圏外の地域は重点的に原子力災害の対策を講じておくとされる原子力災害重点区域から除かれることとなることから、待避マニュアルなどの策定は必要ないものというふうに考えております。しかしながら、原発から大量の放射性物質が放出されるおそれがある場合は、原発の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国が屋外待避の指示を出すことの方針も示されたことから、現在作成しております防災ガイドブックによりまして原子力災害時における情報収集及び屋内退避などの対応方法について町民に周知していきたいというふうに考えております。

次に、地域交流会館の原子力災害時の一時的屋内退避機能を有する施設にすべきとの質問でありますが、地域交流会館や道の駅については原子力災害時の一時屋内退避だけでなく、原子力災害以外の災害発生時における避難場所や災害支援基地として貢献できるよう防災機能の整備も検討してまいりますが、具体的な内容については限られた財政を考慮しながら今後も研究が必要と思います。また、国が示す原子力災害対策事業に対する補助金の対象は、病院あるいは介護施設などを対象に一時的に待避する施設として原子力発電施設からおおむね５ないし10キロ圏内に設置された施設であります。万が一原発周辺市町村の避難民の受け入れをすることとなった場合は、県が作成した原子力災害に備えた広域避難の行動指針によれば田上町は長岡市民を受け入れることになっておりますが、受け入れ人数までは確定はしておりません。いずれにいたしましてもこれからの道の駅基本構想、基本計画の策定作業の過程の中で検討することになると思います。

最後に、国民生活基礎調査と子どもの貧困対策についてのご質問でありますが、

国民生活基礎調査は厚生労働省で毎年実施する無作為抽出調査でありまして、平成25年は３年に１回の大規模な調査の実施年でありました。そのうち所得関係は、全国で約４万世帯を対象に調査しまして、約３万世帯が集計されました。抽出調査であることから、個別の市町村ごとの調査結果は公表されておらず、また県の地域振興局の福祉事務所に問い合わせたところ、少なくともこの数年においては当町が調査対象になったことはないということでありました。

なお、子どもの貧困の実態として町で把握できるものとしては、教育委員会で行っている就学援助制度ぐらいかと思っております。この制度を利用されている家庭は、平成26年度においては37世帯、児童・生徒数としては49名であります。就学援助制度は、毎年町広報紙を通じて案内しておりますが、さらに学校諸費の納入状況が芳しくない家庭について随時学校の判断で制度の案内を勧めております。また、当町の母子家庭に対する児童扶養手当の受給資格者は101名の方々については、毎年の現況届において生活実態把握のための個別に面談をさせていただいております。その中で就労困難で資金、資産等あらゆるものを活用しても生活が困窮されている方については、セーフティーネットである生活保護の制度につなげることもありますが、町としてはこれ以上の対策を考えることは現段階では難しいものと考えております。

以上であります。

12番（関根一義君）　再質問させていただきたいと思います。

まず、地方創生総合戦略の策定に関しまして再質問をいたします。特に私はここで町長答弁で注目いたしましたのは、安定した雇用の確保について町の課題として定めていきたいという答弁がございましたけれども、私は先ほども申し上げましたように町単独で町民の雇用確保という課題を完結することは非常に難しいだろうというふうに思っています。町民の雇用をどういうふうに確保していくのか、新潟県との連携は必要なのか、三条圏との連携は必要なのか、そういうことも含めたいわゆる検討課題を定めるべきではないかというふうに思いますけれども、先ほど町長は他の自治体においてはそのような広域的な検討機構を設ける、そういう話も聞いているけれども、町としてはそのようなことをやる考え方は現段階持っていないというふうな答弁でございましたけれども、改めましてその点についての町長見解を伺っておきたいと思います。私は、ここは町の課題を鮮明にして広域連携を図るということの必要性を強く訴えたいと思いますけれども、改めまして町長の見解を伺いたいと思います。

次に、原子力災害関係について伺いをいたします。国の指針等に基づいて、50キロ圏と言われている当町においては避難マニュアル等についての策定は考えないということでございました。しかし、ガイドブックを作成して町民に示していきたいという見解はいただきました。私は、避難マニュアルだ、ガイドブックだとそんなことに余りこだわらないで、町民に原子力過酷事故が発生したときどう対応すべきなのかという、やはりそういう指針を与えておくことが必要だろうというふうに思います。私は、私事で恐縮ですが、子どもにはそのような事故が起こったら親の俺らのことは考えないでいち早く一人で逃げなさいというふうに言っています。そのとき持っていくべきものは、金と携帯電話だというふうにも言っています。親がどうなったのか、家族がどうなっただろうかということは避難した後で連絡とり合いなさいと、差し当たり逃げなさいということを言っております。もう一つ言っています。車のガソリンは、常に２分の１になったら補給をしなさいと、この２つを言っているわけです。守っているかどうかは私もわかりませんけれども、この２つを言っています。ところで、私がなぜそういうふうに言うのかということですけれども、過酷事故が発生した、そのときは3.11の教訓がありますから、住民は一斉に逃げるだろうと言うことです。そういう意識になるだろうということです。これは、50キロ圏の田上町の住民だけではなくて、30キロ圏、10キロ圏の住民というのはこぞってそういう状況になるだろうということなのです。そういう状況を先取りをして町民に重大事故が発生した場合についてはこうあるべきだということを示しておくことは、行政の責任でもあるのではないかというふうに強く思っています。ですから、ガイドブックとして示したいということであれば、ガイドブックを作る視点というのは重要になるのではないかというふうに思いますけれども、再度質問させていただきたいと思います。

それから、３点目ですが、国民生活基礎調査の問題です。そこに入る前にもう一点だけ追加しておきたいと思います。学術会議が核のごみ対策についての提言を行ったことについては承知していないという、町長からそういう答弁がございましたけれども、２月の15日の日報ではこのように記事が載っています。核のごみ対策を政府と電力会社が明確化することを原発再稼働の条件にすべきとの政策提言をまとめたと、これは学術会議がまとめたものということなわけです。これに伴って、要するに国では新たな動きが出てきていると思います。いわゆる放射能汚染物質の中間貯蔵対策をどうするだとか、そういうのが新たな動きとして出てきていますけれども、それもこういう動きと相まって動いてきているのだろうというふうに思いま

す。そして、もう一点は柏崎原発においてもそのことが緊急の課題になっています。12月議会でも指摘させていただきましたけれども、柏崎における廃棄物の限界は、プールはあと３年しかもたないというふうに言われています。ですから、私たちはこの問題は再稼働問題に重要な問題として考えるべきだというふうに思います。

　さて、では次に移りたいと思います。貧困対策の問題ですけれども、私はデータがないということでありましたけれども、そこまで調査はしていないのだということでありましたけれども、町としても町民の実態を把握する努力が必要なのではないかというふうに思います。現段階でそういうデータを持ち合わせていないことに対することを申し上げているわけではありません。社会的にも新たな課題ではないかというふうにも思います。就学活動支援、もちろんそうでありますけれども、そのようなご家庭があった場合については、親御さんの就労支援というものなども必要なのではないかというふうにも思います。そして、この貧困問題が社会問題化するという状況を先取りをした対策をぜひとっていただきたいというふうにも思いますけれども、町長の見解をお願いしたいと思います。

　県議会は、かなり突っ込んだ議論をしているようですけれども、早晩そのような議論がそれぞれの自治体に反映されてくるでしょうという思いも持っておりますので、強くそのことを求めて２回目の質問を終わりたいと思います。

町長（佐藤邦義君）　今ほどの関根議員の質問にお答えしますが、最初にいわゆる広域連携を図るべきだというご指摘で町はどうかということですが、先ほど申し上げましたように現状では広域連携を図るというところまでは行かないと、今では考えていないというお話ししましたが、私は雇用の確保、すなわち若者の定着というのはそれぞれの市町村が正直言って今は、市町村間のぶんどり合戦とは言いませんけれども、結局そういうような状況になりかねないので、言葉上では広域連携ということになりますが、必ずしも例えば三条市でこれだけの人間が余っているから、ではあなたのところにやりますよということはあり得ないわけでありますので、やはり町独自の雇用確保の努力が必要でありまして、その政策がよければ隣の市からも来るでしょうし、またその次の三条市あたり移動してくる可能性が十分あるだろうと思っております。私どもとしては、まず若者が定着すること、子育て環境をよくしていくということが雇用確保につながるということになっておりますので、まずは田上町がしっかりとした施策を立てて努力すべきだろうと、こういうふうに思っておりますので、今後あるいは広域連携の話が出るかもしれませんが、現状ではそういったようなことでまずは足元をしっかり決めようと、固めていこうというのが現

状の考え方であります。

それから、町民に対して過酷ないわゆる原発事故の対応については周知すべきだということは、今ほど関根議員のお話をお聞きしましてそのとおりだと思っております。１回目の答弁でも周知すると、こういうふうにお答えをいたしましたが、当然この原発事故に対応というのは田上町は非常に大変でありまして、大変というのは１つは50キロということで余りその危機感がないというようなことであります。というのは、これは刈羽とかの地元の首長の話によると、田上町ではそこまで行かないよと、プルームは行くだろうというようなことをよく言っているのですが、それは風に乗ってどう流れてくるかということは想定できませんけれども、そういったためになかなか田上町としてはそれに対応できる施設もないということで、現状では小・中学校の体育館、町の体育館、そして将来できる生涯学習センターに必ずしも完全ではありませんが、避難者を受け入れ、また本当に過酷なことで影響があるということになると田上町も関根議員がお話しになりましたように逃げなければだめなわけでありますから、引き受けて逃げるというのは二重の問題を抱えているので、大変難しいなと、こういうふうに思っておりますが、徐々に整備をしなければいけないと、こういうふうに思っております。ガイドブック等でわかりやすく町民に伝えていきたいと思っています。

子どもの貧困対策につきましては、実は私どもは先ほど申し上げましたようにいわゆる支援制度というようなことで、先ほどお話ししました37世帯だったでしょうか、49人の生徒もその対象になっておりますが、現状ではそういったようなことで本当に生活が大変なことになりますといわゆる生活保護ということになっていくわけでありますが、これについては町としてもかなり綿密に状況を聞いたり、あるいは指導をしているところでありますので、引き続き子どもの貧困対策については力を入れてといいましょうか、現状をよく把握していきたいと、こういうふうに思っております。

12番（関根一義君）　３回目の質問をいたしたいと思います。

私は、一番最後のほうから行きたいと思いますが、使用済み核燃料の問題ですけれども、なぜこの段階でこんなに大きな課題になってきているのだろうということでいろいろ調べてみました。地域経済云々、云々という話もありますけれども、そういう意味では地域経済が疲弊しておって、何としても要するに原発再稼働をさせたいのだという、そういう動きもありますけれども、そういう背景の中に何があるのだろうというふうにも思いましていろいろ調べてみましたら、私は認識していな

かったのですけれども、原発立地自治体については使用済み核燃料税の徴収がされているということです。柏崎市は、平成24年実績では５億円徴収しているというふうになっているわけです。この制度は、平成15年ごろから制度化されて、町が条例を制定をして原発事業者から税金を徴収するのだということで５億円いただいているという中身のわけです。その真偽のほどはわかりません。私は、インターネットでちょっと調べた段階ですから、わかりませんけれども、こういうことは地域経済の原発依存というものが背景にあるということなどについても着目をしていかなければだめなのだろうというふうに思います。ですから、ここは私の主張を申し上げておきたいと思いますけれども、そのような原発の地域社会の依存、これを打破する主張をどんどんしなければならないということを強く考えております。これは、町長の答弁を必要といたしませんけれども、そのことを強く申し上げておきたいと思います。

それから、町には原発災害のときに対応する施設はないと、それは事実そうです。鉄筋コンクリートの建物はないわけです。小学校だ、中学校だと言ってみても、それはそれに適した施設かというと必ずしもそうなっていないということがあるわけですけれども、しかしこれからはそういうことを想定した町の施策を考えておくことが必要だろうと。これは、原発に対するどういう考え方を持つのかと全く異質の問題だということではありません。原発再稼働反対であろうと賛成であろうと、原発が再稼働しようとしまいと、原発が存在している限りその対応というのはとっておかなければならないということだと私は思います。チェルノブイリの事故から29年になりました。今現在チェルノブイリの事故でも12万人の方々が要するに地域に戻れないでおられるというふうなことも報道されています。そういう意味では廃炉にしようと原発廃止にしようと、これだけの長期間の対応策をとっておくことが必要だというふうにも思いますから、私は当然にもその対策は町としてとる必要性はあるのではないかというふうに強く感じているところであります。

それから、一番最初の地域総合戦略にかかわるところに戻りますけれども、町長は町独自では相当のところまで策定をする、専門的な必要最小限のものについてはコンサルタントに委託をして策定していくというふうに言われましたけれども、そんな簡単なものではないと、私はそういうふうに思います。ですから、そこは執行だ、議会だというふうなレベルを超えた課題として据えないと、この総合戦略は生きたものにならないだろうというふうにも思います。冒頭も申し上げましたけれども、地域創生云々というのは過去何回も施策としてやられてきている。１億創生と

いうことでそれぞれの自治体に１億円投げて地域おこしをしなさいというふうな施策もありました。しかし、それも一時的に終わっているということなわけです。それが継続した町づくり、あるいは地域づくり、そういうものとしては生きていないというのが現状あるのではないかというふうにも思いますから、この際だから町の将来をかけて考えていくことが必要だというふうにも思います。なぜ私が広域連携というふうに言うかといいますと、町長はまず現実的な課題として町で町民の雇用をどう確保するのかということを地に足を着けてそこから出発したいというふうに言っていますけれども、町でどれだけの雇用確保が可能だというお考えなのでしょう。私は、現実は難しいと思います。町の経済状況からしてもそうだと思います。企業立地の状況からしてもそうだと思います。勢い私たち町民の雇用はどこに求めなければならないのかというと、新潟市や三条市や燕市やというふうに近隣市との連携でトータルとしたら要するに雇用確保をどうしていくのかという議論が必要なのだと思います。田上町として、三条市さん、例えばこれだけのキャパで受け入れてください、そんなことは通用するわけではない。新潟市さん、こういうふうに受け入れてください、そんなことは通用するわけではない。そうではなくて、地域社会としてどう雇用を確保するのかという議論が大切なのではないかというふうに訴えているわけです。そうした議論を通じて、この新潟県内における雇用状況をどういうふうに進展させていくのか、あるいは県央地域として雇用状況をどう進展させていくのかという、そういう行政の責任ある議論体制を作るべきだというのが私の要望のわけです。そういうことも踏まえまして、ぜひ町長もこれからの努力をお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（渡邉正策君）　町長、いいですね。

12番（関根一義君）　いいです。

議長（渡邉正策君）　関根議員の一般質問を終わります。

続きまして、椿議員の発言を許します。

（２番　椿　一春君登壇）

２番（椿　一春君）　では、議席番号２番、椿一春です。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回は、１年前にもした質問の消防団の処遇改善に関する質問と、もう一点は道の駅構想についての２点について質問をいたします。

まずは消防団の処遇改善に関することですが、この法律は平成25年12月臨時国会で消防団支援法、正しくは消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

ということで、長いので、今後以下消防団に関する法律と発言しますが、これが成立いたしました。この消防団に関する法律の立法された背景なのですが、平成７年阪神淡路の大震災やきょう４年たった平成23年の東日本大震災を踏まえ、また近年局地的な豪雨ですとか豪雪、さらには台風による被害が各地に勃発しておりますので、住民の生命、身体、財産を被害から守る地域防災力が重要性が増大しているとともに、今これから首都直下型地震ですとか南海トラフ巨大地震が予測されている中で地域の防災体制の確立が喫緊の課題となっておることであります。一方ですが、子どもの少子化、高齢化ですとか会社などへの勤め人の増加、それから行政区画を離れ、町外、市外、よその地域のほうへ通勤をする人口の増加などで地域における防災活動の担い手の確保が困難となっております。

そこで、この目的とするものは、住民の積極的参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化をもって住民の安全確保に資することを目的として制定され、施行されております。この内容なのですが、大体７項目ぐらいに分かれているのですが、地域防災力の充実強化に関する計画を策定しなさいということと、全ての市町村に置かれるようになった将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化ということと、あと３つ目が国、地方公共団体による消防団への加入の推進、それから４番目が公務員の兼業の特例、５番目に事業者、大学への協力、６番目が消防団の処遇ですとか設備、教育訓練の改善の消防団活動の充実強化ということです。７番目が地域防災における防災体制の強化ということなのですが、この７番目については当町でも自主防災組織というものが100％できるようになったのですが、この自主防災組織の教育訓練においては消防団が主導的役割を担うための市町村による措置ということで、ますますこの消防団の活躍が期待されているわけであります。それとあと、自主防災組織に対する援助ということもここの法律の中でうたわれております。

これに踏まえて消防庁のほうなのですが、団員の確保ですとか処遇の改善、装備の充実について検討を進めるための対策本部というのを立ち上げ、取り組んでおります。そこで、装備ですとか教育、退職金については都道府県への要請がされております。退職金については、各階級において一律５万円が引き上げられているように処遇の改善がもう既に図られております。また、次に各自治体に対しての要望なのですが、報酬ですとか手当、これ決算ベースの支給額が交付税措置額を大幅に下回るのが今現状であります。このことを踏まえ、報酬手当ですとか条例単価の低い市町村においては積極的な単価の引き上げを、上げるよう要請されるというふうに

消防庁のほうではそういうことが言われております。昨年もこの質問をしたのですが、消防団に関する法律施行したのですけれども、時間もわずかだったので、前回の質問の回答は近隣の市町村と足並みをそろえて設定するという回答でありました。これは、前年度その法律が成立したばかりだったので、やむを得ないことなのかなというふうに解釈いたしました。

それで、その年額報酬についてなのですが、地方交付税の措置制度の説明書というものに書かれているのですが、国の交付税措置の金額と田上町の支給されている金額の差なのですが、まず団長なのですが、国のほうが８万2,500円、町のほうは10万8,000円、これ２万2,500円多いです。副団長６万9,000円、田上町のほうが７万1,000円でこれも2,000円多いです。あと、分団長のほうで５万円に対して５万4,000円、ここから今度低くなるのですが、副分団長４万5,500円に対して４万1,000円、部長とかが３万7,000円に対して３万2,000円、これ5,000円低いです。班長が３万7,000円の交付税措置額に対し２万4,000円、マイナス１万3,000円です。団員に関しては交付税措置額が３万6,500円に対して団員の手当は１万9,000円、１万7,500円も低くなっております。したがって、今大体がこれ団のほうに支給されているのですが、団のほうでは備品を買ったり、いろいろ工夫してやっているわけなのですが、大体30人ぐらいいる分団では年間40万円ぐらいの増加になると思います。

あともう一個、出動手当というものがあるのですが、今2,800円とか2,600円という出動手当なのですが、大体これも国の交付税措置に対して約２分の１になっております。ですから、ほとんどが年額１万9,000円の中でボランティア的なことでいろいろ消防団活躍しているわけであります。昨年度は県大会もあり、そのサポートでもう手当もなく献身的に活動してきたのが消防団でございます。また、春の大会になるとそのために大会目指して自主的に訓練、早朝やっているのも現状でありますので、この努力に報われるような処遇改善を行うべきであると考えます。

また、近年保育士ですとか介護職員が労働がきついということで処遇改善というものがされております。こちらは、事業主が主に民間の事業所であって、これは事業所を通じて本人に支払われております。適切に支払われているかどうかは、やはりこれ行政で確認がされているかと思います。一方、消防団は町が処遇しているわけなのですが、この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の目的に沿った消防団強化、体制強化、これに携わる消防団への処遇改善を最も優先するべきことではないでしょうか。

そこで、２点について質問いたしますが、１つ目は基本報酬について改善を行い

ますかという点と、もう一点目は出動手当について同じように改善はいたしますかという、この２点について質問いたします。

次ですが、道の駅構想について質問いたします。きょうも川口議員と関根議員からも道の駅について質問が出ましたが、全員協議会でも説明を受け、ようやく基本構想への着手が進むというふうに感じております。平成30年ころのバイパスの新潟方面開通に向け、当町が集客するための道の駅構想というのはとてもすばらしく、ぜひぜひ実現させていただきたいと思います。２月の全員協議会で文化的施設と道の駅のイメージ図が示され、たたき台ということで道の駅を手がけるコンサルタント会社へ業務委託がされるということで、その中で町の意向として何回か検討されてこの前の全員協議会のイメージ図が示されたというふうに私感じております。

そこで、町民の方への意見聴取でもうちょっとこれはよく調べなければいけないのではないかなという点がありまして、１点目は交流人口の規模を目的とする道の駅なのですが、１日に何名の訪問者を想定して、目標設定としてコンサルタントに設計を依頼したのか。目標を具体的にそのニーズがあるのであれば、１日何人の集客を見込むというふうなことをお示しください。

２点目は、バイパス等の道の駅で訪問者数と施設の面積、敷地の面積というのは相関があると思います。その訪問者数掛ける客単価イコール売上金額になるわけなのですが、どれぐらいの集客を見込んで、客単価どれぐらいで直売所ですとか、そういった道の駅でどれぐらいの目標設定をしてコンサルタントへ提示したのか、もしその目標設定を示しているのであれば具体的金額をお示しください。

あと、これ豊栄のほうにある野菜の直売所なのですけれども、１カ所で年商２億円売り上げてあります。出品者も新潟市の全域から出品をしていて、人口的に見れば出品者数はやっぱり広域的に見て加茂市、三条市、隣の江南区ですとか南区、五泉市、いろいろ広域的に出店者を集め、田上町全体が活性化につながるようなものができればというふうに私は強く期待をしているものであります。というか、身の丈に合った施設という言葉を聞くのですが、文化的施設とか静の空間というのは交流の場であるので、身の丈に合った施設でいいと思うのですが、やはり産業の活性化となる位置づけの強い道の駅というのは、ぜひ広域的な考えでコンサルタントの適切なアドバイスで検討を進めていくべきではないかというふうに考えます。これは私の意見です。

次に、その３番目に関してなのですが、ほかの道の駅開発の助成金では交付金として農水省の助成金を使っております。野菜の直売所、農家レストラン、就業者の

確保の整備、空き施設の活用など、幅広く公募をしている道の駅とか、そういったのは農水省でいろいろ助成金があるのですが、以前の全協で意見を申し上げ、町長は検討を進めるとお答えしましたが、その後その農水省に関する助成金の関係なんかは何か検討を進めているのでしょうか。お聞かせください。

最後４点目ですが、これから広く町民の意見を取り入れる検討委員会を設置し、検討を進めていくとありますが、特に原ケ崎の交流センターが不適切な建物とかという意見が多い場合、そこの立地の施設の場所の移動を考える意向はあるのか、その辺を、最後の質問ですが、この４点質問をいたします。

あとはご答弁のほうよろしくお願いいたします。これで１回目の質問を終わります。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいまの椿議員のご質問にお答えしますが、最初に消防団支援法成立後の町の対応についてのご質問でありますが、消防団員の報酬額の点につきましては、議員ご自身が言われておりますように交付税を計算する単価の積算内容であります。これは、あくまでも普通交付税を算定するためのものであって、消防団員の報酬を定めるものではありません。また、普通交付税は一般財源でありますので、個々の自治体がみずからの裁量で自由に使い道を決定できる財源でもあります。消防団を中核とした地域防災力の向上については、その重要性は認識しているところでありますが、財源は限られているため、まずは老朽化している消防積載車の入れかえ、あるいはライフジャケットの配備など消防団の装備品の充実を優先的に進めてまいりたいと考えておりますので、消防団員に対する報酬及び出動手当の改善については現在は今までどおりということにしてありますが、今後近隣市町村の状況などを踏まえて検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、道の駅構想についての質問でありますが、道の駅を含めた仮称地域交流会館につきましては、町の振興あるいは地域創生においては最大限の効果が発揮するような場にするために町の特性を生かし、特徴を生かして多くの人が集まる田上町の魅力が集約される賑わいの拠点作りを進めていくことを目標に掲げております。そのために専門のコンサルタントに委託をいたしまして、導入施設の規模や配置など、町と協議しながら専門的な分野から調査分析したり、あるいは広く住民の意見を聞くために住民説明会を開催したりして外部機関の道の駅検討委員会を設置いたしまして、意見や要望、管理運営組織などについて調査検討し、実現可能な身の丈に合った計画ができるよう平成27年度１年間をかけまして基本構想と基本計画をま

とめていく予定にしております。したがいまして、議員の言う１日平均の道の駅の利用者数や売り上げ目標額等の具体的な数値目標については、今後調査検討していく作業過程で設定されることになります。

また、原ケ崎交流センターの活用については、耐震改修など再利用するために必要な最小限の改修を行いまして、既存施設の有効利用を図りながら新たな図書館機能を併設した学習スペースを確保して学びの空間として整備を行う予定ですが、ＰＴＡ連絡協議会や社会教育委員会の方々からは反対の意見はありません。むしろ推進してほしいとの声が聞いているところであります。今後は住民説明会などで詳細な説明をいたしまして、さまざまな意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

２番（椿　一春君）　では、２回目の質問をさせていただきます。

消防団のほうのやはり報酬なのですが、今幽霊団員が多くいるというのも現状でありますので、年報酬については私もこれ今現状でいいというふうに考えております。ただ、災害時の出動時、今１回出動が2,800円となっているのですが、国のほうの交付税措置ですと１回の出動手当が7,000円となっております。余りにも差がありますし、実際にそこの現場へ駆けつけていっている消防団に対しての１回の出動に対するこれは手当なので、ぜひこちらの手当のほうだけでも改善を検討していただけるように強くお願い申し上げますし、あと消防庁への積極的な増額を要望しますという、その消防庁のものに対してはどのように考えているのか、それをお聞かせください。

あと、２点目の道の駅に関しては、一応これ私の今要望とか町民の方の本当道の駅で野菜直売所ができたら潤っていいねというふうな意見を聞きますので、これからの１年かけた検討の過程でいろいろ議論させていただいたりして進めていければというふうに考えております。

ですから、消防団に関しての質問よろしくお願いします。

町長（佐藤邦義君）　今ほどの椿議員のご質問にお答えしますが、最初に消防団員のいわゆる報酬については大体現状どおりでもよいというようなお答えでございました。ありがとうございました。年報酬は、現状どおりということでありますが、出動手当については先ほど申し上げましたように近隣の市町村ともう少し比較しながら検討してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

その次に言った消防庁へというのは質問の意味がちょっと理解しかねましたので、

後でまたもう一回質問していただければと思っております。

道の駅につきましては、これはこれからのことでありますので、特に道の駅そのものは先ほど来申し上げてありますように、１つはこの403号バイパスの交通量によってどれだけの面積というのは後で国、県のほうから指示がありますが、この道の駅あるいは地域交流会館に併設します直売所等については当然これは生産者あるいは商工会、商工業者の意見を聞きながら最大限要望に応えられるようなことにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２番（椿　一春君）　では、消防庁からの要請なのですが、これインターネットで見た2014年の１月号となっている特報というもので、消防庁国民保護課防災部防災課のところで発行している書物なのですが、この消防団を中核とした地域防災力の強化実現に関する法律ということでその背景ですとか内容、法律に基づく消防庁の取り組みということでこういった特報という形で載っているもの、その中で先ほど退職金に関しては都道府県に要請してあることであります。あと、我々市町村のほうでは報酬ですとか手当のベース、これが決算ベースでは支給総額が交付税の措置額を大幅に下回っている、7,000円の交付税措置に対して実際は2,800円を払われていたので、これは大幅に下回っている状況でずばり当たっていると思います。それに対して、このことを踏まえ積極的な単価の引き上げを行うよう要請するとともに、消防団の確保、報酬手当の改善、装備の充実などについて今後成立した法律並び、25年度の補正予算、平成26年度の当初予算で、これ前年度の書かれたものなので、年度がちょっとずれていますが、消防庁が各地方公共団体に対し、報酬と手当の積極的な単価の引き上げを行うよう要請してありますので、これに対してどのように町は応えるのかということを聞きたかったので、これを最後の３回目の質問といたします。

以上です。

町長（佐藤邦義君）　今聞きましたら最初の質問に関連があるようでありますけれども、私どもでまた後でよく精査して調べておきたいと思っております。

議長（渡邉正策君）　椿議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前１１時４３分　　休　憩

午後　１時１５分　　再　開

議長（渡邉正策君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番、松原議員の発言を許します。

（８番　松原良彦君登壇）

８番（松原良彦君）　８番、松原でございます。一般質問をいたします。

私も東日本大震災に遭われた皆様方にお見舞いと、亡くなられた方々には心からのお悔やみを申し上げます。

今回私は、任期最後の一般質問ということで２つの項目を用意してまいりました。

１つは、田上町農業が基幹産業としての今後の方向をどう考えていくか、町長に尋ねます。

２つ目は、地区敬老会今後の方向性はいかにということで敬老会のあり方を少し聞いてみたいと思っております。

先日、町ＪＡより27年度の稲作の自主転換率が各農家に示されました。その数字は、今までの転換率を上回る過去最高の40.9％というものでとても高い配分値でありました。この数字の上がったことについては、皆様も大体新聞や報道でわかるかと思いますけれども、食生活の多様化や消費の減退、全国的なコメの豊作、これは101％という報道があります。大きな問題になっている過剰在庫米のことなど幾つか重なって、26年産の仮渡し価格が下がったと考えられます。しかしながら、この米価の価格破壊の現実を仕方がないとか諦めているようなことでは農家としては大変残念なことにもなりますし、継続的な農業を営むことにはなりません。何とかしなければならないというのが農家の気持ちでございます。この農家の生産意欲をなくするような状況や若い担い手が諦めるようなことが起きては大変困ります。農業は、大部分国策で方向が決まるようであるかに思えますが、田上町町長としてはどのような手だてや見解を持って町の基幹産業である農業を考え、育成していくかを伺います。

次に、町の農業事業に対しての補助金のことについて伺います。毎年の予算、決算などを見ておりますと、農業だけではありませんが、たくさんの補助金が町から投入されております。特に農業は安全、安心、安定した生産量の確保ということからも食糧の確保は不可欠だと誰もが思っているはずでございます。そんな中で26年産米価の概算金の支払い金額が非常に低価格なことから、国も県も農家の支払資金のショートを避けるために11月ごろから緊急融資資金の貸し出しを始めました。国の農林漁業セーフティーネット資金、または県で行われている利子補給などです。田上町では、どのような手だてをしたのかを伺います。

いろいろな検討をしている中で国の方針でもありますけれども、国の仕事でもあ

りますけれども、建設関係の中では長寿命化工事が発注されています。農家が経費削減に欠かせない農機具の保守点検作業、すなわち今後の各家庭の農業を骨太な経営につなげるための小さな出発点かもしれませんが、農機具の保守点検関連要綱（案）など新たに作成し、まだどこの市町村でも実行していないと思われる町単独の農機具のメンテナンス補助を検討していただきたいと思うが、町長いかがでしょうか。

次に、地区敬老会今後の方向性についてお伺いします。地域ごとに現在開催されています地区敬老会は、今年度でちょうど10年目の節目の年に当たります。その意味合いから、今後の地区別開催について町長に今の形態を推し進めるのか、それとも他の人たちとも相談などして別なプランなど前向きな検討をいたしておられるかお聞きいたします。

また、保健福祉課より発行されている地区敬老会実施一覧表を見る限りにおいて、75歳以上の参加率はここ数年平均して37％前後で推移しています。田上町全体を考えて、出る人、入る人、やめる人、大体毎年同じくらいの数字が動いているということでございますが、上がることもなく、下がることもなく、ちょうどいいあんばいに大体平均的に動いているというような数字が出ております。毎年の町予算状況から見て、国が行う祝祭行事なのでありますから、年金が下がるなど暗い話ばかりの中で１歳上げて74歳からという話題は町民の皆様から大変喜ばれるし、高齢者福祉の観点からも吉報になるのではないかと私は考えて、町長にこのことについてお考えをお伺いいたします。

田上町区長会で地区敬老会に対して幾つかの要望事項が出ております。その中に敬老会に対しての補助金の増額の話が出ているとも聞いております。議会で認めている予算内で対応できる部分もあるかと思いますが、この件についても執行側の見解を尋ねます。

以上、２点、第１回目の質問を終わります。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいまの松原議員のご質問にお答えいたします。

最初の基幹産業である農業を考え、育成していくかというご質問でありますが、議員の言われるとおり、町の転作率も過去最高となりました。一番の問題は、過剰在庫米であります。まずは在庫米を増やさないことが必要で、いかに転作が重要なものとなるかがわかると思います。結論から言えば、主食用米の作付を非主食用米に切りかえるなど、過剰米の減少に努めなければならないと思っております。それ

と、育苗ハウスなどを利用した園芸作物を導入することで農業所得向上につなげることも重要であると考えております。

次に、町ではどのような手だてをしたのかというご質問でありますが、町自体では資金がありませんので、国、ＪＡ等の資金の紹介等をしております。なお、26年産米の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、国の制度のいわゆるナラシ対策が対象となり、今後収入減少に対する補填が行われると聞いております。

次に、町独自のメンテナンス補助の検討をとのご質問でありますが、議員の言われるように農業用施設の長寿命化工事等に対する補助は、新津郷阿賀野川左岸地区の国営の土地改良事業、平成30年度着工でありますが、事業を行うことでこの先数十年に施設を使えるというものであればよいと思いますが、農業用機械に置きかえたとき、果たしてメンテナンスに対する補助金に効果があるかとなると疑問であります。現段階では実現は難しいのではないかというふうに考えているところであります。

次に、地区敬老会についてのご質問でありますが、以前70歳以上の方を招待する対象年齢で町敬老会を開催しておりましたが、敬老会の出席率は２割を切るような状況の中で議会からの見直しの要請や70歳から75歳までの方々を対象としたアンケート調査の結果、そして区長さんや老人クラブ、民生委員の代表者で構成する町敬老会のあり方に関する検討委員会での審議結果を踏まえた中で平成12年度より対象年齢を１歳ずつ引き上げて、最終的には75歳以上とすることといたしました。平成16年度には敬老会を中止することといたしましたが、その後も敬老会に関する検討会において敬老会の再開に向けた検討も重ね、平成18年度からは高齢者の長寿のお祝いとともに、地域における高齢者の見守りや支え合いの意識を育んでいただくために従来行っていたような町全体の敬老会式典ではなく75歳以上の方々を対象に地区での開催を進めることといたしました。このような経過を踏まえまして、今後も今の形で地区敬老会を継続実施する考えでおります。

さて、対象年齢74歳以上に引き上げてはとのご提案でありますが、特にそのようなことを考えたこともありませんし、また毎年の敬老会に関する検討会においてもそのようなご意見は今まで伺ったことがないと記憶しておりますので、対象年齢の見直しについては今のところ考えておりません。

さらに、補助金の上限額の増額に予算残額を充ててはとのお考えのようでありますが、予算はあくまでも予定した事業を進めるに当たっての必要な経費として議会に諮り、認めていただいた予算を執行するものでありますので、執行残があるから

といってむやみに当初予定していたものとは違う内容に充てるという性質のものではないと考えております。

以上であります。

8番（松原良彦君）　ただいまは大変細やかなわかりやすい説明をしていただきまして、よくわかりました。

しかしながら、町長も今回の26年度産の米価の大変な下がりようを大変危惧しているというような気持ちは十分伝わってきたことを私は受けとめておきたいと思います。町長が今例に出した転作は、育苗ハウスを使うとかということもございますが、私はそれも結構ではございますが、先般も同僚議員のお話の中で答えたこともございますが、やはり国や県、町の補助金なしではとてもこの農業を継続していくことはできません。それを何とか町が都合して担い手の育成や、それから高齢者がやめていく田上町の農用地を守るというような観点からすると、町長にもう一つ、もう一歩前進して農業者のことも考えていただきたいという気持ちを私は今持ちました。近年は、去年あたりから外国に輸出するとかいろいろな方策が出ておりまして、まだまだ農業もこのままでは終わらないというようなことも考えて頭にありますけれども、そこまで持ちこたえられるかどうかというような気持ちも私は今回持ちました。ＪＡが今回コシヒカリやコシイブキの金額を1,000円から3,000円近くまで値段を下げました。では、下げたら新潟県のコメはよく売れるかと、そう思いましたら全国的な下げ、東北地方、それから九州地方のコメ相場においては60キロあたり7,000円前後まで下がって販売しております。そうなると、結局新潟県だけが下げてもだめだということもわかりますし、秋当初コメ屋さんの話ではこんなに下げなくても売れるのだよというような話も聞いておりました。そういう中で生産コストを下げる方法、それから稲を刈った後の田んぼにまた何か植えるという二毛作の話、これはやはり農家自体も真剣に考えて収入を増やす方法をとらなければならないと思っております。

また、今町長もお話しされました収入減少影響緩和対策、ナラシ対策とも言われていますけれども、この保険制度に加入するのも一つの方法でございます。５年の中で上下をとって３年間の平均を見て拠出するというものでございますが、これだけ安いとここ二、三年そのコメの米価は該当して、このナラシ対策に当然該当するというようなこともございますので、このナラシ対策に対しての加入、それからあわせて認定農業者のことも一緒にＰＲしていただきたいと思います。なぜかというと、これは上のほうの年齢制限がなくなったということでございます。今までは入

れる人は65歳までとか年齢がありましたけれども、年齢制限を省いたことによってまだまだ元気な人が農業に頑張れるということもございますので、何としても農業を守っていくにはやはりまだまだ団塊の世代の高齢者も大事でございますし、一生懸命やっているのはやはり中年から上の人でございます。そんなことでナラシ対策と一緒に認定農業者、そういうことについても宣伝してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

　次に町長にお伺いしたいことは、生産調整の取り組みでございます。昨年の９月議会において、町長は同僚議員からの生産者米価の大幅な下落対策の質問に対してこう答えております。米粉用米、飼料米、大豆等の補助金の活用ができる転作作物を作ることを進めると、こういう発言もこの議会でお話が出てきました。しかしながら、現実ではこの26年産米に対しては、たしか飼料米は少し増えました。ソバはもうなくなる寸前、作付がなくなるような状態。大豆とソバは、結構町補助金が出ておりますが、そうかといって補助金の少ない加工米や備蓄米の出荷が去年は増えております。これは、どういうことだろうというのが私の考えでございます。幾ら補助金を高く出しても、少ない金額のほうでも農家は参加している。これは、やはり作りやすいおコメのほうというか、水田として作りやすいコメ作り、そういうことからしてソバを作るのは大変難しい。しかしながら、コメと同じように加工米や備蓄米は水田でコシヒカリやコシイブキを作るのと同じような方法で作ることができる。ということは、生産面の経費の問題、それから労力的な問題、そういうことを考えるとそういうところに行くのではないかと思っております。このことについて、町長の思っていることと違うような結果が出ていることに対して町長はどういうふうに考えているのか、今一回お聞きしたいと思います。

　それから、私の質問いたしました米価が下がっての農家の支払い金の件でございますが、町長は農機具のメンテナンスのことについても町は予算がそう多くないからちょっと難しいのではないかというようなお話をいたしましたが、私もこういう話をするのであれば、もう少し事前に去年の10月ごろから段取りをしておいたり、相談したりすればよかったのですけれども、私も急遽農機具屋さんと話をしたり、いろんなところから話を聞くと、例えば農機具屋さんなどは今年は特に機械が売れないと。そういうようなことから、農家の人も精いっぱいの節減に入っていて無駄なことはしないというような方向になっているのではないかと思っています。私もこの農機具のメンテナンスの件でございますが、簡単に終わってしまうわけにはいきませんので、私も調べたところの農機具の点検整備料を皆様にご紹介させていた

だきたいと思います。田植え機とコンバインのメンテナンス費用、どのくらいかかるのか、あるメーカーの資料から引っ張ってきたものでございます。例えば田植え機点検調整代だけで、６畳植えでございますが、これは基本料金３万8,880円、そこにオイルをかえたり、部品が悪いのがあればそこにまた金額が増えてきます。コンバインの普通の３畳刈りで、見て点検だけで11万8,000円、ここにどうしてもオイルや部品の取りかえがありますので、15万円ぐらいになると。このようにお金がかかった機械をたんだ１週間か10日しか使わないために農家は持っているわけでございますが、これがなくてはまた農業、コメ作りを終わることができないという大変不経済な機械でございます。外車を１台持っているようなものでございまして、こういうのは何とかしなければだめだと。町長いわく共同で、それから生産組合でというようなことになるかと思いますけれども、農機具の高いものを使ってのこのことについても町長はどのような気持ちで農家を見ているのか、ちょっとばかりコメントをお願いしたいと思います。

次に、地区敬老会のことについて再度お聞きいたします。町長の結論はとりあえず今の形態、地区敬老会でこのまま継続するというような意見をお話を今いたしました。区長のほうではなかなか大変で、たまには町からやってもらいたいとか、それからアトラクションで大変非常に頭を悩ませているとかいろいろなことを言っておりますけれども、要は田上町老人福祉法、田上町敬老事業助成交付金などを見ますと事業に参加する高齢者は75歳以上基準と書いてあります。わかってはいますが、今の高齢者の人たちと一緒に敬老会に出てお話をしたり、何かをしていますと、やはり八十一、二歳ぐらいが、一番そこまでが元気な方で、もうちょっと75歳を割ったところから始めていただくと本当に楽しい、本当に皆さんが祝い合うといいましょうか、そういう形が見えるのではないか、そんなことで予算書、決算書などを見ますと大体60万円前後余っております。私は、このことについて余りとやかく言うことはありませんが、これは20地区でやっていることでございますので、２人、３人増やせばこのお金はなくなります。ですから、どっと５人ぐらいずつどの地区も増えるともう予算は足りないと、こういうようなことではございますが、この近年の参加率を見るともう35％から37％、減っているところと増えているところ、そんなことで何かこれはちょっと何とかしなければならないのではないかというようなことを私は思ったところでございます。お祝いの予算ということで理解してそのまま素直に受けとめるのか、それともまた別な方法でやるのかというようなことも考えているのかと思いましたけれども、このまま続くということになればそれでも何

か新しいお祝いの仕方もあるのではないかと、そう思って今お聞きしたわけでございます。やはり長い間社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う事業でございますので、何かしらもう一工夫、10年を節目にして何かやっていただきたいと思います。

もしお話できるものがありましたらお願いして、２回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君）　それでは、最初の質問は米価下落について今後の対策ということのご質問で、担い手の育成あるいは認定農業者の育成というようなことが必要だろうということでございますので、そのとおりだと思っておりますので、この担い手あるいは認定農業者の育成というのはその都度会議ではお願いをしておりますので、今のところかなり精いっぱいの状況に来ているようでありますが、あくまでも田上町の農業をしっかり支えていただくのはこの方たちですので、条件少し緩和したのですが、ぜひなってもらって、やっていきたいと思っております。

米価の下落については、私は基本的にはやはり国がその下落に対する対応をするのが当然だというふうに思っております。そうでありませんと、地域によっては地域独自の米価下落に対する対応がいろいろ異なりますと、その自治体によって格差が生じるということもありますので、今国がやっているナラシ対策のところでというのが第１段階、そういう形で出てきましたので、ぜひ国のほうでしっかりと対応していただきたいなと、こう思っております。

それから、米価下落に対するためのいわゆる転作でございますが、大豆とソバというのは比較的補助金が田上町でも出ることになっておりますけれども、議員ご指摘のように作るときのやっぱり技術的な問題とかがあってなかなか難しい。特に大豆につきましては連作障害が生じるとか、そういうことがあるということと、ソバに至ってはそば粉も雨風の影響もありますし、非常にソバというのは湿気を好む作物ではありませんので、いわゆる農地の条件を整備するのに大変難しいと話は聞いておりますし、なかなかソバを作っても売れないというようなこともあって、なかなか難しいというふうにも聞いております。いずれにいたしましても加工米とか、あるいは備蓄米、あるいは飼料米というのは普通のコメを作るのと大体ほぼ同様でございますので、とりつきやすい、取り組みやすいということがあるわけでありますけれども、実際にはその単価を見るとやっぱり飼料米にしましても単価が非常に安いということで、農家の人たちは手間をかける割にはなかなか収入も上がらないというようなことで苦労しているということでございます。この米価の下落について、実は町には農業再生会議というのがございますけれども、今年度はとりあえず

26年度そういう施策になってきて、今年度２年目ですが、現状では実はまだ農家の人たちの、生産者も参加しておりますけれども、大変だ、大変だということにはまだ表向きは出てこないのです。恐らく今年あたりから相当そういう状況が意見として出てくると思っておりますが、農業再生会議の中でも十分検討していかなければいけないものだというふうには思っております。

それから、３つ目のメンテナンスについては、これは本来農業用施設の長寿命化ということでやってきたわけでありますが、ただお話を今お聞きしますと、例えば田植え機械とかコンバイン、稲刈り機械とか、そういったものについての修理がかなり高いものだというようなことでございますが、この辺あたりは町独自で補助をして、できないわけではありませんが、ちょっと検討課題にさせていただきたいなと、こう思っております。

敬老会につきましては、これは前からお話ししましたようにどうして地区開催にしたかといいますと、私の考えはやはり地区での見守りが大事だというようなことで、いわゆるよく言われる孤独死とか、そういったことをなくす、あるいは高齢者の孤立化とか、そういうことをなくすということもありまして、地区敬老会のほうがいいというようなことで開催をしてきたわけでありますが、最近区長会議でも指摘されておりますことは、参加者がだんだん増えてきたということは大変喜ばしいのですが、残念ながら会場が狭くなってきたというようなことは受けております。また、アトラクションが大変だというのもこれは前々からあるわけでありますが、できる範囲のところでいいのではないかなと私は本当は思っているところでありまして、余り大げさなアトラクションがなくても、高齢者の方が集まって話をしていくというところに重点を置いていっていただきたいと、こう思っております。

参加者の問題については、やっぱり75歳ぐらいが適当でないのかなと思っております。それで、前にもお話ししましたように74歳、73歳の方も予行練習ではありませんが、実際には山田地区ではそういう方には特別1,000円を拠出をして中に入ってお祝いをしていくと、来年は私の番だというようなことでやっている地区もあるようでありますので、いろんなそれぞれの地区のアイデアでぜひこの地区敬老会を開催していただいて、何といってもお互いがわかり合える、支え合えるというような、そういう機運をやっぱり作っていただければと、こういうふうに思います。これも繰り返し前の議会でも申し上げましたように川通りの地区でやっていない地区がありまして、開催しましたところが私どもからいえば農家の人たちはみんなよく知り合っているのかなと思ったら、余り会ったことないので、こういう会が開かれてよ

かったというその川通りの地区の意見もございますので、やはり地区敬老会の開催を引き続きやっていきたいと、こういうふうに思っております。

８番（松原良彦君）　ただいまは私も思いがけないよいお話も聞かせていただきました。特にこの敬老会については地域の人たちの支え合い、それでまた参加した人たちのきずな作りというようなことで地域の皆さんが大変喜んでもらえるならばというようなことでございますので、私もこの件についてはもうお話はしません。

　コメのことについて、もう少し最後に私の考えも含めながら町長に再度３回目の質問をさせていただきます。町長も今国の米価についての下がったときのナラシ対策、作物によっては対応は大変難しいのだと、そういうようなお話をしてくれました。農家は、毎年毎年勉強でございまして、同じ量を同じ面積からとるなんてことはどうしたわけか大変難しい仕事でございます。そんなことで災害が起きたとき、それから大変今回のように二、三千円も米価が下がったときの対応として、私は今回ほどいろんなことを考えたことはございませんでした。本当に大事な農家が困難な目に遭ったとき、そして万が一そういう場合に遭遇したときにどのような形でしっかりとサポートできるかということだと私は思っています。そのためには農業に大きなしっかりとした保険制度などをもう少し国からも頑張ってもらってそういう方向にもひとつしていかないと、大事なコメさえも自分の国で作ることを放棄してしまうようなことがこれから起きるかもしれません。やっぱりしっかりとしたサポート、こういうことも考えて佐藤町長には特に期待を申し上げます。

　何かしらコメントをお願いして、３回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君）　稲作といいましょうか、コメについては議員ご承知のように実はフランスの農業で大変今の日本と同じような価格の異常な下落が続いたときがありまして、最終的には国が抜本的に支えてフランスの農家の人たちは助かって、今は非常にフランスの農業というのは大変収穫も収入も上がってきたということは皆さんご承知だと思いますけれども、先ほど申し上げましたようにやはりこれは本格的に田上町とか隣の加茂市とかということではなくて、国全体がこの農業をどういうふうにバックアップするかというようなことで、何か今の政権が一つ視点が欠けているのではないかという気は私も実はします。かなり思い切って米価を下げていったことがＴＰＰと直接関係あるのかというようなことの意見も出ているわけでありますけれども、それよりもやはり日本の農業をどうしていくかということは国の国策としてやっていく必要があるだろうと思いますので、これは一市町村でどうこうということはできませんけれども、機会あるごとに町の会議の中でもやはりそうい

うふうに訴えていきませんと日本の農業というのは変なことになっていきはしないかと、こういうふうに思っておりますので、力の入れることができるところがあればぜひそういうふうにしていきたいと、こう思っております。

議長（渡邉正策君）　松原議員の一般質問を終わります。

最後に、１番、今井議員の発言を許します。

（１番　今井幸代君登壇）

１番（今井幸代君）　議席番号１番、今井幸代でございます。それでは、４月の改選を控えまして、今任期最後の定例会において一般質問最後のトリを行わせていただきます。

通告に従いまして、今回は27年度町長の施政方針演説を受けまして、町民の主体性や協働意識の醸成について、当町におけるメディア戦略、広報戦略について、そして投票率向上に向けた取り組みについての３点で見解をお伺いしたいと思います。

まず１点目、町民の主体性や協働意識の醸成についてです。町長の施政方針演説において、27年度予算編成基本方針は町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとして位置づける事業については優先的、積極的に実施するとともに長期的視点に立った的確、円滑な行政運営を基本としながら、「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現が可能となる予算作りと述べておられます。「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」、この実現のために必要な一番重要なもの、これは一体何だろうかと突き詰めて考えていくと、私は町づくりは人づくりと言われるように町を構成する町民方々の意識、心なのだと、優しくたくましい豊かな心がやっぱり一番重要で一番必要であると考えています。「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現、私が考える町の最終的な目標は何かと考えると、自助自立できる町です。そんなことは自分でやる、役場の助けは要らないよ、自分らのことは自分らでやれるよと言えるような地域づくりや町づくり、これがやはり最終的な目標であると私は思います。しかしながら、私自身この約１カ月で自身の町政便りを配布してきました。これまでに約1,200世帯のお宅を回りました。もちろんお会いできなかったお宅もたくさんあります。それでも地域の皆さんの様子や実際の声を多く伺うことができました。中には、こんなものは町の仕事、あれも町、これも町という町民の行政依存体質、地域のコミュニティーの希薄化、地域や町に対する無関心という現実も地域を回っていると目の当たりにします。そこで、現在当町における町民の主体性、協働意識の現状はどのようになっているか、どのように町として捉えているのか見解を伺いたいと思います。

人口減少という避けられない現実の中、従来どおりただただ受動的に行政サービスを受け続けるという考え方では立ち行かない現実が迫ってきていると思います。町民の主体性や協働意識の向上を図るためにはどのような町政運営、政策展開が必要と考えていられるか、町長のお考えをお聞かせください。

２点目は、広報戦略の必要性についてです。全国的に人口減少が避けられない現実において、自治体間競争の激化が進むのは避けることができません。町の発展の継続、これは決して容易なことではありません。また、町民生活の質的向上、魅力ある町づくりが強く求められている中、こうした状況に対応するためにはバランスのとれた総合力のある町づくりを進めることはもちろん、特徴と魅力を生かし、地域のイメージを向上させて、町外から人や企業を呼び込むための仕掛けや仕組み作りも必要とされていると思います。また、情報の複雑化、多様化の中で情報が過多で情報の接触方法が多様化している現在、受け手にとって関心のない情報はスルーされてしまいます。受け手が見たい、聞きたいと思う情報しか伝わらないのです。つまり送り手の都合や自己満足は通用しないというのが現実です。単なる情報発信ではなく、魅力ある地域資源を組み合わせたり、加工したりして価値を高め、地域内外へ発信する広報活動を町民や団体等とも共に推進する課程で町民が町に対する誇りと愛着を持ち、元気な町づくり活動につながり、その活動が町外の高評価になるというプラスの循環を生み出すことができると思います。つまり町の活性化においては、広報戦略が極めて重要であり、広報能力が必要不可欠となっています。しかし、情報発信や広報戦略に関する認識は必ずしも高いと言えないのが多くの自治体の現状であり、当町におけるメディアプロモーション、セールスも例外ではありません。さまざまなメディアがある中、これらをどのように利活用していくかは非常に重要で、メディア戦略は自治体運営、活性化において欠くことができないと考えますが、町長の当町における広報戦略、メディア戦略の考え方をお示しください。

最後に、投票率向上について質問をいたします。今国会では、国民投票法改正案とあわせて選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が審議をされており、今国会での成立は確実な情勢です。公布から１年後に施行し、その後の国政選挙から適用されるため、早期の衆院解散がなければ2016年の夏の参院選から適用されるとの見通しです。しかしながら、さまざまな公職選挙が行われるたびに投票率は低下、特に若年層の投票率が圧倒的に低いのが現状です。18歳以上の者に憲法改正、国民投票権が付与されますが、近年の若年層の選挙での投票率は危機的な状況。せっかく18歳以上に投票権を付与しても、余りの低投票率では憲法

改正の正当性さえ疑われてしまうと思います。そのためにも私はますます若者への政治参加教育が重要であると思います。やはり民主政治国家を維持していくためには多くの有権者の皆さんが政治に参加をする、それを促していくという政策が必要ではないでしょうか。例えば今後町で行われる選挙の際には中学校での模擬投票という実践教育等も行ってみてはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいまの今井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町民の主体性、協働意識についてのご質問でありますが、これからの行政運営においては協働による町づくりは非常に重要であると考えております。第５次総合計画では、多種多様な町民ニーズに対応しまして「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現のためにさまざまな施策を盛り込んでおります。総合計画にある一つ一つの施策を実現することによりまして、町民の満足度を上げることにつながると考えております。しかしながら、それ以上に多様化した町民のニーズには総合計画に盛り込まれた施策だけでは対応し切れないこともあるのも現実であります。町民ニーズの総合計画との差を埋めるために協働による町づくりが不可欠であると考えております。協働による町づくりの実現のために規模の大きな市などにおいては例えばＮＰＯや民間サークル、団体が活躍しております。田上町においては、そのような団体が余り多くないというふうに認識しております。協働による町づくりのための下地が弱いのが田上町の現状であると考えております。一方で職員には積極的に地域に出ていき、地域の声に耳を傾け、一緒になって考え、話し合うことを常々申し伝えておるところであります。その上で従来の住民懇談会ではなく、自分の住んでいる地域をよりよくしていきたい、地区の課題などを何とかしたいという考え方に基づきまして、住民と町がお互い知恵を出し合い、課題解決ができる場として地区からの提案型の懇談会などを開催できればと考えているところであります。協働による町づくりは、事業を一緒に行うことではなくて課題を解決するためにどのようにしたらよいか、あるいは一緒に考え、そのたびにそれぞれができることを行って課題解決に当たるということでありますので、町民と一緒によりよい町づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、広報戦略についてのご質問でありますが、既存マスメディアの影響は非常に大きなものがあります。今年度、国の地域少子化対策強化交付金事業におきましてセミナーの開催を周知するに当たり、今まではチラシ、ポスター、ホームページ

や広報紙以外に新聞、ＦＭ、雑誌、そしてフリーペーパーとさまざまなメディアを活用してまいりました。その結果、近隣市町村はもとより遠くは新発田市、長岡市や南魚沼市からも参加をいただきまして、事業の周知以上に田上町を広く県内に知らしめることができたことが一番の効果であったと思っております。今後も観光分野だけでなくて、田上町の取り組みなど田上町自身をＰＲし、広く県内外に浸透させていくために機会あるごとにさまざまなメディアを積極的に活用していきたいと考えているところであります。

なお、投票率向上に向けての質問につきましては、この後教育長のほうから答弁をしてもらいます。

以上であります。

（教育長　丸山　敬君登壇）

教育長（丸山　敬君）　今井議員のご質問にお答えをいたします。

投票率向上に向けて選挙のたびに中学校での模擬投票という実践教育を行ってはどうかということについてでありますが、公教育の場においては教育の政治的中立が厳しく求められております。教育基本法14条１項では、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないとし、学校教育、社会教育を通じて良識ある公民として備えるべき政治的教養を培う教育は必要であるということを積極的に規定しております。そして、教育基本法14条の２項において、法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的な活動をしてはならないと規定しております。これを受けまして、中学校学習指導要領社会科の公民分野において、私たちと政治で人間の尊重と日本国憲法の基本的原則や民主政治と政治参加について学習をしております。また、特別教育活動の生徒会活動では、生徒会活動を通じて望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活作りに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるとしております。現に田上中学校では11月に生徒会、校友会という名称ですけれども、この生徒会役員選挙が行われ、立ち会い演説会、投票が行われ、来年度の三役が決まりました。既に実践的な教育が行われております。したがいまして、町で行われる選挙のたびに中学校での模擬投票につきましては、教育基本法の趣旨や学習指導要領に準拠した教育活動なのかを慎重に判断しなければならないと考えております。

以上でございます。

１番（今井幸代君）　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、協働の町づくり、そして自治体の広報戦略、この２点についてはそれぞれ関係するところでもありますので、統合的に質問をさせていただきたいなというふうに思います。まず、町民の皆さんの町づくりに対する意識といいましょうか、というのは私いろんな方とお会いして話をしていると大体４つぐらいに分かれるのではないかなというふうに思っています。まず１つ目は、地域のリーダー的な存在でいろんな町づくりの活動であったり、団体なんかに所属していろんなことを一生懸命やってくださっている方々、そしてこれは非常に積極性の高い方たち。その次に、そういった方たちと一緒にまたこういう町からこんなことがありますというと自発的に参加をしたりという方。そして、何か自分も町づくりにとか町に役に立つようなことがあればやりたいなと考えているけれども、実際に何をやっていいのかわからない、どうしていいかわからない、そういった町に対する貢献意欲は持っているものの、実施して、なかなか実現まで至っていない層。そして、全く関心がない無関心の層と大体４つぐらいの階層なのかなというふうに私自身は思って見ているのですけれども、これからの長い長期的な視点に立った町づくりを考えると、今まで例えば地域の○○さんはあれもやっている、これもやっている、あれもやっている、これもやっているというスペシャルヒューマンだった人がやっぱりいるわけです。そういう人ってやっぱり特殊な、特異な例で、そういうことよりも、100あることを90はその人がやって10ほかの人がやるということよりも、例えば５ずつ20人の人がやるというほうが地域とのつながりであったりとか町の中での関係性の広がりなんかもやっぱり出てくるのだろうなと思うと、貢献意欲はあるけれども、なかなかどうしていいかわからないという人たちをいかに表に出してくるかというのは非常に重要な視点になってくるだろうなというふうに思っています。町で、社協のほうでボランティアセンターなんかもありますけれども、それが町の皆さんたちからどれだけ認知をされていて、どういったボランティア活動があるのかというのもはっきりとなかなか地域を回っていると認知はされていないのだろうなというふうに感じますし、例えば町がやっている夏場の草刈りだったりとか、あとは公民館の図書室だったり、原ケ崎交流センターにある本ありますよね。そういった冊子なんかを例えば長期的に傷まず長く使えるようにブックカバーをかけたり、本の修繕をしたりとか、そういったことをもう少し町の人たちにかかわってもらうとか、何でもいいと思うのです。ただ、何でもいいですよ、何かやれることがあったら来てくださいという形だと何していいかわからないのです。きょうの晩御飯何がいいと聞かれて何でもいいと言うとすごく困るのです。それと一緒でこんなことをしようと思うの

ですけれども、一緒にやってくれる人いませんかというふうなアプローチの仕方のほうがやっぱりいいのかなというふうにも思いますし、町を活性化させていくというのは町の人の心が元気になって、町のために自分たちも汗かかなければいけないね、地域のために汗かかなければいけないねという心に育てていくことがやっぱりすごく大事であって、そのために何が必要かというと、計画は計画で大事なのです。計画があって、そのプロセスがやっぱりすごく大事なのです。そのプロセスの中で人との折衝があって、関係団体との折衝があって、そういう中で人と人との信頼関係が生まれて、つながりが生まれていくわけです。そういう今ある団体の皆さんたちと連携をとりながら、新たな貢献意欲は持っているけれども、なかなか表に出てきていない人たちの層をいかに救っていくかといいますか、拾い上げていくかというところもやっぱり今後大きな視点になってくるかなと思いますので、その辺も含めて町の心おこしといいますか、そういったところを取り組んでいきたいなというふうに思います。私自身ももちろん地域の担い手の一人として自分たちができること、自分が地域のために役に立てることは積極的にかかわってやっていきたいなと思いますし、そういった方をやっぱり仲間を増やしていく、そういった頑張っている人たちの背中を見ていると、あの人たちあんなに頑張っているのだから自分たちももうちょっと手伝ってあげないととか、もうちょっと何か自分たちでできることってあるかもしれないねというような流れにも機運を高めていく、すごく難しいことだと思います。心の問題、意識の問題というのは非常に時間がかかる問題だからこそ、何かしらのところで町も積極的にやっぱりかかわっていかなければならないのかなというふうに思います。実際それのためにも必要なのがやっぱり広報戦略だと思います。長い間私も既存のマスメディアだけではなくてネットを使った広報戦略も考えたらどうかということを再三言ってはみましたが、なかなか見えるような形で動いているとは言えず、非常に残念だなというふうに感じてなりません。人間が行動するときというのは、まずは目や耳から入った情報があって、それによって心が動いて行動するわけです。そうすると、広告告知といいますか、その広報というのが非常に重要であると思います。町の政策や事業を商品に例えるとするならば、その商品、政策や事業をいかに町民の皆さんに売り出して、町民の皆さんに理解してもらって、町民の皆さんに利用してもらうか、これは町内の政策であっても、町外向けの移住者、定住促進等の政策もそうですけれども、町外に関する発信するべき広報もそうです。町内に発信する広報もそうです。今まで町の広報というと、広報紙きずなありますよね。あれの作成がメーンだと思うのですけれども、例えば各

事業あるかと思うのですけれども、担当箇所のそれぞれ担当者が、ではチラシを作って世帯配布のときに一緒に回すとか、そういったやり方だけで今来ているわけです。そういうことではなくて、複眼的にこの事業とこの事業をもう少しうまくミックスさせられないかとか、かけ合わせられないかとか、こういうふうな告知の仕方をしたらもう少しメディアのほうが食いついてくれるのではないかとか、そういうふうな考え方が大事だと思うのです。お金を払って広告を出すというのは、非常にうちの財政状況を見てもそう余裕があるわけではありませんし、そうするとやっぱりマスコミにどうやって取り上げてもらうか、取材してもらうかというのは非常に大事な視点だと思います。やっぱり内部のことって皆さん過小評価してしまうのです。ただ、それが例えばマスコミを通した第三者からの評価であったりすると訴求力といいますか、間接広報で広報されて手元に届く情報のほうが町民の皆さんも町のその政策のよさだったり、町が頑張っているのだということをやっぱり認識できたりするのです。自分の子どもの、いや、うちの子どもはこんなところがなかなかうまくできない、あんなことができない、あんなところも悪くてということは何か言えるのですけれども、うちの娘のこんなところはすごくよくて、ああでこうでと褒めることってやっぱり難しいのですけれども、ただ違う第三者の方から娘さんがあんなことしていて偉いねとか言われると、ああ、こんな一面があったのだな、園の先生から娘さん、こんなことしてこんなふうにしていたのですよ、とても偉いなと思って、おうちでも褒めてあげてくださいねなんて言われると、やっぱりふだん自分では気づけないもののよさなんかも気づけたりすると思うのです。やっぱりそういう視点も含めて自治体の広報を考えていかないといけないと思います。例えば今回27年度事業で子育て応援米の支給というのが予算計上されてこれから審議をされるわけですけれども、例えばそういったときに町の農産物なんかを使った、文化祭のときにこれを支給するようなところで考えておられるというふうに以前説明を受けたのですけれども、例えばそのときとあわせて、学校の文化祭のバザーとかけ合わせて田上の農産物を使った御飯のお供グランプリなんかをやる、そこで子どもたちに投票してもらって優勝した方は給食のメニューになるとか、そんなインパクトがあるようなイベントみたいにつなげられると、マスコミなんかもメディアリリース、プレスリリースすれば取材に来てくださるだろうなとも思いますし、実際プレスリリースなんかはどのようにされていらっしゃるのか、これもちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

広報の戦略、メディア戦略みたいなものはなかなか専門知識になるので、難しい

とは思うのですけれども、その辺をどういうふうに養っていくかというか、考えていくか。例えばふだんの日常でもできると思うのです。ポスターだったり、チラシだったり、あとはちょっとヒットしている商品だったりとか、そういったものが何でこれがこういうふうに取り上げられているのだろうとか、どうしてこれはこんなに目がとまるのだろうとか、そういうことを日常的にやっぱり考えていくことも必要かなと思いますし、今何もＣＭだってお金を払わなくても、動画を自分たちで作ってそれを配信することだってできるわけです。例えば自分たちがそれを、行政がやらなくたって、そういうことをやりたいと思っているのです。例えばちびっ子探検隊みたいな形を作って田上のいいところをちょっとした動画を作ってもらってそれを配信していく、そういったやり方も一つかなとも思いますし、やり方はいろいろあって、いろいろ考えられると思うのです。そういったところを考えられる広報部門といいますか、全庁的な広報部門みたいなものは今現在どこが扱っていて、例えば町長必要だと、広報戦略の必要性については認識していらっしゃるようですので、実際にその辺をどういうふうに今後施策として町としてやっていけるようにするためにはどのように考えていくのか、その辺お答えいただきたいなというふうに思います。

あと、最後の模擬投票に関して再度質問させていただきますが、私自身昨年の10月ですか、大学生と意見交換をする場を県の選管のほうからいただきました。大学生20人程度と若手の議員10名弱ぐらいで意見交換をしたのですけれども、各５人ぐらいのグループを作ってそこに大学生と若手の議員が１人入って意見交換をするといって、大学生たちが、そこに来ている子たちはもちろん投票率、みんなにもっと政治に参加してもらわなければいけないねというふうに考えて集まっている学生さんたちなので、そもそもそこに来ている子たちの意識は高いのですけれども、周りの子たちがどうしてその選挙に行かないのか、政治参加しないのかというところを聞くと、自分たちの生活に実際としてどういうふうに関係しているかがよくわからない、政治の恩恵を受けていない、だからわからないのです。自分たちには関係がないことだと思っているのです。政治の仕組みは僕たち勉強しました。ただ、実生活としてどのようにそれが反映されているのかというのがよくわからないのですというふうにおっしゃっていました。新大で行われたのですけれども、国立大学に通っていて、これはそもそも政治の恩恵ではないのかというふうに私は思って、いや、そもそも君たちが学んでいるこの学校はというふうな話もしましたけれども、子どものうちから学校があって、教科書が無料で配られて、先生から勉強を教えてもら

うのって、それはやっぱり誰のお金なのというとそれは税金であって、ではその税金の使い方を決めているのってどこなのというふうに落とし込んでいくと、議会ってそういうふうな、政治ってそういうところを決める場なのだってやっと腹に落ちるのです。制度の仕組みは理解していても、実体験として、実生活としてどういうふうに反映していくのか理解できていないというのは、私たち自身一政治家としてもう少し私たちも発信できることを発信し、若い人たちをもっと巻き込んでやっていかなければいけないなと思いながら、大学生たちが盛んに言っていたのはやっぱり教育の仕方に僕たちは問題があると思うということもおっしゃっていました。制度の仕組みは理解したけれども、実生活でどういうふうにそれが変わっているかというのはなかなかわからない、そういうのをもっと学校で教えていくべきではないかというふうな話もありました。教育長おっしゃられた教育基本法や指導要領ありますけれども、特定の政党を応援するための投票ではないのです。実際に行われる国政選挙なんかで模擬投票を行っている学校も日本各地、県内でもありますし、できないことではないと思います。やり方なのだと思います。ただ、選挙にその模擬投票を通じて投票するためには考えなければいけません。考えるためには情報を集めなければいけません。そういったことを中学生の段階からやっていくこと、習慣化していくことに私すごく意味があると思います。やり方をどうしていくのか、やれるのかというところは現場でももう少し議論が必要になると思いますので、やれるか、やらないかというふうな答えを期待しているわけでは今ないですけれども、考え方としてそういったことも、子どもたちが政治と生活はイコールであって、自分たちがやっぱり考えていかなければいけない問題なのだという問題意識を育むためにはひとつ有効な手段かなと思います。これに固執しているわけではありません。子どもたち、若年層の皆さんたちが積極的に政治参加していただけるようなよりよい政策を考えていただけるのであれば、それはもちろんそのような形で行っていただきたいなと思いますし、今私が考え得るいろんなほかの自治体の取り組みなんかを見ていると、模擬投票は非常に有効な手段かなというふうに私現在は認識しておりますので、ご提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君）　最初に、協働の町づくりと広報戦略についてのご質問が最初ありました。協働の町づくりを進めるためにはどうしたらいいかというようないろんな議員の考え方、あるいは町民のタイプがこういうふうにあるというようなお話を今お聞きしましたが、実は問題はこの協働の町づくりするためにそういう話し合いの

場にどうして参加してもらえるかというのが最大の問題でありまして、もう既に１度そういう経験をしておりますが、なかなか参加してくれる人が必ずしも多いというわけではありません。そのためには町としてはこういうような形で町づくりをしたいというような具体的な提案をしておいて、そのことについて町民の方はどう思いますかというようなことから入っていきませんと、なかなか何々についてだけではだめなようでありまして、やはり綿密な計画のもとに最終的に自分の地域でどうするかというところから入っていきまして、それではその結果町はどうあるべきか、どうしたらいいかというようなところまで進めていかないとなかなか効果が上がらないのだろうと思っております。それで、最初の答弁のところに地区からの提案型の懇談会ということを書いておきましたけれども、やはりそういうような形で今実はある地区で実験的ではありませんけれども、何回かにわたってそういう懇談会を開いています。そのことをもう少しまとめましたら公表して、次の地区とかその次の地区というふうな形で参加をいただいて、協働の町づくりで町民の方がどこで参加できるか、あるいは町の役目は何かとか、そういったことを詰めていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、広報戦略については今ほど今井議員からいろいろご説明をいただきました。例えばマスコミにいわゆるメディアリリースをしまして、マスコミの方から取材をしていただきまして、メディアのほうから大々的に宣伝してもらうと、そういうことが必要だということでございますが、そのためにはマスコミの方が飛びつくようなやはり特徴的なというか、その土地特有の、田上町特有のものとか、そういった題材でないとなかなかマスコミの方も飛びついてきませんので、やはりこれらにつきましては今後必要な方法であるというふうに思っております。今町では今回行ったものではかなり広範囲に宣伝をしました。先ほど申し上げましたように長岡とか南魚沼とか新発田とか、そういうところからも参加者が出てくるというようなことで、それには町としてやっぱりある程度画期的なテーマで取り組みましたので、参加が得られたのだろうと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、この問題につきましては今のところは少子化対策を中心にしておりますので、少子化対策推進室が中心になりまして、メディアリリースもそうでありますが、対応しているところであります。少子化対策推進室というのは、以前説明申し上げましたようにそれぞれの課から対策委員が入っておりますので、そこで話し合いに出たものが対策推進室のほうで広報として出していくと、こういうようなことであります。今の段階では始まった段階でございますけれども、始まったばかりで

ありますが、積極的に取り入れていきたいと、こういうふうに思っております。

投票については教育長からまた答弁してもらいます。

教育長（丸山　敬君）　それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど今井議員さんから大学生との懇談会のお話がありました。そのとき教育のあり方に問題があるというような、そういう指摘があったというふうに伺いましたが、どういう意味でその教育に問題があったというふうに指摘をされたのか詳しいことがわからないので、なかなかコメントしにくいところがあるのですけれども、例えば田上町の議会の広報、今広報の問題も議論になっていますけれども、開きますと、田上地区の小学生がこちらの議場にお邪魔をさせていただいて、実際に子どもたちが議長席や、あるいは執行部席、議員席に着席をして、町の議会というのはこんなふうに行われているのだと、この雰囲気の中でそういう体験的な学習もさせていただいております。また、中学生も生徒会の校友会活動、自治的な活動ということで必ずこの生徒会選挙のときは、校長の話によりますと実際の選挙もこういう形で行われているのだよということを踏まえて、子どもたちにそういう意識を植えながらこの生徒会の、校友会の役員選挙を実際に実施されておられるというふうに聞きました。また、実生活と政治とのかかわりがなかなか見えないという学生さんのお話がありましたが、今ご承知かと思うのですけれども、税の作文というのが非常によく行われておりまして、中学生たちを含めまして調べ学習でいろんな税金がどんなふうに使われているのか、税の大事さ、そういうものも学習をした上で税についての作文というようなものを毎年子どもたちが書いて、提出をさせていただいて、その中から優秀なものについてはお褒めの言葉をいただいたりしておるような、そういう形でできるだけ実生活に近い接点を持つように工夫はしてあります。ただ、中学校レベルの発達段階を考えるとおのずと限界があります。18歳に選挙年齢を下げるに当たっても、いろんな論評等を見ますと高校生に対して主権者教育、これをやはりやるべきだということが盛んに言われております。高校段階ぐらいであればいろいろ判断できますし、まさに18歳ということになりますと目の前のそういう選挙という実際的なそういう政治にかかわるそういう場面が出てくるわけですから、そういう中で高校段階でそういうことを学習するということは非常に意味があるのではないかなと。国のほうも確かに若い人たちの投票率が低い、実はちょっと総務課のほうにお願いして調べさせていただきましたら、先般の12月の選挙のときも田上町においても若い人たち20代は投票率が30％、あと年齢が重なるごとにだんだん増えていって、一番投票率が高いのは60代から70代のほうの投票率が非常に高くな

ってきていると。これは、国の投票率と本当によく似ているなと、そんな感じがしております。これは、国のほうもその対策として副教材のようなものを総務省と文科省が一緒になって用意をして、そういう主権教育、国民主権、こういうものについてのやはり教材を用意して意識づけ、そういうものを図っていきたいというような、そういう取り組みも行われるやに聞いております。ただ、実は私も昔というか、ついこの前までは高校教員でありました。私の記憶では、昭和40年代の前半、昭和44年ころ高校生の政治活動が大変大きな問題になりました。大学生と一緒になって高校生が政治活動をして、中には行動がエスカレートして教務室を占拠したり、封鎖をしたり、政治的な教養あるいはそういう教育のレベルを超えたそういうような活動も実はありました。当時私は生徒会担当をしておりました関係で、直接そういう子どもたちと対峙をするような指導の面で大変苦労した記憶がまざまざとよみがえってきております。適切なそういう主権教育というのは非常に大事です。欧米では、18歳というのが主流になってきておりまして、あわせて成人年齢もそれにリンクした形で18歳はもう大人扱いになっています。自分の行動についてはきちっと責任がとれると。欧米では、18歳というともう親の養育義務を離れてしまいます。ですから、極端な話をすれば子どもが大学へ行きたいと、行ってもいいよと、そのかわり自分の責任で行きなさいという、そういうスタイルがしっかりと定着をしています。権利と義務、あるいは行動に対するきちっとしたそういう自己責任、こういうものをトータルで培っていく中で適切なそういう政治的な教養あるいは実践的なそういうものが生きてくるのではないかと。そういう意味でこれからはやはり教育の現場においてはよき市民になるための教育、そういうものが求められているのではないか、そんなふうに考えております。

以上でございます。

1番（今井幸代君）　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

まずは政治教育といいますか、今教育長からご答弁をいただいた点についてですが、学生さんたちおっしゃっていたのは、自分たちの生活の中で実際、振り返れば政権交代等もありましたけれども、例えばそういった政治の大きな変換期においてどういった形で自分たちの生活が変わったのか、そういったところがもう少しわかりやすく学校なんかでも教えてもらえると、生活と政治がやっぱりイコールで結びついていて、その政治を考えるということは自分たちの生活のあり方をどう考えるかということなのだというところにつながるのではないかと思うというような意見が非常に多かったです。また、晩婚化と投票率の低下の関連もあるのではないかと

いう学生さんなんかもいらっしゃいまして、結婚して子どもが生まれたりするとよりそういった政治というところに関心が出てくる、自分一人のときはそう大きく関心は持っていなかったけれども、家庭を持つことによってそういう政治的な行政とのかかわりが増えてきて、それによってその必要性というのもわかってくるということで、晩婚化と低投票率も関係があるのではないかなんていう学生さんもいらっしゃったりしたのですけれども、習慣化も大事なのではないかということもやっぱりおっしゃっていました。自分は、小さいときから親が投票所に足を運んで、選挙のたびに投票することが当たり前だと思っていて、投票しないということがなかったから、そんなに自分は投票するということが当たり前だと思っていたのですけれども、周りに聞くとそうではないと。自分は、小さいころに親と一緒に連れていかれていた、ついていっていたというふうに、話をすると、いや、俺の親は全然そんな行っていなかったといって、自分の親のあり方がどうだったかというのも関係してくるのだろうなというふうな意見も出ていました。そう考えると早期の段階から投票をして政治参加をするということ、そのためにはさまざまな点から情報を収集し、主体性を持って考えることということがやっぱり必要で、それを習慣化させるということも私は大事かなと思いまして、今回模擬投票というようなご提案をさせていただきました。神奈川県では高等学校ですけれども、実際に国政選挙のたびに模擬投票をやって、その結果若年層の投票率の向上につながったというような効果も出ているというふうにデータも出ているようですし、いつの国会だったかは、ちょっとすみません、ど忘れしてしまったのですけれども、そういった質問も国会でなされておりました。そういったところも踏まえて選挙管理委員会と教育委員会ももう少し連携できるところは連携をしていただいて、生徒会長の選挙、校友会長の選挙というのは私も中学生のころからありましたし、小学生が役場に来て議場に座るということも実際に私なんかもさせていただきました。でも、実際今までやってきたけれども、結果が今これなわけです。だから、やっぱりどこかで少し方向を変えて、やり方を変えていかなければならないところに今来ているのだろうなというふうに思いますので、その具体的な策はどうしたらいいかというのは今後の検討課題だと思いますので、ぜひこれまでの行ってきたそういった学校教育の場面で加えられるものがあるのかどうか、また他県の取り組みは、ほか自治体の取り組みがどういった形でどういった効果があるのか等広く検証していただいて、若年層の投票率低下、政治参加へつながるような教育をしていっていただきたいなというふうに思います。もちろん私もこの年でこの仕事をさせていただいておりますので、自分

にこれは課せられた大きな使命だなとも思いますので、自分自身がまずしっかりと発信をして地域の皆さん、若い人たちともしっかりと手をとりながら、意見を聞きながら、自分がやっぱりしっかりと仕事をすることで政治への信頼も取り戻していけるものというふうにも思いますので、私自身政治家として頑張ることもそうですけれども、行政の皆さんも政治が悪いということだけではなくて、行政としてできることも考えていただきたいなというふうに思います。

次に、自治体の広報に関して質問をさせていただきたいなと思います。実際行政の現場においてどういうふうなアプローチをしたら、ではメディアが取材に行こうかなと、例えばではテレビのクルーの方たちがプレスリリースを町のほうでして、プレスリリースは至るところから来るわけです。自治体からもそうです。各種いろんな団体のイベント等でもプレスリリースはされます。その中で、あ、これおもしろそうだから行ってみようかなと思う点がどこにあるのかというのを知ることというのは非常に大事だと思います。例えばそのためにテレビ局のＯＢでもいいと思います。現役の記者の方でもいいと思います。実際に町のほうには新聞社の記者の方たちが入ってきてくださっていますし、そういった方たちがメディア、プレスリリースされたものをその中で振り分けていく観点はどういったものなのか。例えばテレビであれば、その絵面というのも非常に大事なのです。例えばこういった町であるイベント、こういった取り組みが行われました。そこで見せたい絵柄というか、取り上げたい事柄なんかをしっかりと絵面でとれるということも大事なのです。そのために自治体の広報のほうでこういったところを絵としてとりたいので、こういったところを協力してくださいねといった根回しなんかをしてくれるとか、そういったメディア関係者との関係性の構築も私は非常に重要かなと思っています。広報戦略を考える点においての既存メディアのプレスリリースにおいてどういったものを選択されていくのか、選ばれるためにはどうしていったらいいのか、そういったものをもろもろ含めた勉強会というとあれですけれども、そういったノウハウを行政自身がやっぱりつけていかなければいけないと思いますので、その辺どういうふうにそのノウハウをつけていくためにはどうしたらいいのか、ノウハウをつけるための考えはあるのかということをまず１点と、あとは地域の協働、協働の町づくりという点に関しては例えば燕なんかですとつばめ若者会議というものが……

議長（渡邉正策君）　今井さん、そろっとまとめてください。

１番（今井幸代君）　はい。若者会議というものがあります。自分たちの住んでいる地域の20年後のグランドデザインを考えようみたいな形でワークショップ形式です。

地域懇談会みたいな形ではなくてワークショップ形式で、そこには若手の職員も入ります。若手の行政職員も入って、地域の普通の人も入って、いろんな団体に入っている若い人たちも入ってという、特に町づくりの将来を一緒に考えていきたいねと思っている人にはどんどん参加をしてもらう、そういった会議があります。そういったものを町のほうでも同じ形ではなくとも何か作っていければいい機運が高められていくのではないかなと思いますので、既存のやり方だけにはとらわれない新たな協働の町づくりのやり方、ポイント制のボランティア活動なんかも今進められている自治体もあります。さまざまなやり方があると思いますので、ぜひ鋭意よく研究をしていただきたいなと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君）　それでは、自治体の広報についてお答えしますが、これはいわゆるプレス関係の人たちはどういうものを取材するかというのは、きょうもあそこに２人おりますが、私は簡単に言えば特色のある事業、真新しいこと、目新しいこととか先見性のある事業、あるいは伝統的な事業が脈々と受け継がれている事業にやはり何かそこにいいものあるわけですから、そういったものの取材を多分するのだろうと思っております。ノウハウがあるかということは、余りノウハウありませんので、現状ではやはりそういうマスコミのほうに問いかけをしていきませんと難しいということで、積極的に町のほうからマスコミのほうにアタックをして取材をしていくということでも町をＰＲしていきたいと思っております。

町づくりの２点目のワークショップのことについては参考にさせていただきます。いずれにいたしましてもできるだけ町民から参加してもらえるそういう組織作りといいましょうか、そういった会も整備をしまして、町民の皆さんの意見をできるだけ聞いて町づくりを進めていきたいと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

以上であります。

教育長（丸山　敬君）　行政サイドでも考えなさいという、そういうお話ですけれども、私は生徒たちの発達段階を考えると、中学校で選挙のたびごとにその実践的なそういう投票行動をやるということについては実は他県の例は承知しておりません。高校については、私も神奈川県の例も含めてそういう取り組みがされているということは承知はしております。ですから、子どもたちのそういう政治的な素養、発達段階、判断力を考えれば当然実践的なものというのはやはり高校段階が適切ではないかな、そんなふうに考えております。また、私少し気になったのは学生さんとの懇

談会で実生活と政治とのかかわりについて教育の場で教えてもらえるとありがたいという、そういう話があったという、その学生さんはみんな18歳以上ですよね。大学生ですから。そういう学生さんがそういう考え方で意見を述べられるということ自身非常にううんという、何と申し上げていいか、まさにそういう主権意識とか、学生さんの中には20歳をきっと達している方もいらっしゃるのだろうと思うのですが、今の世の中は教えてもらわなくてもいろんなインターネットで調べることは幾らでもできるわけですし、いろいろそういう各政党の主張とか、そういうものはインターネットでもってみんな出てきていますから、そういうもので調べて比較して検討して議論したりということは当然教育、何も学校でなくともそういうことはできます。私が学生だった時代、あるいは先ほど申し上げた昭和40年代のことを考えると随分学生の考え方も違っているかな、そんなふうに思っております。確かに投票率は低うございますから、何らかの形でやはり若い人たちの意見が政治に反映できるようなことを工夫していかなければならぬな、そういう必要性は十分認識しております。

以上でございます。

議長（渡邉正策君）　今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これを持ちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後３時０１分　　散　会

別紙

平成２７年　　第１回　　田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第２号　　平成２７年３月１１日（水）　　午前９時開議			
日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　名	議決結果
		開議	
第１		一般質問	
		散会	

第　　３　　号

（　　３　月　12　日　）

平成２７年田上町議会
第１回定例会会議録
（第３号）

１　招集場所　　　田上町議会議場

２　開　　議　　　平成２７年３月１２日　　午前９時

３　出席議員

１番	今井幸代君	９番	川口與志郎君
２番	椿　一春君	１０番	渡邉正策君
３番	有川りえ子君	１１番	池井　豊君
４番	浅野一志君	１２番	関根一義君
５番	熊倉正治君	１３番	泉田壽一君
７番	川﨑昭夫君	１４番	小池真一郎君
８番	松原良彦君		

４　欠席議員

なし

５　地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺　仁
副町長	小日向　至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山　敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井　薫	会計管理者	吉澤　宏
地域整備課長	土田　覚	教育委員会事務局長	福井　明

６　本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	中野幸作
書記	渡辺絵美子

７　議事日程

別紙のとおり

８　本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前9時００分　　開　議

議長（渡邉正策君）　改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第３号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第１　承認第１号　専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告について

議長（渡邉正策君）　日程第１、承認第１号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　おはようございます。総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

承認第１号　専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告についてでございますが、審査の結果は原案承認でありました。

質疑の中では３回分の補正ということでございましたが、質疑の中で１回当たり一斉除雪に出動するとどの程度経費がかかるのかという質問では、概算経費は約198万円ほどになるというような答弁でございました。

以上でございます。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

承認第１号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第１号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本件は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、承認第１号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第　２　議案第　１号　田上町横場運動広場設置条例の制定について
日程第　３　議案第　２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について
日程第　４　議案第　３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第　５　議案第　４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について
日程第　６　議案第　５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第　７　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　８　議案第　７号　田上町行政手続条例の一部改正について
日程第　９　議案第　８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第１０　議案第　９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について
日程第１１　議案第１０号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正について
日程第１２　議案第１１号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
日程第１３　議案第１２号　田上町立保育所条例の一部改正について
日程第１４　議案第１３号　田上町営野球場条例の一部改正について
日程第１５　議案第１６号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について

議長（渡邉正策君）　日程第２、議案第１号から日程第15、議案第16号までの14案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいた

ものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　総務産経常任委員会の付託案件審査の結果を申し上げます。

当委員会に付託をされましたのは、議案第３号　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第４号　町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について、議案第５号　田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第７号　田上町行政手続条例の一部改正について、議案第８号　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、議案第９号　田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について、議案第16号　田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止についてでございます。

議案第３号から議案第６号につきましては、現行の地教行法の改正によって、教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長を置くことに伴う改正ということで、それぞれ関連する条文の改正と、現教育長の任期が、法律の施行日は27年４月１日で満了しないときは、今の教育長の任期は平成28年12月19日までということだそうでありますので、旧法での対応となるための改正でございました。それぞれ４議案につきましては、特に質疑はございませんでした。

それと議案第７号　田上町行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法あるいは行政不服審査法の一部改正が行われたことに伴い、町の条例も改正するものでありまして、行政指導の方式、中止等の求め、処分等の求めなどの条項が追加をされたものでありました。質疑の中では、こういった相談とか問い合わせあるいは条例が改正になることによって周知の方法等どうなるのかというような質問がありましたが、答弁の中では今まで事例はないということでございましたが、総務課が窓口になるということで、「きずな」で周知を図っていきたいという答弁でありました。

それと議案第８号でありますが、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する改正でございますが、条例の中に時価よりも低い価格で譲渡することができるという条項があるわけであります。そこに少子化・定住対策や再入札を行うときに時価よりも低い価格でできるというような条項が追加をされたものでございました。特に質疑

はございませんでした。

それと議案第９号、安全安心のまちづくり条例ですが、推進協議会の委員の増員が必要なことから、「25名」でありますが、「30名」に改正をしたいというものでございます。特に質疑はございませんでした。

それと議案第16号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の廃止でございますが、これも地教行法の改正によって、教育長が常勤の一般職から常勤の特別職になるということで、廃止をされるものでありました。

審査の結果は、原案可決でございました。

以上でございます。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長　川﨑昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川﨑昭夫君）　改めまして、おはようございます。社会文教常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案順番に報告いたします。議案第１号　田上町横場運動広場設置条例の制定について、この内容は羽生田野球場とともに定めていた横場野球場は利用実態に即して、田上町横場運動広場として新たに条例を制定するものであります。審査の結果は原案可決です。

議案第２号　田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について、議案第10号　田上町社会教育委員設置条例の一部改正について、この２議案ですけれども、内容は新教育長の設置などを定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を受けて、条例制定及び一部を改正するものであります。

質疑がありましたので、その内容を踏まえて報告いたします。教育委員長の任期は平成27年９月の30日ですが、教育長の任期が平成28年12月19日であるため、教育委員長は教育長の任期にあわせるために、平成27年10月１日から平成28年12月19日までの間は教育委員長を選任し、旧法を適用するものであります。平成28年12月20日から３年の任期で新教育長を選任し、新条例が適用されることになります。審査の結果、２議案とも原案可決です。

続きまして、議案第11号　田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてでございますが、内容はいじめ防止対策推進法の規定に基づいて、条例の一部を改正するものでありまして、質疑がありました。

質疑の内容は、いじめは形式的な協議会を整えたらなくなるものではない。いじめ解決に有効に作用することを考えているかどうかを質問する内容でございました。執行側の答弁では、子どもを取り巻く各機関が協議会メンバーになっている。学校だけで完結的に物事に対する対応をするのが難しくなってきている現状であります。関係機関が一体となって議論していくのが大切になってきているというような答弁でございました。審査の結果、原案可決です。

議案第12号　田上町立保育所条例の一部改正について、この改正は子ども・子育て支援法の一部改正に伴うもので、審査の結果は原案可決です。

続きまして、議案第13号　田上町営野球場条例の一部改正についてですが、議案第１号との関連もありますが、条例を分けて「田上町営野球場」を「田上町営羽生田野球場」に名称を改める改正を行うもので、審査の結果は原案可決です。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川﨑委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第１号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第１号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第１号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第２号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第２号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第２号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第３号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第３号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第４号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第４号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第５号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第５号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第５号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第６号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第６号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第６号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第７号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第７号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第７号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第８号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第８号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第８号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第９号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第９号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第９号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決しました。

日程第１６　議案第１７号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長（渡邉正策君）　日程第16、議案第17号を議題いたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長　川﨑昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川﨑昭夫君）　続きまして、議案第17号　田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定についてを報告いたします。

これは田上町営羽生田野球場の指定管理者をＹＯＵ・遊ランドを指定管理する環境をサポートする株式会社きらめきを指定するものであり、会社から一体的に管理運営を行いたいという申し出を受け、１月に外部委託等審査委員会を開催、プレゼンテーションを終え、これを認め、常任委員会に付託されたものであります。

選定結果は120点満点のところ100.2点だそうです。また、平成27年度の予算指定管理者委託料460万円で町の収支から見ますと、指定管理に委託した場合、平成24年から25年度の決算額と比較しますと、9,000円安くなるそうでございます。

以上の説明がありましたが、質疑はありました。平成31年３月まで４年間、同会社が管理運営していきますが、以降も両施設をセットにして公募を行っていくものかという質問に対して、執行側は今後も一体管理の中で競争してもらう形になると思うという答弁でありました。これも審査の結果、原案可決です。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川﨑委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決しました。

日程第１７　議案第１８号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について

日程第１８　議案第１９号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第１９　議案第２０号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第２０　議案第２１号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第２１　議案第２２号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)議定について

日程第２２　議案第２３号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第２３　議案第２４号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第２４　議案第２５号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について

議長（渡邉正策君）　日程第17、議案第18号から日程第24、議案第25号までの８案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第18号、平成26年度田上町一般会計補正予算（第７号）の中で、第１表の歳入、第１表、歳出のうちの１款議会費、２款総務費１項、４項、５項、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費、９款消防費、いずれも原案可決でございました。

議案第19号　同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について、議案第20号　同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）議定について、議案第25号　同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について、それぞれこの３議案についても原案可決でございました。

一般会計のほうで少し議論がございましたので、質疑の内容を報告いたしますが、歳入の中で財政調整基金と減債基金の減額というか、繰り戻しがあったわけでございますが、これによってこの基金の現在高はどのぐらいになるのかという質問でございましたが、財政調整基金については８億3,700万円ほど、それと減債基金では５億4,900万円ほど現在高があるという報告でございました。

歳出の中で土木費の中で住宅の耐震診断、耐震改修、これいずれも全く申請がなかったということでありますし、住宅リフォームの補助についても50件の予定が23件ということで、利用件数が少ないのではないかというような質問でございましたが、他市町村の状況とか周知の方法など研究をしていくべきというような議論もございましたし、リフォームの関係は町内業者に施工を頼むというような規定になっておりますので、それらも検討する必要があるのではないかというような指摘がございました。

あと下水道事業の関係で不用額が多いのではないかというような質問もございましたが、答弁では例年このぐらいの金額は減額をしているし、当初予算ではどうしてもある程度の金額を見込んでおかなければならないので、このような減額になるというような答弁でございました。

以上でございます。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、

ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長　川﨑昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川﨑昭夫君）　続きまして、社会文教常任委員会の付託案件審査の結果を報告いたします。

議案第18号ですが、平成26年度田上町一般会計補正予算（第７号）の議定についてですが、これは総務費、民生費、衛生費、教育費とも事業確定による補正でありまして、審査の結果は原案可決でございます。

議案第21号　同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,400万円とするものであります。

議案第22号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億406万4,000円とするものであります。

議案第23号　同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第２号）議定についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4,065万8,000円とするものであります。

続きまして、最後になりますが、議案第24号　同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定についてですが、これも歳入歳出の予算額に歳入歳出それぞれ8,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,120万円とするものであります。

以上、特別会計の４議案は事業確定に伴う補正でありまして、審査の結果は４議案とも原案可決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川﨑委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前９時４０分　　休　憩

午前９時５５分　　再　開

議長（渡邉正策君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２５　請願第１号　農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について

議長（渡邉正策君）　日程第25、請願第１号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　請願の審査報告を申し上げます。

農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願でございますが、審査の結果は委員会としては不採択すべきものと決定をいたしました。

討論がございましたので、少し報告いたしますが、請願を採択に賛成という討論では、家族農業経営は農業にとっては重要であると。企業経営は農業にはなじまないのではないかといったようなこと。それと農協がみずから自主的に改革することが大事で、このたびの改革は上のほうというか、経済界からの改革の動きが出ているといったようなことで、この請願については妥当であるという討論であったと思います。

反対討論では、今回の農政改革は農業を成長産業にしていこうというものでありますので、家族経営では限界があるのではないかといったようなことから、本請願は反対であるというような討論でございました。

以上が委員会の報告でございます。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君）　委員長報告に対して質問させていただきたいと思います。

総務産経常任委員会ではこの請願については不採択だということでありましたけれども、12月議会で私たちは要するに同趣旨の請願が出されまして、採択をし、そして議会としては意見書を関係機関に送付したという、こういう経緯がございます。ただ、文言上、家族経営云々という表現がそれはどの程度のニュアンスで書かれておったのかどうかというのは、ちょっと今のところ私はこの場では定かではござい

ませんけれども、そういう要するにトータルにおいて農協改革に対する農協の自主改革の必要性についての請願だったというふうに思いますし、今回の請願も趣旨はそういうことだというふうに理解しているのですが、前回議会との請願採択との関連でどのような議論がなされたのか、あるいはなされなかったのかという点についてご質問申し上げたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　はっきり申し上げて先回の請願の整合性というものについては、特に議論はございませんでした。主には私の受けとめとしては、農業・農政改革をどうするのかという、そういった請願で委員会は審査をしたということでございますので、先回の請願の整合性としての議論はございませんでした。

議長（渡邉正策君）　ほかにございますか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決に入ります。

請願第１号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

９番（川口與志郎君）　９番の川口でございます。請願の紹介議員といたしまして、今の熊倉委員長の不採択という結論に対して反対の討論をさせていただきます。

当議会においても、あるいは町長はじめ執行の皆さん、田上町の農業の発展を心から願っておられるということはひとつも疑っておりません。ただ、方法論でいろいろ食い違いがあるのは、これは仕方がないことだと思います。ただ、根本的には田上の農業の発展、行く末がよりよいものでありたいという願い、これが一致しますので、私はこの請願はそういう方向に沿ったものだと思いますので、本定例会で採択をしていただきたいというふうに思います。

今回２つの団体であります。農民運動新潟県連合会と、それから農協の職員の方で構成される労働組合、新潟県農協労働組合連合会の２団体がこの請願をしております。きのうも一般質問でいろいろ申し上げましたが、この問題は非常に重大な問題であります。農業改革、大変重大な問題であります。特に農業を企業の自由競争の場に開放する、その一環として農業改革が提案されています。これは農地法や農協、農業委員会を事実上解体するという、それを目指すという、そういうものであります。そして安倍政権の農業改革が進められますと、農業経営が追い出される、地域農業、地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。安全・安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そ

して地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支えるためには農協の発展が必要だと考えます。農協の活性化、これを自主的に今農協さんがされていますので、その自主的な農協改革、これを進めて、上からの政権によって強制的に今のようなことを推し進める、かなり強権的だと思いますが、それはなじまないと、だめだと思います。ぜひこの請願の採択をこの場でお願いしたいと思います。

以上です。

14番（小池真一郎君）　私は、委員長報告に対して賛成の立場で討論をいたします。

今請願につきましては、私もこの趣旨につきましては全てを否定するわけではございません。この中でうたっております食料の自給率また家族経営、今日まで農業を支えてきた皆さんを遠ざけていくという部分では、この請願の趣旨には十分賛成であります。

ただ、私は今本当に農業が抱えている大きな問題がここにはうたわれていないというふうに感じておりますので、一言申し上げたいと思います。きのうの一般質問でも農業問題が議論されました。その中で特に私が申し上げたいのは、今農業が抱えている問題、それは農業経営をどうするかという部分では非常に大きな問題を抱えている。とりわけ米価につきましては、生産者の意向はほとんど反映されていない状況が今日まできている。そのことによって担い手のほか、農業はどんどん衰退してきている。そういう部分でいいますと、諸外国を見ると消費者に、米価も含めて依存しているのではなくて、アメリカを含めＥＵも本当に私は国が根幹を支えている農業に転換していかなければ私はならないのだろうと、そういう部分では世界から見ると10年も20年も農業政策はおくれている。きのうの議論にもありました。農業は生産費が今割り込んでいる、そしてまたさらに天候に左右される農業に対しては、若い人は見向きもしない。そういう部分で質問した経緯の中で、町長もこれは国が守るべきだという答弁がございました。私もまさに今は国が本腰を入れて、過去にありましたように直接払い、農家に直接補償してやるという制度をやっぱり復活させるべきだろう。そうしていかなければ、私は農業はこれから先はないと確信をしております。

かといって農業もこのままではいけません。私は生産者、物をつくるプロと、今農協改革がうたわれておりますけれども、経営のプロと手を携えて共同経営、共同出資による生産組合をこれから立ち上げていくぐらいのやっぱり気力を持って立ち向かっていくことも私は必要であろうと考えています。

以上を申し上げ、私はこの請願に対しては委員長報告に対して賛成いたします。

議長（渡邉正策君）　ほかにありますか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第１号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本請願に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

議長（渡邉正策君）　起立少数であります。よって、請願第１号は不採択と決しました。

日程第２６　発委第１号　田上町議会委員会条例の一部改正について

日程第２７　発委第２号　田上町議会会議規則の一部改正について

日程第２８　発委第３号　専決処分事項の指定について

議長（渡邉正策君）　日程第26、発委第１号から日程第28、発委第３号までの３案件を一括議題といたします。

提案者、議会運営委員長の説明を求めます。

（議会運営委員長　関根一義君登壇）

議会運営委員長（関根一義君）　それでは、私から発委第１号、２号、３号につきまして提案の説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず第１号でございますけれども、田上町議会委員会条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、既に議論がいろんな角度からなされてまいりましたけれども、地教行法の改正に伴う教育委員会のあり方が変更になりました。したがって、教育委員長が廃止をされ、教育長に統合されるという案件になりました。したがって、それに伴う議会条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表もつけ加えてありますけれども、お手元のやつに目を通していただきたいと思いますが、旧の条例では「町長、教育委員会の委員長」云々というふうに書かれていますけれども、これを先ほど申し上げましたように、「町長、教育委員会の教育長」云々というふうに文言改正をして、法に適応した条文として改正するものでございます。

次に、第２号につきまして説明を申し上げたいと思います。これにつきましては、会議規則の一部改正の関係でございまして、２ページ目をおはぐりいただきたいと思いますが、議会の会議規則の一部を次のように改正するものでございます。第２条でございますけれども、これはまた新旧対照表で見ていただくとはっきりします

ね。はぐっていただきまして新旧対照表に目を通していただきたいと思いますが、旧の条例は第２条、議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付してというふうになっております。これにつきましていろんなところで議論がなされたようでございまして、田上町議会としてもどう対応するのかということを議論したわけでございます。

一例を申し上げますと、津南町で議論がなされたようでございまして、若い女性議員が誕生したと。その議員がおめでたで議会を欠席するという、そういう状況になりましたということなのですけれども、そのとき旧の条例のような事故というふうに一括くくってあるところに含めてその処理がなされたということでございますけれども、それは女性の地位向上ということから、尊重、こういうところからやはり出産というそういう事態に対しては明確に付したほうがよろしいのではないかという議論がなされたということでございました。田上町としてもそのような議論をいたしまして、それはそのとおりだなというふうな合意がなされました。したがって、この表現は県条例を参考にしたものでございまして、県議会条例でございますけれども、公務、疾病、出産、その他事故というふうになされておりますので、そういう表現に変えるというふうに議論が収れんしたものでございまして、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第３号についてご説明を申し上げたいと思います。専決処分事項の指定についてでございますけれども、現在ご承知のとおり専決処分については２通りのやり方で行ってきておりましたけれども、我が田上町としては町長委任はいたしておりませんで、専決処分はなされるわけですけれども、第179条の適用に基づいて専決処分がなされ、議会報告が行われまして、そしてその承認を求めてきたという経緯がございます。これを町村会のいろんな要請などもあったようでございまして、町長から議長宛てに、実は議会の委任による専決処分事項の指定の決議についてという依頼文書が送付されました。議長から議運での議論が要請されまして、議運で検討したものでございます。

なお、案件が議会の議決権あるいは町民の負託に応えるためのチェック機能をどう守るのかというところと密接に関連する案件でございますので、議会運営委員会に諮る前に、実は会派代表者会議の中で議論をした経緯がございます。これにつきましては、ご報告をさせていただきますけれども、そういう経緯を踏まえまして、議会運営委員会の中でさらに議論を深めました。議会運営委員会の中ではやはりいろんな意見がございまして、とりわけ先ほど申し上げました契約金に対する変更の

範囲をどうするのかというところが議論になりまして、後ほど申し上げますけれども、議会の機能権能を守るという大きな視点に立って、総合的に判断したということでございます。

なお、議会事務局からは他市町村の状況、どういう取り扱いをしているのかという状況などについても一覧が提示されました。加えて田上町における過去5年間の、15年以降でありますけれども、過去5年間の契約変更の実績内容が提示されました。討論の参考に付すということで事務局長から参考資料として示されまして、それらも踏まえた上で議論を深めた内容でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、提案内容を1項目ずつ提起させていただきたいと思います。2ページ目でございますでしょうか、お願いしたいと思います。地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定するというものでございます。

法律上の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。これについては、損害賠償の50万円程度であれば町長の専決事項でよろしいということで決定をいたしました。

2つ目、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づいて、議決された契約金の100分の5以内の額の増減をすること。括弧の中にはその額が500万円を超えるときは500万円とするというふうに書かれておりますけれども、このことが議論されました。当初は100分の10ということで要請が町長からありましたけれども、これについてはいささか幅が大き過ぎると、100分の10ということになると幅が大き過ぎるという議論だとか、金額上の要するに限度額を併記すべきだという議論がございまして、けんけんがくがくといいますか、慎重な議論がなされました。そして他の自治体の例なども参考にいたしまして、田上町としては100分の5、5%以内ということにいたしまして、限度額は500万円ということにいたしました。

次に、3番目は一部事務組合及び広域連合を組織する地方公共団体の数の増減又は名称の変更に伴う規約の変更に関すること、これについても町長に権限委任をしようということにしたわけでございます。

皆さんご存じのとおり、この権限委任をすれば、この範囲内で行う町長の専決処分については議会報告はなされますけれども、承認案件から除外されます。ですから、私たちとしては議会の権能、議会の町民から負託されているチェック機能、こういうものを一部町長に委任するわけでございますので、慎重な議論が必要だった

ということでございます。本会議におきましても、そういう視点から皆さん方のご意見をいただければ幸いだというふうに思いますので、どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、私から３件についての提案を終わります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの３案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井　豊君）　２つ目の公務、疾病、出産、その他の事故についてなのですけれども、委員会の中で出産に関する、私これこういう定義ぴったりだと思うのですけれども、出産に対する定義といいましょうか、どれまでの範囲というふうに議論はあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。というのは、産後何日までとかまたは出産前何日からとかという形で、またそれをどこの場で判断するのかというような議論がされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議会運営委員長（関根一義君）　実はその点につきましても議論がなされましたというか、質問がございまして、職員に準ずるという中身で局長から職員の取り扱いの報告がなされました。産前６週、産後８週間の休暇が申し出によって職員については保障されているということでございますので、議員のいわゆる議会欠勤についてもそのようなものを適用して、その範囲内で十分子育てに専念していただこうというふうな内容として議論がなされました。

８番（松原良彦君）　私もひとつ委員長にお聞きしたいのですけれども、私も同じく同僚議員の今発言した内容に関するものでございますが、公務、疾病、出産とありますけれども、もし議員が外国に行った場合、今回特に安全の関係で風とか雪のために飛行機が出ないとか、船が出ないとか、そういう場合、おくれて当日出席できない場合、この新しい文章では当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないとありますが、もう少しその点を緩めて電話なり何かそういうものでもいいのか、そこの辺の議論があったのか、お聞きしたいと思います。

議会運営委員長（関根一義君）　ただいま松原議員から出された議論については、そこまでの議論はいたしておりませんでした。ただ、私たちが議会を欠勤といいますか、休む場合については事前に報告をするというのが、これはその議員の責任においては当然のことだと思いますから、そういう文章表現でなされるということについては当然だというふうに私は思っています。

なお、ただいま松原議員から出されたようなことが、絶対私たち議員の中では発

生しないのかといえば、それは発生し得るわけです。それは今度は常識的な範囲内において事後速やかにというふうな対応で、それは認められるというのが、また社会のこれは一般的に容認された中身だろうというふうにも思いますけれども、条文においてはこのような明文化が必要だろうというふうに私自身は考えています。

議長（渡邉正策君）　ほかにございますか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。関根委員長、ご苦労さまでございました。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、発委第１号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第１号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は委員長提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、発委第１号は委員長提案のとおり決しました。

次に、発委第２号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第２号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は委員長提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、発委第２号は委員長提案のとおり決しました。

最後に、発委第３号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第３号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は委員長提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、発委第３号は委員長提案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前１０時２６分　　散　会

別紙

平成２７年　第１回　田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第３号　平成２７年３月１２日（木）　午前９時開議			
日程	議　案　番　号	件　　　　名	議決結果
		開議	
第１	承 認 第 １ 号	専決処分（平成２６年度田上町一般会計補正予算（第６号））の報告について	承　　認
第２	議 案 第 １ 号	田上町横場運動広場設置条例の制定について	原案可決
第３	議 案 第 ２ 号	田上町教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例の制定について	原案可決
第４	議 案 第 ３ 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第５	議 案 第 ４ 号	町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第６	議 案 第 ５ 号	田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	原案可決
第７	議 案 第 ６ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第８	議 案 第 ７ 号	田上町行政手続条例の一部改正について	原案可決
第９	議 案 第 ８ 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	原案可決
第10	議 案 第 ９ 号	田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正について	原案可決
第11	議案第１０号	田上町社会教育委員設置条例の一部改正について	原案可決

日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　　　名	議決結果
第12	議案第１１号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	原案可決
第13	議案第１２号	田上町立保育所条例の一部改正について	原案可決
第14	議案第１３号	田上町営野球場条例の一部改正について	原案可決
第15	議案第１６号	田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について	原案可決
第16	議案第１７号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	原案可決
第17	議案第１８号	平成２６年度田上町一般会計補正予算（第７号）議定について	原案可決
第18	議案第１９号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について	原案可決
第19	議案第２０号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第１号)議定について	原案可決
第20	議案第２１号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)議定について	原案可決
第21	議案第２２号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について	原案可決
第22	議案第２３号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第２号)議定について	原案可決
第23	議案第２４号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について	原案可決
第24	議案第２５号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第２号）議定について	原案可決
第25	請願第１号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について	不採択

日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　　　　名	議決結果
第26	発　委　第　1　号	田上町議会委員会条例の一部改正について	原案可決
第27	発　委　第　2　号	田上町議会会議規則の一部改正について	原案可決
第28	発　委　第　3　号	専決処分事項の指定について	原案可決
		散会	

第　　４　　号

（　　３　月　24　日　）

平成２７年田上町議会
第１回定例会会議録
（第４号）

１　招集場所　　田上町議会議場

２　開　　議　　平成２７年３月２４日　　午後１時３０分

３　出席議員

１番	今井幸代君	９番	川口與志郎君
２番	椿一春君	１０番	渡邉正策君
３番	有川りえ子君	１１番	池井豊君
４番	浅野一志君	１２番	関根一義君
５番	熊倉正治君	１３番	泉田壽一君
７番	川﨑昭夫君	１４番	小池真一郎君
８番	松原良彦君		

４　欠席議員

　なし

５　地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町長	佐藤邦義	産業振興課長	渡辺仁
副町長	小日向至	町民課長	鈴木和弘
教育長	丸山敬	保健福祉課長	吉澤深雪
総務課長	今井薫	会計管理者	吉澤宏
地域整備課長	土田覚	教育委員会事務局長	福井明

６　本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	中野幸作
書記	渡辺絵美子

７　議事日程

　別紙のとおり

８　本日の会議に付した事件

　議事日程に同じ

午後1時50分　　開　議

議長（渡邉正策君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第４号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第１　議案第３４号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定について

議長（渡邉正策君）　日程第１、議案第34号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長　佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君）　ただいま上程になりました議案第34号　平成26年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ7,800万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億5,269万4,000円といたすものであります。

その内容といたしましては、地方への好循環拡大に向けました緊急経済対策が閣議決定されまして、それを受けまして国の平成26年度の補正予算が成立し、地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されたことに伴い、内定をいただきましたので、関連経費の追加をお願いするものであります。

この交付金の目的は、地域消費喚起・生活支援型、いわゆる経済対策、生活者への支援と地方創生先行型、いわゆる地方の活性化、人口減少対策という趣旨の異なる２つの柱で構成されているものであります。１つ目の柱である地域消費喚起・生活支援型の事業といたしましては、プレミアム率を20％にした商品券の発行や割引率33％とした湯ったり旅行券の発行などを実施。２つ目の柱である地方創生先行型につきましては、地方版総合戦略の策定に係る関連経費のほか、平成27年度に予定しておりました少子化対策事業及び農業振興事業に対する創業支援などに係る関連経費の追加をそれぞれお願いするものであります。

また、第２表、繰越明許費につきましては、これら事業の年度内の執行が見込めないため、その予算を繰り越すものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邉正策君）　以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。ただいま各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、これからの休憩中に委員会を開いて審査をお願いいたします。

委員会の開催場所は、総務産経常任委員会は第１委員会室、社会文教常任委員会は大会議室にて同時開催でお願いいたします。

それではしばらく休憩いたします。本会議の再開は、追って連絡いたします。

午後１時５５分　　休　憩

午後２時４５分　　再　開

議長（渡邉正策君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（渡邉正策君）　先ほど各常任委員会に付託いたしました案件につきまして、お手元に配付のとおり審査報告書が各委員長から提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております各委員長からの審査報告の案件につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日

程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第１　議案第３４号　平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定について

議長（渡邉正策君）　追加日程第１、議案第34号を議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長　熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第34号　平成26年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定についての中、第１表の歳入、第１表、歳出のうち２款総務費、６款農林水産業費、７款商工費、第２表、繰越明許費のうち２款総務費、６款農林水産業費、７款商工費でありますが、原案可決でございました。

内容につきましては、それぞれ全員協議会などで説明もいただいておりますし、予算審査の中でも説明もいただいておりますので省略いたしますが、質疑の中で今回総合戦略の策定の委員会も設けて５年間計画をつくっていくということになっておりますが、５年間の内容について、今回は地方創生先行型とか地域消費喚起・生活支援型とかという事業に分かれておりますが、この辺が５年間こういった形で継続していくのかというような質疑がございましたが、担当の総務課のほうは情報不足でなかなか今後のことについてはまだはっきりしていないということで、当然県も計画をつくっていくということだそうでありますので、その辺の整合性をとりながら、今後計画策定をしていきたいというような答弁でございました。あと県には全県のこういった取り組みの情報を流してほしいということで要望はしているという答弁もございました。

あと、いろいろ新聞でも既に出ているということで、対策の係というか課のようなものの設置も必要ではないかというような質疑もございましたが、アンテナを伸ばしてこの対策に乗りおくれないようにというような議論もございました。

それとプレミアム商品券については、湯ったり旅行券もそうでありますが、あじ

さいまつり前には発行していきたいという答弁がございました。それとあと商工会員以外の事業所の取り扱いができるようにというような要望もありましたし、店の情報もしっかりとどこの店にどういうものが取り扱いできるのかというようなものも情報としては出していくべきではないかということで、そういったことも商工会や旅館組合のほうに要望してほしいというような議論もございました。

以上が質疑の概要でございます。審査の結果は原案可決でございました。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長　川﨑昭夫君登壇）

社会文教常任委員長（川﨑昭夫君）　お疲れさまです。続きまして、社会文教常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第34号　平成26年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定についてですが、これも総務産経と同じく全協等で説明されておりますが、簡単な内容ですが、説明しますが、消費喚起・生活支援型で942万9,000円を、地方創生先行型で352万円を平成26年度で補正するものですが、その中で質疑等がありました、２件ほどありましたが、妊婦健康診査はどのぐらいの人数を予定されているのですかという質問で、70名ほどを予定しているそうです。それから、少子化の現在、これらの事業の必要性を毎年検証していく必要があるのではないかというような意見がありましたが、それらの意見等を踏まえまして、審査の結果は原案可決です。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。川﨑委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決しました。

日程第２　議案第１４号　田上町介護保険条例の一部改正について

日程第３　議案第１５号　田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長（渡邉正策君）　日程第２、議案第14号及び日程第３、議案第15号の２案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について特別委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長　関根一義君登壇）

予算審査特別委員長（関根一義君）　予算審査特別委員会の報告をいたします。

14号、15号の関係についてご報告を申し上げたいと思います。議案第14号　田上町介護保険条例の一部改正について、審査の結果、原案可決であります。議案第15号田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決でございます。

それでは、議論あるいは質疑が行われた特徴点についてご報告申し上げたいと思います。議案第14号、介護保険条例の一部改正につきまして議論がなされましたので、ご報告をいたします。本条例の改正につきましては、所管の保健福祉課から資料に基づきまして条例改正の内容が説明されました。また、関連しますあじさいの里の50床増床に関する諸事項も説明がなされました。保険料見直しの背景と今後の見直し等について質問がございまして、これに関しまして保健福祉課長のほうから所見が述べられました。50床の増床及び自然増などで2,000円程度の増額を予想をしたと。しかし、自然増が想定より低かったこと、基金を相当額繰り入れたことなどによりまして、1,000円の引き上げ増額に抑えることが可能になったということ。それから、介護保険料につきましては県内30市町村の平均レベルであるというふうな見解が述べられました。以上、14号に関する質疑の内容でございます。

以上で報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。関根特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決しました。

日程第　４　議案第２６号　平成２７年度田上町一般会計予算議定について
日程第　５　議案第２７号　同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第　６　議案第２８号　同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第　７　議案第２９号　同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第　８　議案第３０号　同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第　９　議案第３１号　同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第１０　議案第３２号　同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第１１　議案第３３号　同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（渡邉正策君）　日程第４、議案第26号から日程第11、議案第33号までの８案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について特別委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長　関根一義君登壇）

予算審査特別委員長（関根一義君）　引き続きまして、予算審査特別委員会の報告をいたします。

先ほど14号、15号につきまして報告いたしましたけれども、当委員会に付託されました案件は、14号、15号を含めまして10案件でございます。改めて申し上げませんが、26号から33号までの８案件プラス先ほどの２案件でございました。

それでは、審査の結果について逐次報告を申し上げたいと思います。議案第26号から33号まで、審査の結果、各議案とも原案可決でございます。それぞれの議案名については省略させていただきます。

審査における主な特徴点につきましてご報告をいたします。最初に、議案第26号、平成27年度一般会計予算案について報告をいたします。審査は関係課長、局長に対する質疑形式で行われ、その件数は99件に上りました。最初に、歳入全般に関しまして報告をいたします。地方交付税が300万円減となっているが、消費税のアップによって配分比率が変わった。総体的財源比率の傾向をどのように見ているのか、また法人税が伸び、徴収率も伸びている。全体像をどのように認識しているのかという質問がございました。執行側から見解が述べられました。自主財源はここ数年大きな変化はない。町の財政規模はおおむね43億円程度が適当と考えているという見解でございました。

次に、歳出に関しまして款別に報告を申し上げたいと思います。総務費関係でございますけれども、総務費関係ではマイナンバー制度の導入についての質問がございました。スケジュールなど細部の説明を求めるというものでございました。また、中長期在留者の実態の説明が求められました。総務課長からは資料等に基づきましてそれぞれ明らかにされたところであります。内容については全議員が参加しておりますので、省略させていただきたいと思います。

また、ＬＥＤの事業の概要及び事業計画資料提出が求められました。これらも関係課長から資料が提出され、説明を受けました。また、この事業はＰＦＩ方式によるものかという問いに対して、そのようなものであるという見解が述べられました。

次に、農林水産業費の関係について報告をいたします。多面的機能支払交付金の過剰交付問題について多くの意見が出されました。経過と原因、そして処理のあり方について多数の質疑が出されたものでございました。そのような状況の中で私は途中全協に切りかえまして、集中議論を行っていただきました。その結果、委員会は、原因については解明されたということでございましたけれども、公金の返納処理のあり方について問題が残るという認識のもとに、委員会名で委員会で出されました意見を付して、町長に再検討を申し入れることといたしました。町長からは最終日の総括答弁の後に委員会の申し入れに対して見解が述べられました。町長の見解は、原因は協定書の確認を怠ったものであり、委員会の申し入れに関しては真摯に受けとめたい。今後関係者と協議し、事態の収束を図っていきたいのだという回答がございました。この町長の見解に対しまして、委員会はこれを了解することにいたしました。

次に、土木費の関係についてご報告を申し上げます。最初に、担当課長より予算編成の考え方が示されました。また、施設整備施工箇所計画が資料提示され、説明を受けました。質問についてご報告申し上げます。雨水対策に関する質問がなされまして、課長からは公共下水道再開に関連し、懸案となっている公共下水道区域の雨水対策を汚水事業に先駆けて実施するものであるということと、さらには計画の内容が説明されました。

次に、羽生田川の護岸改良工事について抜本的対策の指摘がございました。執行側からは事態は認識しているが、この件については長期的検討が必要なのだという見解が述べられました。

次に、町長への総括質疑について報告いたします。総括質疑は３件でありました。１件目は、田上町における外国人対応についての質問がございました。町長からは在留者は39名であり、大半が経営大学の留学生である。技術労働者は３名となっているという現状が報告され、現段階外国人施策は田上町においては行っていない。特に強い要望なども聞いていないという見解が述べられまして、今後さらに在留者がふえるような状況になったときは、今後の課題として受けとめていきたいというふうな見解が述べられました。

次に、本田上工業団地の売却についての質問がございました。町長からは、農工法の規定があり、植物工場は対象外となっている。食品加工については他県の調査検討も必要との見解が述べられました。

最後に、道の駅基本計画策定の委託に当たり質問がございました。町長からは、

道の駅の規模は交通量によって定められるものである。道の駅の策定は今後の課題として重要な課題と認識している。今後構想を策定する中で集客目標や附帯施設内容は検討されるものなのだという見解が示され、平成27年度半ばまでにはある程度の構想をまとめたい旨が示されました。

以上、町長の見解が述べられまして、総括質疑を終え、当委員会の審査全日程が終了いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（渡邉正策君）　特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにして質疑もありませんので、質疑を終結いたします。関根特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

２番（椿　一春君）　それでは、田上町一般会計予算について、このままでは賛成できないという立場で意見を申し上げます。

27年度の新規事業を含む対象の事業は妊産婦医療助成事業で妊婦健診、生産目標数量推進助成金、乳幼児育児用品購入助成、田上子育て応援米事業、出会いサポート、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給制度、最後８番目に新婚世帯家賃支援事業という以上の８案件ですが、これは先ほど34号議案にもありましたが、国策の地域活性化ということで平成26年度の補正予算で先ほど可決されました。地方の活性化、地域住民等緊急支援の交付で実施されることの説明があり、以前この会期中にも全員協議会が開かれ説明がなされ、多くの自治体ではプレミアム商品券などの発行、当町も同じようにプレミアム商品券の発行と旅行券などが予定されています。

先ほどの緊急支援交付金と27年度の一般会計予算に組み入れられている約2,600万円はダブっているので、いずれ減額補正されます。結果、町は預金ができて預金残高が増えるでしょう。それではいけないと思います。平成26年度の補正予算の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金であり、地域の消費喚起・生活支援及び地方創生を目的とした緊急支援でありますので、そこで緊急支援の差額約2,600万円を本来の地域消費の喚起、生活支援となるよう、事業の提案がなされ、約2,600万円は

町民のために生きたお金として使われなければなりません。

そこで、27年度の田上町一般会計予算の議定については、次の条件を定めます。１つは、差額約2,600万円は地域の消費の喚起、生活支援となるための事業に使われること。２つ目に、実施時期は緊急支援のため、６月の議会までにすること。以上の２点の条件をつけて賛成といたします。

以上です。

議長（渡邉正策君）　大変有意義なご意見ありがとうございました。賛成という形で受けとめさせていただきます。

ほかにございますか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決しました。

日程第１２　閉会中の継続調査について

議長（渡邉正策君）　日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邉正策君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君）　３月の２日の本会議から本日までの大変長期間にわたりまして、特に27年度の当初予算につきましてご審議をいただきまして、委員長の関根議員からは名采配をしていただきまして、まとまったというふうに報告を聞いております。

27年度は余り大きないわゆる事業は抱えておりませんでしたけれども、今まで残してきた事業とかそういったものが積み重なりまして、例年並みの予算ということになりました。また、来年以降はいわゆる仮称ですが、交流会館あるいは道の駅などの事業に取りかかりますので、また今年度とは違う予算組みも考えられるところでありますが、いずれにいたしましても、先ほどご報告ありましたように、99件の質問をいただいたということで、十分に予算審議をしていただいたと、こう思って感謝をしているところであります。大変ありがとうございました。

ご承知のように、今年度は統一地方選挙ということでありますので、この選挙は

また町会議員の選挙もあるわけでありますが、それぞれの議員の皆さんにおかれましては、十分準備になっていると思いますが、ぜひまたこの議場に必ずカムバックなるように、それぞれの議員におかれましては頑張っていただきたいなと、こう思っているところであります。

私ごとで大変恐縮でありますが、この議会中は本会議からそれこそせきがとまらなくて、肺炎を起こしておりまして、肺炎治ったかと思ったら今度はぜんそくだということで、とうとうきょうまで大変耳ざわりで大変ご迷惑をかけたことをおわびいたします。そういったことで早く体調を治して27年の事業に取りかかりたいと、こう思っておるところであります。

大変長い間、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（渡邉正策君）　これをもちまして平成27年第１回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後３時２１分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２７年３月２４日

田上町議会議長　　渡　邉　正　策

田上町議会議員　　川　﨑　昭　夫

〃　　議員　　松　原　良　彦

別紙

平成２７年　第１回　田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第４号　平成２７年３月２４日（火）　午後１時３０分開議			
日程	議　案　番　号	件　　名	議決結果
		開議	
第１	議案第３４号	平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定について	付　託
追加日程第１	議案第３４号	平成２６年度田上町一般会計補正予算（第８号）議定について	原案可決
第２	議案第１４号	田上町介護保険条例の一部改正について	原案可決
第３	議案第１５号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
第４	議案第２６号	平成２７年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第５	議案第２７号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第６	議案第２８号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第７	議案第２９号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第８	議案第３０号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第９	議案第３１号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決

日程	議　案　番　号	件　　　　　　　　　　　　　名	議決結果
第10	議案第３２号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決
第11	議案第３３号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第12		閉会中の継続調査について	決　　定
		閉会	